

第 1 3 1 回長崎県市長会議 会議次第

日時：令和 4 年 8 月 19 日(金) 9 時～
場所：壱岐の島ホール

I 開 会

II 会長あいさつ

III 開催市長あいさつ

IV 議 事

1 審議事項

- (1) 第 1 3 1 回長崎県市長会議案審議
- (2) 九州市長会提出議案の選定について
- (3) 令和 3 年度長崎県市長会収支決算書（案）について

2 報告事項

副市長会からの報告について

3 その他

V 閉 会

1 審議事項

(1)第131回長崎県市長会議案審議

番号	国	県	件名	市長会議での説明市
1			新型コロナウイルス感染症対策に関する提言	
	1	1	医療提供体制の確保について	
	2	-	保健所の体制強化について	
	-	2	検査体制等の強化について	
	3	-	クルーズ船等の対応について	
	-	3	感染者発生状況公表の見直しについて【新規】	大村市
	4	4	地方財源の確保について	
	5	-	医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について	
2			都市財政の拡充強化に関する提言	
	1	1	都市財政の充実強化について	
	2	-	地方消費者行政の拡充への支援等について	
	3	-	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	
	4	2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	
	5	3	公共下水道への財政措置の拡大について	
	6	4	廃棄物処理対策の強化について	
	7	5	海岸漂着物対策の財政支援措置について	
	8	6	治水事業に対する財政措置等について	
	9	7	地方バス路線維持対策について【更新】	対馬市
	10	-	水道事業に対する財政措置の強化について	
	11	8	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	
	12	9	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	
	13	10	離島航空路線の維持について	
	14	-	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	
	15	11	半島航路の維持・確保について	
	-	12	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	
	16	-	世界遺産保護のための財政支援措置について	
	17	13	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	
	-	14	空き家対策への支援について【更新】	
	18	15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	
	19	16	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	
	20	-	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について	
	21	17	石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について【廃案】	
	21	17	ふるさと納税に係る返礼品について【更新】	佐世保市
	18	18	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について	
	22	19	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	
	23	-	地方創生拠点整備交付金の自由度向上について	
	24	20	犯罪被害者等支援の充実について	
	25	21	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	
3			国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	
	1	1	医療保険制度改革について	
	2	-	当面の措置及び制度運営について	
	3	-	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	
	4	-	保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて	
	-	2	保険税の負担上昇抑制について	
4			地域医療保健の充実強化に関する提言	
	1	1	地域医療における医師確保対策等について	
5			福祉施策の充実強化に関する提言	
	1	1	保健福祉施策等の充実強化について	
	2	-	障害者福祉施策の充実強化について	
	3	2	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	
	4	-	在宅福祉事業費補助金における補助対象老人クラブの会員数の基準緩和について	
	5	-	民生委員・児童委員の担い手の確保について	
6			介護保険制度等に関する提言	
	1	1	第1号被保険者の保険料について	
	2	2	介護従事者の人材確保について	
7			生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	
	1	-	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について	
8			九州新幹線等の整備促進に関する提言	
	1	1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	
	2	2	県下幹線鉄道の整備改善について	
	3	3	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	

番号	国	県	件名	市長会議 での説明市
9			高速道路網等の整備促進に関する提言	
	1	-	道路整備の安定的財源確保について	
	2	1	道路網の整備について	
	3	-	道路事業における補助制度の拡充について	
	4	-	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について	
	5	2	地方における無電柱化事業の促進について	
	6	3	港湾の整備促進について	
	7	-	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について	
10			農林水産業の振興に関する提言	
	1	1	農業の振興対策について	
	2	2	水産業の振興対策について	
	3	-	燃油等高騰対策の強化について【新規】	五島市
11			地域経済の活性化に関する提言	
	1	1	地域経済牽引事業への支援措置について	
	2	-	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	
	-	2	工業団地の整備について【更新】	島原市
	-	3	V・ファーレン長崎への支援について	
12			学校教育の充実に関する提言	
	-	1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について	
	-	2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	
	-	3	派遣指導主事の配置について	
	-	4	養護教諭の配置について	
	-	5	学校事務職員の配置について	
	-	6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	
	-	7	学校栄養教員・栄養教諭の配置について	
	-	8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	
	-	9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための財政支援について	
	-	10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	
	-	11	特別支援学級編制基準の弾力化について	
	-	12	統合型校務支援システムの導入について	
	-	13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	
13			デジタル化の推進に関する提言	
	1	-	自治体情報システムの標準化・共通化について	
	2	-	地域社会のデジタル化の推進について	
	3	-	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	
	4	-	小中学校等におけるICT環境整備に係る財政支援について	
14			地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	
	1	-	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底について【更新】	
	2	-	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	

(2) 九州市長会議提出議案の選定(5件以内を選定)

- 第 1 号議案 新型コロナウイルス感染症対策に関する提言
- 第 8 号議案 九州新幹線等の整備促進に関する提言
- 第 9 号議案 高速道路網等の整備促進に関する提言
- 第 10 号議案 農林水産業の振興に関する提言
- 第 13 号議案 デジタル化の推進に関する提言

第131回長崎県市長会議審議議題目次

国への提言

第1号議案	新型コロナウイルス感染症対策に関する提言	P 3
1	医療提供体制の確保について	P 3
2	保健所の体制強化について	P 3
3	クルーズ船等の対応について	P 4
4	地方財源の確保について	P 5
5	医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について	P 5
第2号議案	都市財政の拡充強化に関する提言	P 6
1	都市財政の充実強化について	P 6
2	地方消費者行政の拡充への支援等について	P 8
3	国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について	P 9
4	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	P 9
5	公共下水道への財政措置の拡大について	P 9
6	廃棄物処理対策の強化について	P 10
7	海岸漂着物対策の財政支援措置について	P 12
8	治水事業に対する財政措置等について	P 13
9	地方バス路線維持対策について（更新）	P 13
10	水道事業に対する財政措置の強化について	P 14
11	急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について	P 15
12	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	P 15
13	離島航空路線の維持について	P 16
14	離島地域における燃油コスト等の格差是正について	P 17
15	半島航路の維持・確保について	P 18
16	世界遺産保護のための財政支援措置について	P 18
17	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	P 19
18	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	P 19
19	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 19
20	公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について	P 20
○	石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について（廃案）	P 20
21	ふるさと納税に係る返礼品について（更新）	P 21
22	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	P 21
23	地方創生拠点整備交付金の自由度向上について	P 22
24	犯罪被害者等支援の充実について	P 22
25	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	P 22
	関連資料（資料2-1 ～ 資料2-14）	P 24
第3号議案	国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言	P 44
1	医療保険制度改革について	P 44
2	当面の措置及び制度運営について	P 45
3	特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて	P 45
4	保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて	P 46
	関連資料（資料3-1）	P 47
第4号議案	地域医療保健の充実強化に関する提言	P 48
1	地域医療における医師確保対策等について	P 48
	関連資料（資料4-1）	P 50

第5号議案	福祉施策の充実強化に関する提言	P 51
1	保健福祉施策等の充実強化について	P 51
2	障害者福祉施策の充実強化について	P 52
3	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	P 52
4	民生委員・児童委員の担い手の確保について	P 53
	関連資料（資料 5-1 ～ 資料 5-2）	P 55
第6号議案	介護保険制度等に関する提言	P 57
1	第1号被保険者の保険料について	P 57
2	介護従事者の人材確保について	P 57
	関連資料（資料 6-1）	P 58
第7号議案	生活環境の保全・整備等の充実に関する提言	P 59
1	九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける 火山観測・研究体制の強化について	P 59
第8号議案	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 60
1	九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	P 60
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 61
3	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	P 61
	関連資料（資料 8-1）	P 63
第9号議案	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 64
1	道路整備の安定的財源確保について	P 64
2	道路網の整備について	P 64
3	道路事業における補助制度の拡充について	P 67
4	社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の 緩和について	P 67
5	地方における無電柱化事業の促進について	P 67
6	港湾の整備促進について	P 68
7	公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の 交付手数料の免除制度の拡充について	P 68
	関連資料（資料 9-1 ～ 資料 9-3）	P 69
第10号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 77
1	農業の振興対策について	P 77
2	水産業の振興対策について	P 78
3	燃油等高騰対策の強化について（新規）	P 79
	関連資料（資料 10-1 ～ 資料 10-2）	P 81
第11号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 83
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 83
2	国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について	P 83
	関連資料（資料 11-1）	P 84
第12号議案	欠番（国への提言がないため）	P 85
第13号議案	デジタル化の推進に関する提言	P 86
1	自治体情報システムの標準化・共通化について	P 86
2	地域社会のデジタル化の推進について	P 86
3	社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について	P 87
4	小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について	P 88
第14号議案	地方自治体の円滑な行政運営に関する提言	P 89
1	「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知の徹底に ついて（更新）	P 89
2	自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について	P 90

県への提言

第1号議案	新型コロナウイルス感染症対策に関する提言	P 93
1	医療提供体制の確保について	P 93
2	検査体制等の強化について	P 94
3	感染者発生状況公表の見直しについて（新規）	P 94
4	地方財源の確保について	P 95
第2号議案	都市財政の拡充強化に関する提言	P 96
1	都市財政の充実強化について	P 96
2	浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について	P 98
3	公共下水道への財政措置の拡大について	P 98
4	廃棄物処理対策の強化について	P 99
5	海岸漂着物対策の財政支援措置について	P 101
6	治水事業に対する財政措置等について	P 102
7	地方バス路線維持対策について（更新）	P 102
8	自然災害等対策事業に対する財源確保について	P 104
9	離島航路事業に対する財政支援の拡充等について	P 105
10	離島航空路線の維持について	P 106
11	半島航路の維持・確保について	P 107
12	国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について	P 108
13	市街地再開発事業に対する財政支援措置について	P 108
14	空き家対策への支援について（更新）	P 109
15	大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について	P 109
16	公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について	P 109
○	石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について（廃案）	P 110
17	ふるさと納税に係る返礼品について（新規）	P 111
18	小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について	P 111
19	自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について	P 111
20	犯罪被害者等支援の充実について	P 112
21	ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について	P 112
	関連資料（資料 2-1 ～ 資料 2-10）	P 113
第3号議案	国民健康保険制度に関する提言	P 126
1	国民健康保険制度について	P 126
2	保険税の負担上昇抑制について	P 126
第4号議案	地域医療保健の充実強化に関する提言	P 127
1	地域医療における医師確保対策等について	P 127
	関連資料（資料 4-1）	P 130
第5号議案	福祉施策の充実強化に関する提言	P 131
1	子ども福祉医療費制度の創設について	P 131
2	放課後児童クラブに係る財政支援の充実について	P 131

第6号議案	介護保険制度等に関する提言	P 132
1	第1号被保険者の保険料について	P 132
2	介護従事者の人材確保について	P 132
	関連資料（資料6-1）	P 133
第7号議案	欠番（県への提言がないため）	P 134
第8号議案	九州新幹線等の整備促進に関する提言	P 135
1	九州新幹線西九州ルート of 着実な整備について	P 135
2	県下幹線鉄道の整備改善について	P 136
3	地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	P 136
	関連資料（資料8-1）	P 138
第9号議案	高速道路網等の整備促進に関する提言	P 139
1	道路網の整備について	P 139
2	地方における無電柱化事業の促進について	P 142
3	港湾の整備促進について	P 142
	関連資料（資料9-1 ～ 資料9-2）	P 144
第10号議案	農林水産業の振興に関する提言	P 151
1	農業の振興対策について	P 151
2	水産業の振興対策について	P 152
	関連資料（資料10-1 ～ 資料10-2）	P 154
第11号議案	地域経済の活性化に関する提言	P 156
1	地域経済牽引事業への支援措置について	P 156
2	工業団地の整備について（更新）	P 156
3	V・ファーレン長崎への支援について	P 156
	関連資料（資料11-1～ 資料11-2）	P 158
第12号議案	学校教育の充実に関する提言	P 160
1	全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置 の拡大について	P 160
2	少人数学級編制に伴う財政支援措置について	P 160
3	派遣指導主事の配置について	P 160
4	養護教諭の配置について	P 161
5	学校事務職員の配置について	P 161
6	小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクール ソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について	P 161
7	学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 162
8	学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 162
9	ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置 のための財政支援について	P 162
10	長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 162
11	特別支援学級編制基準の弾力化について	P 163
12	統合型校務支援システムの導入について	P 163
13	中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 163
	関連資料（資料12-1～ 資料12-6）	P 164

国への提言

第1号議案

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます国と地方自治体が強力で結束し、対応を図ることが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療提供体制の確保について〔継続4回〕

- (1) 医療機関が抗原定性検査キットや、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を引き続き安定的に確保できるよう努めること。(長崎市)

(説明)

- ・現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が継続し生じている。また、他の医療機関においてはも、特に令和2年度において受診抑制などの影響を受けにより、本来確保できるはずの収益が得られない状況となったことや、未だ患者数がコロナ以前の状態に戻っていないことなどによる経営悪化が懸念されている。しており、特に小児科など一部の診療科においては、患者数の大幅な減少が継続している。

今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないように、引き続き医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。(長崎市)

(説明)

- ・現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

2. 保健所の体制強化について〔継続4回〕

保健所は住民生活と健康を守る公衆衛生の拠点であり、特に感染症の拡大期においては、各行政機関、地域の医師会、関係医療機関との協力体制を堅持する上でも中心となる重要な機関であることから、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関する業務の増大により、保健所が機能不全に陥らないよう関係機関との人的支援を含めた協力体制を構築すること。
- (2) 感染拡大に備え、保健師や臨床検査技師の増員などにより、体制を強化できるよう財政支援の拡充を図ること。
- (3) PCR検査の充実をはじめ試薬や検査機器など感染拡大防止対策に必要な資機材の安定的な調達・供給を図るとともに、検査に係る人材を確保するなど、検査体制強化のためのソフト・ハード両面での財政面を含めた支援の強化を図ること。

3. クルーズ船等の対応について〔継続4回〕

新型コロナウイルスの感染者が発生した外国籍クルーズ船への対応については、市中で発生したケースと同様、外国人旅行者として扱うこととなり、第一義的には入港した都市の管轄の保健所が対応しているところである。

しかしながら、船籍に関わらず大型クルーズ船の乗員、乗客は、数千人にもなり、ひとたび船内で集団感染が発生すれば、マンパワーが限られる地域の保健所では対応が困難であると思慮される。

また、船籍国、船舶所有者、運航会社の責任範囲について、国際的なルールの明確化が必要であると考えている。

検査費用及び入院患者の医療費についても、感染症法に基づき、地元自治体が費用の一部を負担することとなり、交付税措置はあるもののかなりの財政負担を強いられる。

現在、地方負担分については、令和2年度補正予算で追加された内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、地方負担額を算定基礎として全額交付限度額に算定される仕組みとなっているところであるが、引き続き、地方の財政負担を軽減する仕組みが必要であると考えている。

よって、検疫法による検疫を終え入港した外国籍クルーズ船等において感染症の集団感染が発生した場合の対応及び費用負担について、国が責任を持って対応するよう必要な法整備や国際ルールの明確化、体制整備を行うこと。

(長崎市)

(説明)

- ・現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

4. 地方財源の確保について〔継続4回〕

(1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大防止対策や社会経済対策~~などをはじめ~~、原油価格・物価高騰等対策など、地方の実情に応じた様々な取り組みの必要に迫られている。~~を今後も引き続き行っていく必要がある~~。令和3年12月及び令和4年4月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付措置がなされたが、今後も更なる経済回復に向け、各市が地域の実情に応じた反転攻勢をかけるための各種対策経済対策や感染拡大防止策を行っていくことができるよう、感染症の動向を注視し、必要に応じて追加の措置交付を行うなど、コロナ後の新しい社会経済をつくるための柔軟な支援を行うこと。(長崎市、佐世保市、壱岐市)

(説明)

- ・R4.4に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合対策」(案)」が示されたことから、文言を追加するもの(長崎市)
- ・情勢及び交付金の措置状況を反映するもの(佐世保市)
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の時点修正を行うもの(長崎市、壱岐市)

(2) 令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価高騰等の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を引き続き確保すること。(長崎市)

(説明)

- ・R4.4に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合対策」(案)」が示されたことから、文言を追加するもの(長崎市)

(3) 今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税をはじめとする令和2年度に追加された減収補てん債の対象税目について対象とすること。

5. 医療保険制度及び介護保険制度に関する財政支援について〔継続2回〕

国民健康保険制度、後期高齢者医療保険制度及び介護保険制度における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料(税)の減免に対する財政支援について、これまでと同様に減免額の全額を国費により支援すること。

第2号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続4回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

- ① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。
- ② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。
また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。
なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。
- ③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。
- ④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。
特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇幅を評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は既定規定の負担調整措置を確実に実施すること。

(資料2-1 参照)

(説明)

・誤字を修正するもの(長崎市)

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和4年度の地方財政計画について、地域社会のデジタル化の推進、公共施設の脱炭素化の取組等の推進や消防・防災力の一層の強化のための事業費が確保されている。

地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

- ② 地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和4年度の地方財政計画においては約1.8兆円となっている。

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加す

る社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 施設整備事業に対する財政措置等について

義務教育施設等、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設については、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化に取り組んでいるところであるが、各自治体の財政規模も考慮しつつ、事業の円滑な執行が確保され、健全な財政運営が可能となるよう、十分な財政支援措置を講じること。

~~令和3年度において~~、義務教育施設については一定の改善がなされたものの、今後においても必要な財源及び国庫負担等の事業量を確実に確保するとともに、実態に応じた建設物価を反映した単価設定を行うこと。

また、施設の廃止、統合などの再編を進めるため、不要となった公共施設の除却に係る地方債について、元利償還金に対する交付税措置を講じるとともに、財産処分基準の一層の弾力化を行うこと。(佐世保市)

(説明)

・R4年度においても改善が見られたため、文言を修正するもの(佐世保市)

2. 地方消費者行政の拡充への支援等について〔継続5回〕

(1) 消費生活相談員の育成及び消費者被害防止対策について

地方においては、消費者安全法に定める専門の資格を有する消費生活相談員(みなし合格者を含む。)が少なく、消費生活相談員の確保が困難な状況であることから、相談員の確保と育成に向けた地方での講習や試験の実施等について対策を講じること。

併せて、地方消費者行政推進交付金に代わり、平成30年度から導入された地方消費者行政強化交付金については、強化事業の対象となる事業が限定され、さらに2分の1の地方負担が生じるなど、地域の実情に応じた事業実施が困難な状況であることから全額補助とするとともに対象事業の拡大を図ること。

(資料2-2参照)

3. 国民保護措置の実施に係る支援の充実強化について〔継続3回〕

(1) 地方自治体負担経費の財政措置について

地方自治体が実施する国民保護のための措置に係る費用については、原則として国の負担とされているが、地方自治体の負担とされる職員の給与、管理及び行政事務の執行に要する費用等についても、国の責任において必要な財政措置を講じること。

また、有事に備えて、資機材の整備や、国、都道府県、市町村、関係機関が連携した訓練を継続するとともに、自治体独自の訓練の実施等に要する経費についても、原則、国の負担とすること。

(2) NBC（核・生物・化学）攻撃に対する対応策の整備について

NBC（核・生物・化学）攻撃による被害想定及びこれに基づく対応策について、国の責任において十分な研究を行い、早期に示すとともに、資機材や特殊な薬品等の適切な備蓄、調達体制を早急に整備すること。

4. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続6回〕

浄化槽設置にかかる市民の費用負担を軽減し、浄化槽の普及を図るため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備に係る財政措置の拡充を強く要請する。

また、浄化槽維持管理費に関しても下水道使用料との差があり、不公平が生じていることから、適正な浄化槽維持管理を実施してもらうための維持管理費に対する財政措置の制度を創設すること。

(資料 2-3 参照)

5. 公共下水道への財政措置の拡大について〔継続3回〕

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保すること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業

への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じること。

(資料 2-4 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の事業については重点化の方針が示された。下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

6. 廃棄物処理対策の強化について [継続 5 回]

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とすること。

また、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 一般廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業に対する循環型社会形成推進交付金の交付要件は、二酸化炭素排出削減をするものに限定されており、延命化や施設の機能回復のための基幹的設備改良については交付の対象となっていない。

また、特にマテリアルリサイクル推進施設は、循環型社会の形成及び推進をしていくうえで重要な施設であることから、施設の延命化等の基幹的設備改良についても交付要件を緩和し財政措置の対象とすること。

- ③ 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図ること。

(2) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品のリサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図ること。
- ② 家電リサイクル法で定められた対象品目（現家電4品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とすること。
- ③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築すること。

(3) 小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じること。

(4) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みを構築すること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備すること。

~~(5) リチウムイオン電池等の適正処理について〔継続1回〕~~

~~リチウムイオン電池等について、従来からプラスチック製容器包装などへの混入によるごみ収集車や処理施設での火災のリスクが問題視されているが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行によるプラスチック一括回収に伴い、そのリスクがより高まると考えられるため、製造・販売事業者に対し、自主回収の拡大や商品本体から電池等の取り外しが容易に行える製品構造設計を促すとともに、消費者への商品廃棄時における電池等取扱いに関する注意喚起を義務付けるなど適正処理の仕組みを整備すること。~~

(説明)

提言しない(長崎市)

- ・国において令和4年3月にリチウム蓄電池等処理困難物対策集が策定され、具体的な対策として「製品への表示」や「取り外しが容易な設計を行う」等が示されたことや、業界団体でも国の広域認定制度を活用した回収促進が進められている状況を踏まえたもの(長崎市)

7. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続3回〕

(1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

(資料 2-5 参照)

(2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じること。

8. 治水事業に対する財政措置等について〔継続5回〕

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついでには、治水事業の一環として河川の定期的な除草や浚渫を行うこと。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、国においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充を図ること。

(資料 2-6 参照)

9. 地方バス路線維持対策について〔更新〕(雲仙市、長崎市、佐世保市、島原

市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市)

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度から「地域公共交通確保維持改善事業」を創設し、支援の充実が図られているが、地域間幹線系統路線及び地域内フィーダー系統路線の補助要件及び補助対象経費の緩和等、市町村が実施する**路線撤退後の交通手段確保等施策**に対する財政措置の充実・強化を図ること。

また、地域内フィーダー系統確保維持改善事業の市区町村毎の国庫補助上限額の**引上げ撤廃**等補助要件の緩和を図ること。

(2) バス料金の低廉化について

~~併せて、~~バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、**有人国境離島法国境離島新法**の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築すること。

~~さらに、乗合バス事業者等が事業用自動車を購入する場合に、車両減価償却費等国庫補助及び公有民営補助における車両の補助要件を緩和すること。~~

(3) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業費補助金における補助要件から適用除外するなど、補助が受けられるよう特例措置を講じること。

(4) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手が慢性的に不足している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得など、運転手の確保、育成につながる支援制度を構築すること。

(雲仙市)

(資料 2-7 参照)

(説明)

・人口減少社会において、路線バス利用者の減少が続いており、特に離島地域は人口減少が著しく、国庫補助の要件を満たすことができず、安定的、継続的に住民生活を支える路線バスの運行を維持することが懸念される。

現在、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」において、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持は、国の領海等の保全などにとって極めて重要な意義を有し、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが必要とされながらも、国の地域公共交通確保維持改善事業費の補助制度において要件を満たすことができず、基礎自治体の負担のみで島内バス路線を維持せざるを得ない状況である。

国の責務に鑑み、特定有人国境離島地域については、赤字バス路線の補助に係る要件の適用除外など、補助が受けられる特例措置を講じていただくよう要望する。

また、運転手不足は、全国的な問題であり、長崎県においても例外でなく、実際にダイヤの減少が生じていることから、これ以上サービス低下を防ぐために国に対して支援制度を要望するもの。(雲仙市)

10. 水道事業に対する財政措置の強化について [継続 3回]

再構築事業及び耐震化事業について

近年の水道事業は、高度経済成長期に整備された管を含む施設が一斉に法定耐用年数を迎え、更新需要の増大が見込まれている。また、東日本大震災や熊本地震など大規模地震が発生し、大きな被害をもたらしており、地震に備え、施設や管路の耐震化も喫緊の課題となっている。老朽化した施設の更新や耐震化については多額の費用を要し、人口減少に伴う収益減少等による厳しい財政

状況等の理由から管路の経年化率は上昇する一方で、耐震化は思うように進んでいないのが現状であることから、水道基幹施設の再構築事業に対しては、浄水施設・送水施設等を始め、老朽化した施設や管の更新事業を含めた、耐震化事業に対する補助採択基準の拡大及び補助率の向上を行うこと。

(資料 2-8 参照)

11. 急傾斜地崩壊対策事業に対する財源確保等について [継続 5 回]

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効率的に事業を進めることとしているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、所要の財源の確保と事業採択要件の緩和について、格別の配慮がなされることを要請する。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続的な対象となるよう格別の配慮がなされることを要請する。

(資料 2-9 参照)

12. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について [継続 5 回]

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

平成 23 年度より実施された地域公共交通確保維持改善事業の中に、離島航路に対する支援も盛り込まれているが、あらかじめ計画に計上されていない船舶の老朽化等に伴う想定外の経費についても補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うこと。また、今後も更に離島航路補助への十分な財源を確保するとともに、ジェットフォイルや海上運送法第 20 条第 2 項に規定する人の運送をする不定期航路事業などについて離島航路補助制度を適用するよう見直しを行うこと。

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に基づき引き続き財源を確保するとともに、対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図ること。

(2) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

(3) 貨物航路の安定的な運航について

ガソリン、プロパンガスなど住民の生活必需品を輸送する貨物航路について、航路変更又は廃止の場合における事前届け出の義務付けなど、航路の安定的運航の確保のために必要な法整備を行うこと。

(4) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融资を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(5) 有事における離島航路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも多大な影響を及ぼすことから、必要不可欠なものである。

以上のことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 2-10 参照)

13. 離島航空路線の維持について〔継続 2回〕

~~-(1) 機材の更新にかかる支援について~~

~~現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であるとともに、交流人口の拡大にも繋がっており、今後とも安定的な路線の維持・確保が必要であるが、近年、当該路線では機材の不具合による欠航が相次いでおり、運行する地方航空会社において機材更新が計画されている。~~

~~今後の機材更新には多大な費用が生じることから、航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金について、現行では対象外となるリース方式での機材調達経費も対象とするよう制度を見直すとともに、現行4.5%である補助率を、国境離島地域に係る路線の場合には、沖縄路線に就航~~

~~する場合と同等の75%を適用すること。~~

~~また、離島航空路線運航費等補助金については、算定基礎となる標準単価と実単価に大きな差が生じていることから、実態に応じた見直しを行うこと。~~

~~(2) 有事における離島航空路の維持について~~

~~新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。~~

~~本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要不可欠なものである。~~

~~今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。(壱岐市)~~

(資料 2-11 参照)

(説明)

- ・運航する地方航空会社において、次期後継機としてATR機2機の導入を決定し、令和4年度から順次導入され、パイロットや整備士等の養成を行いながら、令和5年度後半から定期便として就航を開始し、令和7年度からATR2機体制での運航を目指すとの方針が示されているため、機材の更新にかかる支援について削除するもの。(壱岐市)

14. 離島地域における燃油コスト等の格差是正について [継続3回]

離島のガソリン価格については、平成23年度から離島のガソリン流通コスト対策事業による補助制度が設けられ、補助単価の見直しも行われているが、依然として本土との価格差が大きい状況が続いている。

離島のように自家用車に大きく依存している地域においては、島民生活において大きな負担となっている。また、産業経済活動においてもガソリン価格差によるコスト増を販売価格等に転嫁できないため、本土との厳しい競争を余儀なくされている。

こうした状況を鑑み、地方財政に影響を及ぼさないよう配慮した上で、格差是正のための制度の見直しと、離島における揮発油税ガソリン税の減免等、新たな制度の早期創設に向けて、特段の措置を講じるよう強く要請する。

(資料 2-12 参照)

15. 半島航路の維持・確保について〔継続5回〕

国においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 地方が実施する港湾使用料減免等の支援策に対する財政措置

減免額相当分に対する支援や、半島地域以外の対岸自治体への航路の確保維持に係る財政支援制度の創設などを行うこと。

(5) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 2-13 参照)

16. 世界遺産保護のための財政支援措置について〔継続1回〕

長崎県内には、平成27年に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」と平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の2つの世界遺産がある。

これら世界遺産の保護を万全なものにするため、世界遺産の構成資産の修復・公開・活用のための整備及びガイダンス施設等の整備に対し、優先的な財政支援措置を講じること。

(資料 2-14 参照)

17. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続1回〕

市街地再開発事業は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えによる大震火災等の災害の抑制につながることとなり、地方都市における安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上に寄与する一方で、財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、必要な財源の確保を行うこと。

18. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔継続5回〕

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設すること。

19. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続1回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図ること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨災害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

20. 公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の期間撤廃について〔継続1回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、インフラの長寿命化事業を対象とした公共施設等適正管理推進事業債について、平成29年度から令和3年度までの時限措置が令和8年度までの5年間延長されたところだが、長寿命化事業は計画的・継続的な取り組みが必要である。

このことから、早期に公共施設等適正管理推進事業債の期間を撤廃し、継続的な長寿命化事業への取り組みが可能となるようにすること。

21. 石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について〔廃案〕

建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年度に法改正が行われ、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるとともに、一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の報告義務が生じることとなった。

一方、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（2014）によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で280万棟あり、その解体のピークが令和10年ごろに訪れると推計しており、件数の増加とともに、石綿含有調査や除去に係る費用の負担感から、適切な措置を講じない事例の増加が懸念される。

このことから、民間の建築物所有者等の費用負担軽減を図るため石綿含有建材の事前調査及び除去等に対する助成制度を新たに創設すること。

(説明)

提言しない(長崎市、大村市)

- ・大気汚染防止法の改正により、石綿について規制対象の拡大、罰則等が強化された背景も踏まえ、補助金ではなく、規制強化により事業者へ法令遵守を求める体制に転換を図るもの。(長崎市)

21 22. ふるさと納税に係る返礼品について [更新]

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外すること。

(説明)

提言する(佐世保市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、老岐市、五島市、雲仙市、南島原市)

- ・H27年度とR2年度の長崎県全体のふるさと納税実績比較によると、寄附額の増加(33.4%増: 8,245,098千円⇒11,005,084千円)に対し、寄附件数の増加(94.9%増: 300,396件⇒585,547件)の方が伸び率が高くなっており、このことから、寄附額の分散化・小口化が進んでおり、返礼品送付回数がますます増加していると言える。

ふるさと納税の返礼品競争は、今後も過熱し、この傾向も拡大していくことが想定されることから引き続き提言を行う必要があるもの(佐世保市)

22 23. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

[継続3回]

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

23 24. 地方創生拠点整備交付金の自由度向上について〔継続3回〕

地方創生に資する先導的な施設整備等への支援については、地方創生拠点整備交付金が創設されており、当該交付金は、地方公共団体が実施する施設整備等を想定している。

地方創生は、産学官金労言士の多様な関係者で取り組むものであることから、民間事業者等が実施する施設整備等について、国や地方が真に地方創生に資するものとして公共性を認める場合は、本交付金の対象となるよう制度改善を行うこと。

また、地方が必要とする総額を当初予算において確保するとともに、補正予算分についても複数年度の施設整備事業の採択要件の緩和を図ること。

24 25. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続3回〕

国の犯罪被害者等給付金については、給付申請から給付までに時間がかかっていることから、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、早期に支給できるように、更なる運用改善を図ること。

25 26. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続1回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取り組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを継続的かつ着実に推進するため、次の事項について特段の配慮を図ること。

(1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が500以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるように、総合的な財政支援の拡充を図ること。

(2) 地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

(3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われることとなっているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	令和2年度	令和3年度
長崎市	40,792	49,308
佐世保市	36,765	40,790
島原市	0	0
諫早市	33,740	43,204
大村市	19,814	21,177
平戸市	0	0
松浦市	0	0
対馬市	0	0
壱岐市	2,130	2,292
五島市	4,488	4,677
西海市	25,583	28,347
雲仙市	9,000	10,089
南島原市	6,887	7,456
県内13市の合計	179,199	207,340

消費者行政の状況調査

	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
推計人口(R4.4.1)	400,472	237,240	42,130	132,345	95,871	28,476	21,499	27,283	24,049	33,204	25,299	40,231	40,877
世帯数	185,906	103,170	16,865	53,632	39,930	11,842	10,046	12,337	9,579	16,234	10,873	15,171	15,784
(1)令和4年度消費者センター職員数(人)	25	8	3	4	6	5	2	3	1	5	7	5	7
(2) (1)うち、消費者行政に関する業務を行っている職員数(人)	11	8	3	4	6	5	2	3	1	2	6	4	6
(3) (2)うち、消費生活相談員数(人)	5	3	2	2	4	1	1	1	1	2	3	2	1
(4) (3)うち、資格保有者数(人)※1	5	2	1	2	2	0	1	0	0	2	1	1	1
令和4年度消費者行政に関する予算額(正規職員の 人件費、計量行政費は除く)(千円)	41,974	14,016	6,621	12,831	13,781	4,181	5,643	4,346	3,455	7,543	6,079	7,769	7,683
特定財源:消費者庁基金(交付金)からの 充当等(千円)	6,803	577	874	1,613	3,642	519	428	1,726	720	3,865	268	1,899	725
(対予算の割合)	16.21%	4.12%	13.20%	12.57%	26.43%	12.41%	7.58%	39.71%	20.84%	51.24%	4.41%	24.44%	9.44%
うち消費者行政推進補助金により相談 員の人件費に充当する額(千円)	0	0	0	635	3,293	519	0	1,512	0	3,265	0	796	0
(対予算の割合)	0.00%	0.00%	0.00%	4.95%	23.90%	12.41%	0.00%	34.79%	0.00%	43.29%	0.00%	10.25%	0.00%
一般財源(千円)	32,970	13,439	5,747	11,186	10,139	3,652	5,215	2,620	567	3,678	5,811	5,870	6,958
(対予算の割合)	78.55%	95.88%	86.80%	87.18%	73.57%	87.35%	92.42%	60.29%	16.41%	48.76%	95.59%	75.56%	90.56%
消費生活相談員報酬(含む共済費) (千円)【補助金+一財】	19,378	11,077	5,526	5,511	12,178	3,679	2,297	3,011	2,168	6,585	5,286	5,977	5,981
(対予算の割合)	46.17%	79.03%	83.46%	42.95%	88.37%	87.99%	40.71%	69.28%	62.75%	87.30%	86.96%	76.93%	77.85%
3年度相談件数(件)	2,925	1,835	475	724	653	256	195	44	72	236	114	286	270
2年度相談件数(件)	3,400	2,074	462	843	713	133	178	46	100	258	106	298	232

※1 資格とは、①消費生活相談員 ②消費生活専門相談員 ③消費生活アドバイザー ④消費生活コンサルタント を指す。

※2 壱岐市は、消費生活相談員報酬を消費者行政ではなく通常の人事予算から支出している。

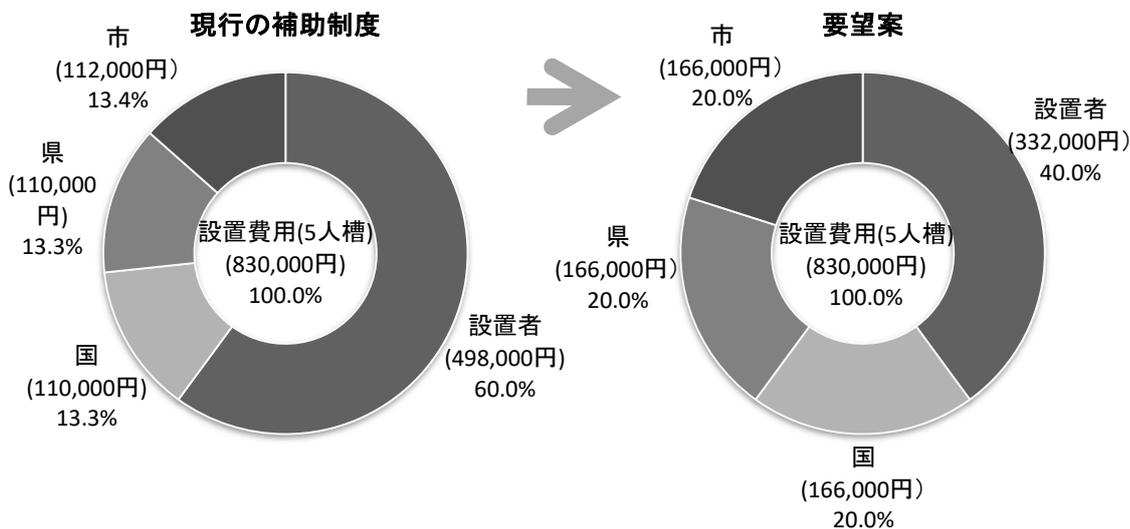
令和3年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R4.3.31現在)									令和3年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,771	2,437	334	459	306	153	3,230	2,743	487	23	8,836
佐世保市	13,168	9,866	3,302	1,986	1,041	945	15,154	10,907	4,247	255	111,995
島原市	6,353	5,557	796	1,148	924	224	7,501	6,481	1,020	155	57,824
諫早市	7,652	7,171	481	1,037	694	343	8,689	7,865	824	94	37,779
大村市	1,216	1,188	28	257	202	55	1,473	1,390	83	9	3,933
平戸市	3,592	2,950	642	653	396	257	4,245	3,346	899	91	40,093
松浦市	1,516	1,361	155	355	221	134	1,871	1,582	289	40	6,210
対馬市	1,971	1,774	197	317	100	217	2,288	1,874	414	41	25,497
壱岐市	2,497	2,362	135	346	265	81	2,843	2,627	216	79	50,307
五島市	8,588	7,031	1,557	955	429	526	9,543	7,460	2,083	272	111,922
西海市	2,387	2,304	83	750	610	140	3,137	2,914	223	34	13,644
雲仙市	3,367	3,075	292	544	387	157	3,911	3,462	449	114	21,864
南島原市	5,694	4,770	924	58	38	20	5,752	4,808	944	144	68,706
合計	60,772	51,846	8,926	8,865	5,613	3,252	69,637	57,459	12,178	1,351	558,610

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額 (40% → 60%)

補助率 (補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R2年度)・・・年間約21,523円 水道局営業課業務係確認

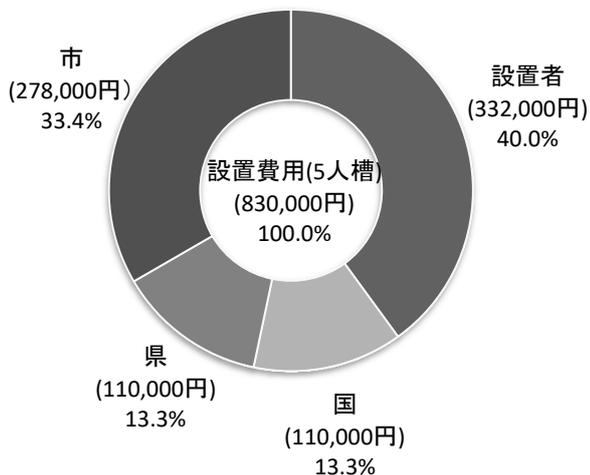
※維持管理費については、H22~R3年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5~10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6~7人槽	621	466	311	233
8~50人槽	822	617	411	309

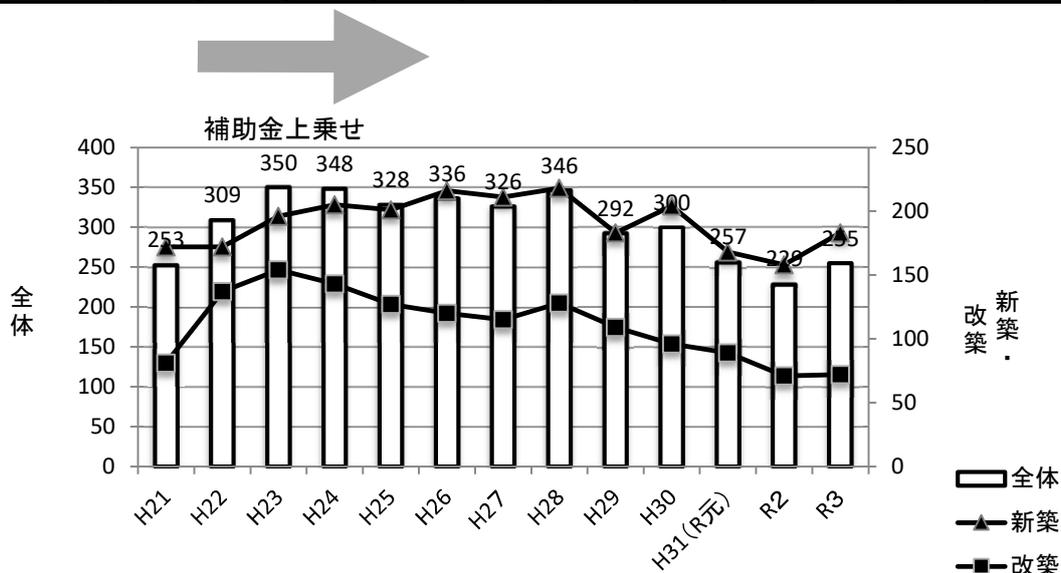
(単位:千円)

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	550	426	275	213
6~7人槽	669	514	335	257
8~50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183



公共下水道事業概要(R3.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	409,158	243,997	43,924	135,556	97,296	30,082	21,922	29,089	25,626	35,809	26,825	42,951	44,003
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	385,972	146,318	未着手	89,301	87,634	未着手	5,130	未着手	3,408	未着手	3,271	14,148	5,805
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	375,380	134,590		75,261	85,674		3,681		1,917		2,196	9,064	3,693
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,641		424		188		154	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.3	60.0		65.9	90.1		23.4		13.3		12.2	32.9	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.0		84.3	97.8		71.8		56.3		67.1	64.1	63.6
(6) 総事業費(千円)(J)	343,783,665	130,591,570		100,722,253	78,847,742		8,374,063		6,600,832		8,330,227	22,038,368	13,732,532
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,870,615	49,934,000		32,885,579	28,543,172		3,469,108		2,917,550		3,766,548	9,473,496	5,875,383
イ 企業債(千円)	184,181,853	67,477,840		50,653,266	40,729,804		3,983,100		3,021,000		3,793,783	9,933,300	5,644,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,342,980	3,777,029		4,901,048	2,611,149		114,702		85,898		66,937	148,303	171,483
エ その他(千円)	42,388,217	9,402,701		12,282,360	6,963,617		807,153		576,384		702,959	2,483,269	2,041,266
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,266,053	84,678,072		70,199,727	54,836,526		6,570,397		4,205,227		5,940,354	13,952,756	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,561,476	5,820,258		4,179,164	4,538,486		0		203,423		0	921,397	1,588,177
ウ 処理場費(千円)	104,866,016	38,744,340		20,433,202	18,887,469		1,770,801		2,192,182		2,389,873	6,735,614	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,301,113	275,968		0		0		0	0	0
オ その他(千円)	14,090,120	1,348,900		1,609,047	309,293		32,865		0		0	428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	212,014,816	94,431,482		65,904,072	52,110,493		6,720,469		5,673,764		7,660,307	17,895,265	11,583,489
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	72.3		65.4	66.1		80.3		86.0		92.0	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,092	686		524	515		45		43		43	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(m^3 /日)(L)	145,700	101,500		35,680	50,700		6,100		2,740		3,500	11,700	2,700

※算定根拠: 令和2年度決算統計(令和3年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市名	事業費（千円）			備考
	R元年度	R2年度	R3年度	
長崎市	事業なし		950	
佐世保市	13,824	13,152	15,013	
島原市	2,360	2,627	2,427	
諫早市	事業なし			
大村市	1,563	2,314	1,579	
平戸市	6,248	6,936	7,755	
松浦市	1,860	1,856	2,086	
対馬市	263,112	271,313	284,765	
壱岐市	59,872	61,090	50,707	
五島市	108,081	112,481	104,199	
西海市	事業なし			26年度まで実施
雲仙市	3,091	4,193	2,962	
南島原市	1,197	1,572	2,010	
合計	461,208	477,534	474,453	



◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
長崎市	3	2	4,451	1,397
佐世保市	9	6	16,029	32,573
島原市	0	0	0	0
諫早市	16	27	25,666	24,870
大村市	0	2	0	54,700
平戸市	1	3	54	2,599
松浦市	1	1	500	301
対馬市	74	38	24,299	10,670
壱岐市	1	4	2,469	11,319
五島市	2	7	2,639	27,551
西海市	0	3	0	9,483
雲仙市	5	1	1,432	2,288
南島原市	0	6	0	125,000
計	112	100	77,539	302,751

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和3年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	93,683,160
2	佐世保市	2	19,892,000	0	0	6	21,551,000
3	島原市	0	0	0	0	37	30,513,000
4	諫早市	11	68,147,000	0	0	65	275,029,000
5	大村市	2	9,745,000	0	0	12	100,374,000
6	平戸市	3	58,499,000	0	0	4	39,910,000
7	松浦市	2	22,782,000	0	0	11	83,318,000
8	対馬市	3	25,716,150	2	5,339,679	24	90,838,972
9	壱岐市	0	0	1	1,812,000	30	69,369,000
10	五島市	5	14,035,898	2	4,559,434	22	89,053,668
11	西海市	1	5,000	0	0	8	78,660,000
12	雲仙市	0	0	0	0	26	25,096,000
13	南島原市	0		0		33	56,044,000
合計			218,822,048		11,711,113		1,053,439,800

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	24	1,582,000
2	佐世保市	2	4,085,169
3	島原市	1	3,712,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	24,452,077
8	対馬市	7	3,789,263
9	壱岐市	0	0
10	五島市	3	7,961,645
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		44	45,582,154

県内の水道管路の状況

	①上水道 管路延長(m)	②簡易水道 管路延長(m)	①+② ③合計(m)	④耐震適合 管路延長(m)	④/③耐震 率(%)
長崎市	2,435,207	199,816	2,635,023	506,093	19.2%
佐世保市	1,518,619	385,911	1,904,530	234,738	12.3%
島原市	338,799	14,053	352,852	178,835	50.7%
諫早市	996,357	41,165	1,037,522	274,237	26.4%
大村市	652,908	-	652,908	98,736	15.1%
平戸市	702,767	-	702,767	116,082	16.5%
松浦市	480,425	-	480,425	23,185	4.8%
対馬市	627,735	-	627,735	21,824	3.5%
壱岐市	887,135	-	887,135	5,557	0.6%
五島市	525,711	80,450	606,161	30,293	5.0%
西海市	655,888	32,976	688,864	22,175	3.2%
雲仙市	543,324	-	543,324	64,165	11.8%
南島原市	866,515	-	866,515	93,562	10.8%
合計	11,231,390	754,371	11,985,761	1,669,482	13.9%

※令和2年度(令和3年3月末現在)長崎県水道事業概要より管路は導水管、送水管、配水管の計耐震適合管路延長(耐震管+耐震適合管)については令和2年度決算による

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (3年5月調査)	令和2年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (4年5月現在)	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	296	30	県営	19	298	36	県営	25
				県費補助	11			県費補助	11
2	佐世保市	208	48	県営	28	210	53	県営	29
				県費補助	20			県費補助	24
3	諫早市	137	9	県営	0	140	5	県営	0
				県費補助	9			県費補助	5
4	大村市	20	1	県営	0	20	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
5	島原市	1	0	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	85	3	県営	3	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	66	1	県営	1	66	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
9	五島市	32	2	県営	2	32	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	60	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	134	0	県営	0	134	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	1	県営	0	40	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
13	西海市	93	4	県営	2	93	3	県営	2
				県費補助	2			県費補助	1
合計		1199	100	県営	55	1206	105	県営	63
				県費補助	45			県費補助	42

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ
建造：1989年3月
運航：佐渡汽船



KJ02 929-117 S.I. 友
建造：1989年6月
運航：東海汽船



KJ03 929-117 ビートル三世
建造：1989年9月
運航：JR九州高速船



KJ04 929-117 ペガサス
建造：1990年3月
運航：九州商船



KJ05 929-117 ビートル
建造：1990年4月
運航：JR九州高速船



KJ06 929-117 ロケット3
建造：1990年7月
運航：種子屋久高速船/コスモライン



KJ07 929-117 ペガサス2
建造：1990年10月
運航：九州商船



KJ08 929-117 ビートル二世
建造：1991年2月
運航：JR九州高速船



KJ09 929-117 ヴィーナス
建造：1991年3月
運航：九州郵船



KJ10 929-117 すいせい
建造：1991年4月
運航：佐渡汽船



KJ11 929-117 レインボージェット
建造：1991年6月
保有：隠岐広域連合 運航：隠岐汽船



KJ12 929-117 トップー2
建造：1992年4月
運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ13 929-117 トップー3
建造：1995年3月
運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ14 929-117 S.I. 大漁
建造：1994年6月
運航：東海汽船



KJ15 929-117 ロケット
建造：1994年6月
運航：種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結
建造：2020年6月
運航：東海汽船

【ボーイング製】



BJ11 929-115 トップー7
建造：1978年6月
運航：種子屋久高速船/いわさき



BJ15 929-115 ぎんが
建造：1979年11月
運航：佐渡汽船



BJ17 929-115 S.I. 愛
建造：1980年8月
運航：東海汽船



BJ19 929-115 S.I. 虹
建造：1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中



BJ23 929-115 ロケット2
建造：1984年6月
運航：種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴィーナス2
建造：1985年4月
運航：九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

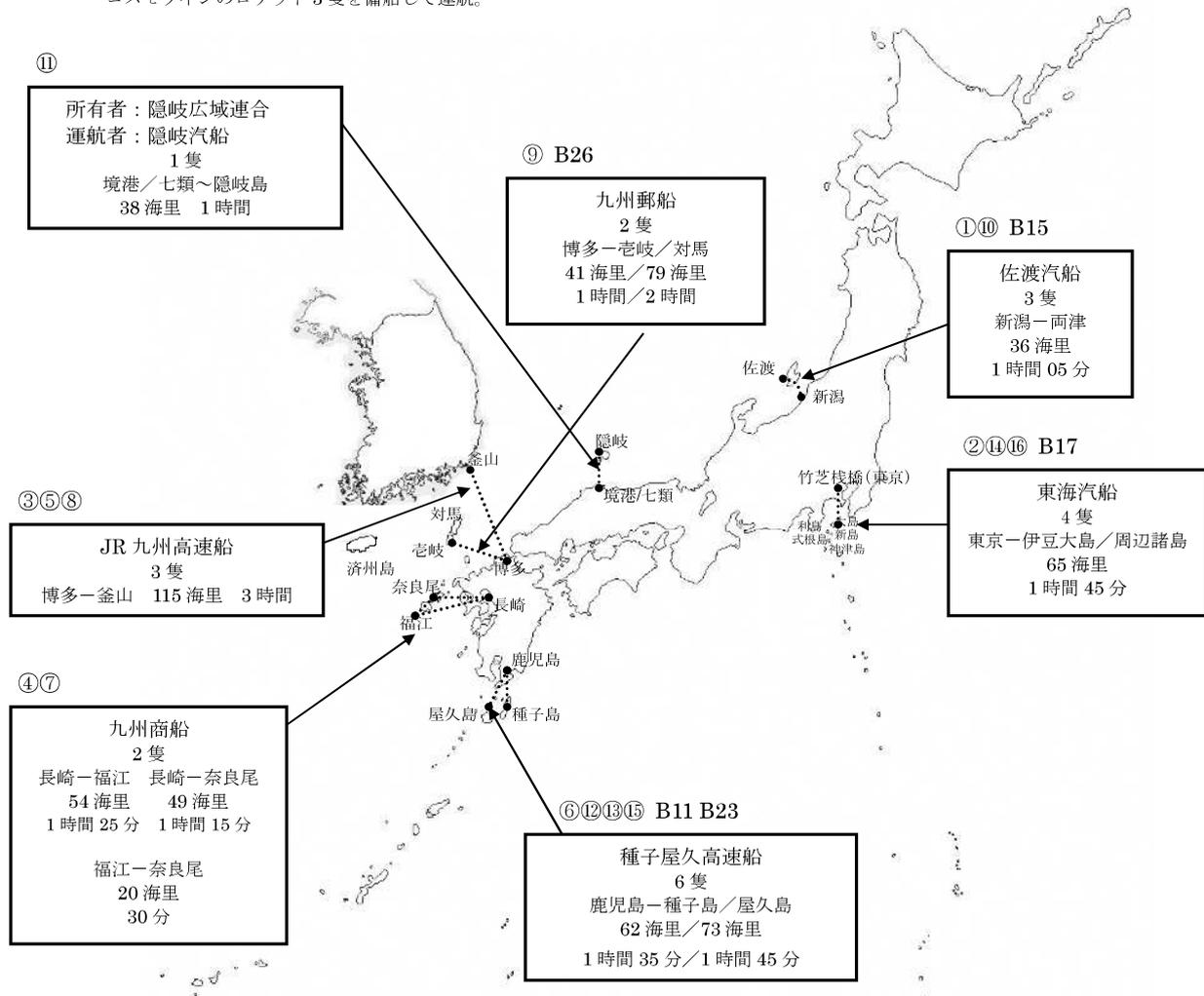
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989 / 04 / 26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013 / 03 / 14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001 / 03 / 21
④	九州商船	ベガさす	1990 / 03 / 06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998 / 04 / 02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006 / 04 / 18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997 / 02 / 01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991 / 03 / 25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991 / 04 / 14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991 / 04 / 28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014 / 01 / 07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992 / 04 / 29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995 / 04 / 29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014 / 12 / 25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004 / 10 / 15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020 / 06 / 30

ボーイング社建造ジェットフォイル

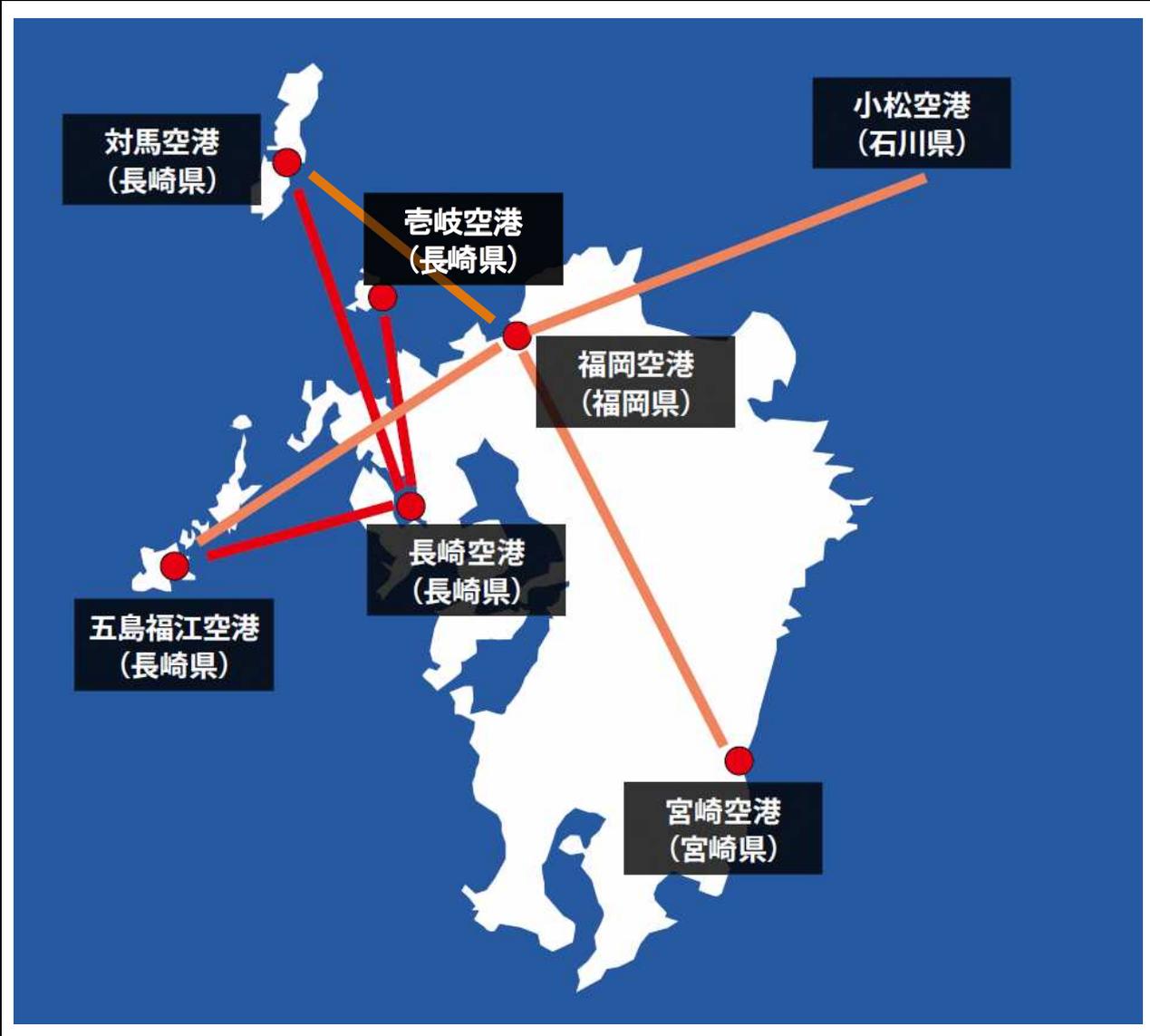
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003 / 12 月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986 / 01 月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002 / 04 月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020 / 08 月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005 / 04 月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000 / 12 月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を備船して運航。



オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	－	2	1	5	－	－	13
H28	4	－	1	8	5	－	－	18
H29	11	－	7	12	2	2	－	34
H30	18	－	6	6	5	6	2	43
R1	16	－	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	6	1	10	13	1	3	2	36

レギュラーガソリンの店頭小売価格の推移

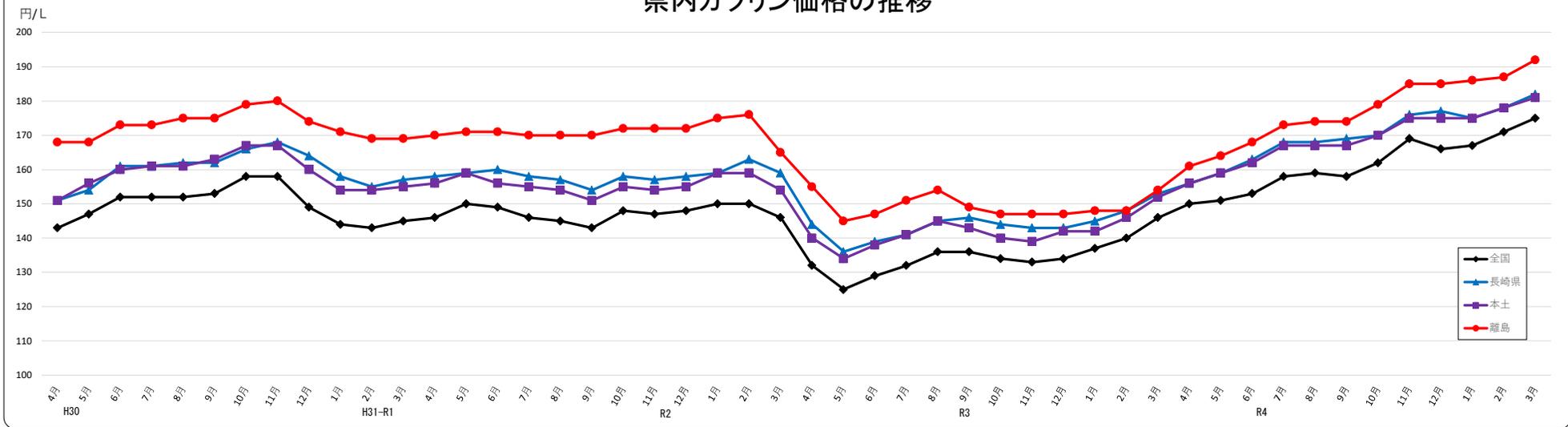
(単位:円/L)

年度	平成30年度												平成31年度・令和元年度												令和2年度															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月			
全国	143	147	152	152	152	153	158	158	149	144	143	145	146	150	149	146	145	143	148	147	148	150	150	146	132	125	129	132	136	136	134	133	134	137	140	146	150			
長崎県	151	154	161	161	162	162	166	168	164	158	155	157	158	159	160	158	157	154	158	157	158	159	163	159	144	136	139	141	145	146	144	143	143	145	148	153	156			
本土	151	156	160	161	161	163	167	167	160	154	154	155	156	159	156	155	154	151	155	154	155	159	159	154	140	134	138	141	145	143	140	139	142	142	146	152	156			
離島	168	168	173	173	175	175	179	180	174	171	169	169	170	171	171	170	170	170	172	172	175	176	165	155	145	147	151	154	149	147	147	148	148	154	161					
下五島	164	164	169	169	176	176	182	182	176	176	173	173	169	169	169	169	169	169	170	172	172	178	178	172	165	158	158	158	160	160	163	163	163	163	168	174				
上五島	168	168	174	174	179	179	187	187	182	181	181	181	181	181	181	181	181	176	179	179	179	170	185	175	168	158	158	164	164	169	169	169	169	169	174	175	180			
吉岐	160	160	166	166	166	167	173	175	172	163	163	163	165	167	166	166	166	165	168	169	170	175	175	167	162	151	153	154	157	159	159	159	162	163	169	173				
対馬	176	175	180	180	181	180	180	182	174	171	171	171	171	172	174	171	171	171	173	172	172	172	156	139	129	133	141	146	128	123	121	121	121	121	129	139				
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8			
消費税	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	
内税表示	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

年度	令和3年度												令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	150	151	153	158	159	158	162	169	166	167	171	175												
長崎県	156	159	163	168	168	169	170	176	177	175	178	182												
本土	156	159	162	167	167	167	170	175	175	175	178	181												
離島	161	164	168	173	174	174	179	185	185	186	187	192												
下五島	174	174	174	179	179	179	185	190	190	190	190	195												
上五島	180	180	180	186	186	186	191	197	197	197	197	202												
吉岐	173	173	176	180	180	180	187	190	191	191	191	195												
対馬	139	147	155	159	163	163	166	175	175	179	186													
内ガソリン税	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8	53.8												
消費税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%												
内税表示	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%												

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
「離島」以下・・・県独自調査

県内ガソリン価格の推移



軽油の店頭小売価格の推移

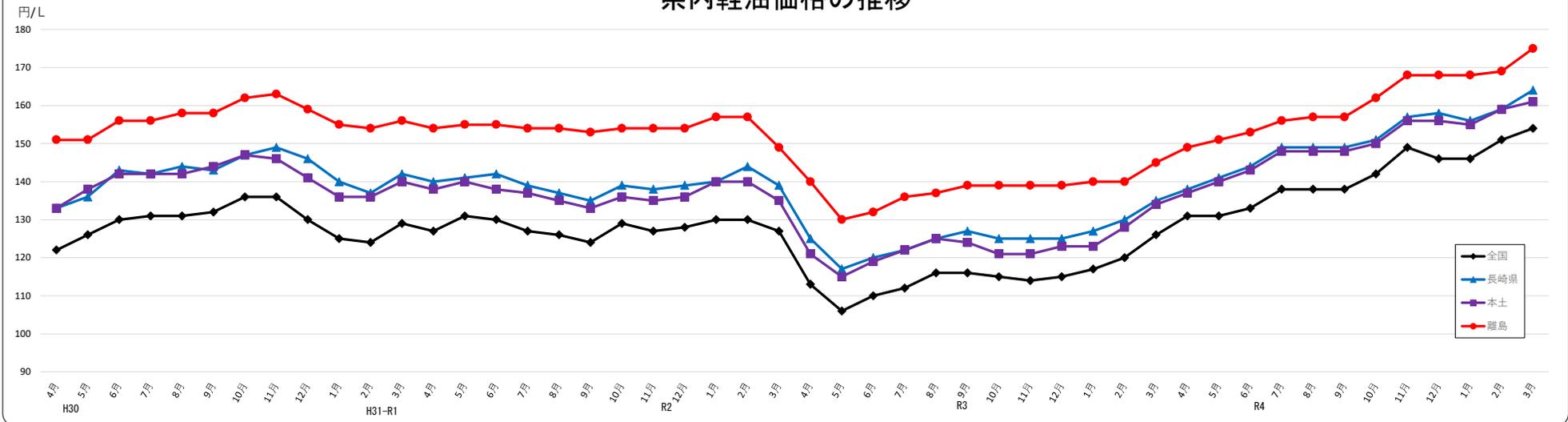
(単位:円/L)

年度	平成30年度												平成31年度・令和元年度												令和2年度																		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月						
全国	122	126	130	131	131	132	136	136	130	125	124	129	127	131	130	127	126	124	129	127	128	130	130	127	113	106	110	112	116	116	115	114	115	117	120	126	131						
長崎県	133	136	143	142	144	143	147	149	146	140	137	142	140	141	142	139	137	135	139	138	139	140	144	139	125	117	120	122	125	127	125	125	125	127	130	135	138						
本土	133	138	142	142	142	144	147	146	141	136	136	140	138	140	138	137	135	133	136	135	136	140	140	135	121	115	119	122	125	124	121	121	123	123	128	134	137						
離島	151	151	156	156	158	158	162	163	159	155	154	156	154	155	155	154	154	153	154	154	154	157	157	149	140	130	132	136	137	139	139	139	139	139	140	140	145	149					
下五島	150	150	155	155	162	162	168	182	183	163	159	159	154	154	154	154	154	154	155	156	156	162	162	156	149	142	142	142	142	144	144	147	147	147	147	152	158						
上五島	154	154	159	159	164	164	172	187	167	167	167	167	167	167	167	167	167	162	164	164	164	164	169	160	152	142	142	147	147	153	153	153	169	153	158	158	164						
吉岐	140	140	146	146	146	147	154	175	154	146	146	146	148	150	148	148	148	147	149	147	150	155	153	148	145	133	135	136	139	141	141	141	159	144	145	151	155						
対馬	158	157	162	162	163	162	182	158	153	153	153	153	153	154	156	153	153	153	154	153	153	140	126	116	120	128	128	128	128	128	128	121	128	128	132	135							
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	
消費税	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%	8%
内税表示																																											

年度	令和3年度												令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	131	131	133	138	138	138	142	149	146	146	151	154												
長崎県	138	141	144	149	149	149	151	157	158	156	159	164												
本土	137	140	143	148	148	148	150	156	156	155	159	161												
離島	149	151	153	156	157	162	168	168	168	169	175													
下五島	158	158	158	163	163	163	169	174	174	174	179													
上五島	164	164	164	169	169	169	175	180	180	180	186													
吉岐	155	155	158	162	162	162	169	172	172	173	177													
対馬	135	139	143	144	146	146	148	157	157	161	167													
内軽油引取税	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1	32.1													
消費税	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%													
内税表示																								

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
 「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
 「離島」以下・・・県独自調査

県内軽油価格の推移



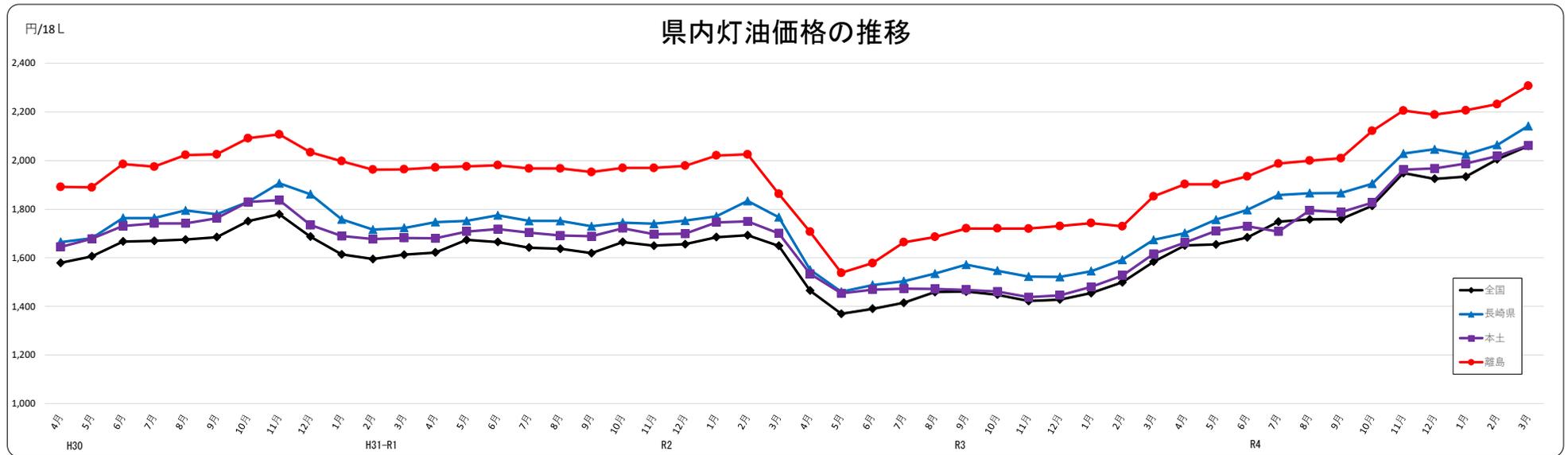
灯油の店頭小売価格の推移

(単位:円/18L)

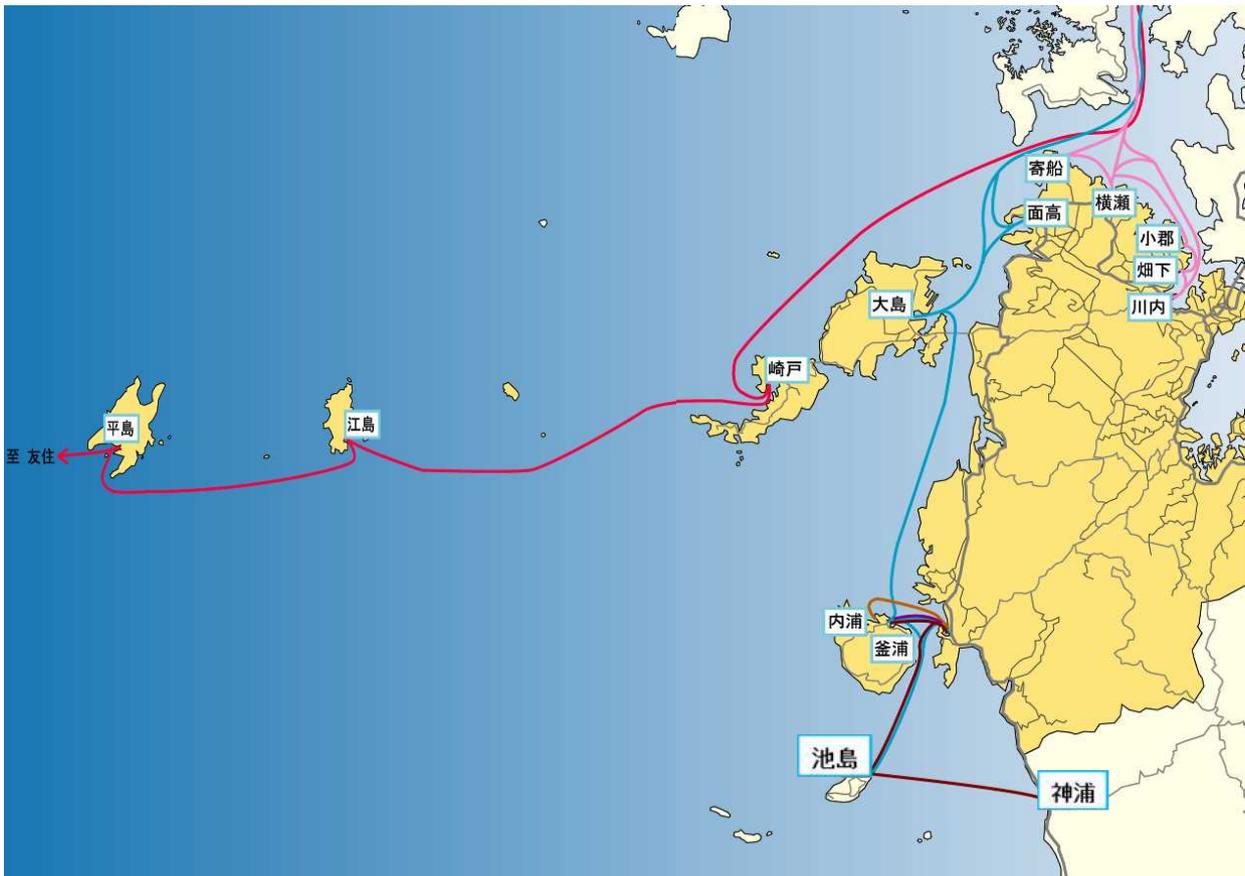
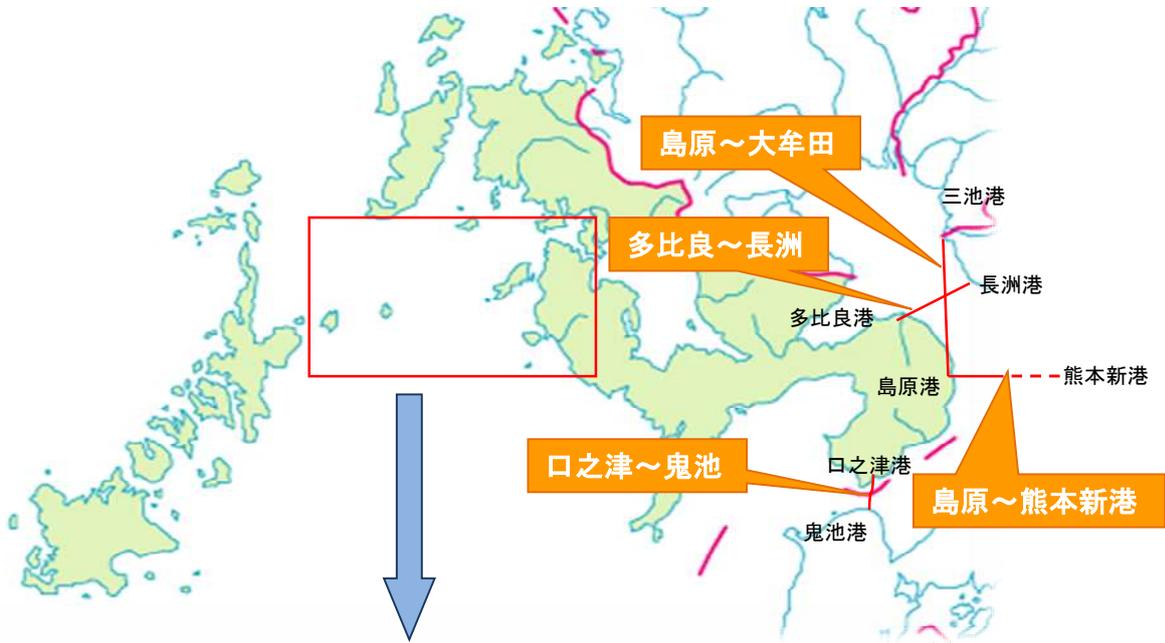
年度	30年度												平成31年度・令和元年度												令和2年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
全国	1,579	1,606	1,667	1,670	1,675	1,685	1,751	1,779	1,687	1,614	1,595	1,613	1,622	1,674	1,665	1,642	1,637	1,619	1,665	1,650	1,656	1,685	1,693	1,649	1,465	1,369	1,390	1,415	1,459	1,461	1,448	1,422	1,428	1,455	1,499	1,584	1,651
長崎県	1,665	1,680	1,764	1,764	1,795	1,779	1,830	1,907	1,862	1,758	1,716	1,723	1,747	1,752	1,775	1,752	1,752	1,730	1,745	1,740	1,753	1,771	1,834	1,767	1,551	1,460	1,488	1,504	1,535	1,572	1,547	1,523	1,521	1,545	1,592	1,674	1,702
本土	1,645	1,678	1,731	1,742	1,742	1,763	1,830	1,837	1,735	1,690	1,677	1,682	1,680	1,708	1,718	1,704	1,692	1,689	1,722	1,697	1,699	1,746	1,750	1,701	1,534	1,454	1,469	1,473	1,472	1,468	1,461	1,438	1,446	1,480	1,527	1,616	1,663
離島	1,892	1,890	1,986	1,975	2,023	2,026	2,092	2,108	2,034	1,998	1,963	1,964	1,972	1,976	1,981	1,968	1,968	1,953	1,970	1,970	1,979	2,021	2,026	1,863	1,707	1,538	1,578	1,664	1,686	1,721	1,721	1,720	1,731	1,743	1,730	1,853	1,903
下五島	1,753	1,753	1,847	1,802	1,958	1,958	2,062	2,062	1,936	1,963	1,900	1,900	1,847	1,802	1,847	1,847	1,847	1,847	1,865	1,881	1,881	1,985	1,985	1,861	1,759	1,616	1,616	1,616	1,616	1,661	1,661	1,656	1,701	1,701	1,701	1,904	1,850
上五島	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000	2,000	2,100	2,100	2,010	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,940	1,940	1,940	1,940	2,040	1,900	1,800	1,600	1,600	1,600	1,700	1,700	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	2,000
香枝	1,809	1,809	1,962	1,962	1,962	1,980	2,088	2,142	2,088	1,989	1,944	1,944	1,980	2,016	1,989	1,989	1,989	1,980	1,980	1,980	2,016	2,088	2,061	1,971	1,890	1,710	1,737	1,764	1,809	1,854	1,854	1,854	1,854	1,899	1,799	2,052	2,124
対馬	2,070	2,064	2,124	2,124	2,130	2,124	2,124	2,130	2,097	2,040	2,038	2,040	2,040	2,058	2,058	2,025	2,023	2,023	2,043	2,033	2,033	2,027	2,027	1,780	1,520	1,350	1,440	1,617	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,647	1,670	1,760	

年度	令和3年度												令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全国	1,651	1,655	1,684	1,749	1,758	1,759	1,814	1,949	1,925	1,934	2,005	2,060												
長崎県	1,702	1,757	1,797	1,858	1,866	1,867	1,905	2,029	2,047	2,025	2,064	2,142												
本土	1,663	1,711	1,730	1,708	1,795	1,788	1,827	1,963	1,968	1,988	2,019	2,062												
離島	1,903	1,903	1,935	1,988	2,000	2,010	2,122	2,206	2,189	2,207	2,232	2,308												
下五島	1,850	1,850	1,850	1,994	1,994	1,994	2,216	2,211	2,147	2,192	2,192	2,221												
上五島	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,304												
香枝	2,124	2,124	2,179	2,250	2,250	2,250	2,376	2,430	2,430	2,457	2,457	2,529												
対馬	1,760	1,760	1,807	1,807	1,837	1,863	1,897	2,054	2,054	2,054	2,120	2,220												

※「全国」、「長崎県」・・・資源エネルギー庁公表
 「本土」・・・県独自調査（H24.3以前は県石油商業組合発表）
 「離島」以下・・・県独自調査



半島航路の維持・確保について



明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	萩反射炉	山口県萩市
2	恵美須ヶ鼻造船所跡	〃
3	大板山たたら製鉄遺跡	〃
4	萩城下町	〃
5	松下村塾	〃
6	旧集成館	鹿児島県鹿児島市
7	寺山炭窯跡	〃
8	関吉の疎水溝	〃
9	萑山反射炉	静岡県伊豆の国市
10	橋野鉄鉱山・高炉跡	岩手県釜石市
11	三重津海軍所跡	佐賀県佐賀市
12	小菅修船場跡	長崎県長崎市
13	三菱長崎造船所第三船渠	〃
14	三菱長崎造船所ジャイアント・カンチレバークレーン	〃
15	三菱長崎造船所旧木型場	〃
16	三菱長崎造船所占勝閣	〃
17	高島炭坑	〃
18	端島炭坑	〃
19	旧グラバー住宅	〃
20	三池炭鉱・三池港	福岡県大牟田市 熊本県荒尾市
21	三角西(旧)港	熊本県宇城市
22	官営八幡製鐵所	福岡県北九州市
23	遠賀川水源地ポンプ室	福岡県中間市

長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産

【構成資産一覧表】

	構成資産名	所在地
1	原城跡	長崎県南島原市
2	平戸の聖地と集落（春日集落と安満岳）	長崎県平戸市
3	平戸の聖地と集落（中江ノ島）	長崎県平戸市
4	天草の崎津集落	熊本県天草市
5	外海の出津集落	長崎県長崎市
6	外海の大野集落	長崎県長崎市
7	黒島の集落	長崎県佐世保市
8	野崎島の集落跡	長崎県北松浦郡小値賀町
9	頭ヶ島の集落	長崎県南松浦郡新上五島町
10	久賀島の集落	長崎県五島市
11	奈留島の江上集落 （江上天主堂とその周辺）	長崎県五島市
12	大浦天主堂	長崎県長崎市

第3号議案

国民健康保険制度及び高齢者医療制度に関する提言

国民健康保険制度及び高齢者医療制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療保険制度改革について〔継続3回〕

(1) 国民健康保険制度について

現在の国民健康保険の構造的課題に対応し、国民健康保険制度の将来的な安定化を図るため、都道府県と市町村の役割をはじめとする国民健康保険の運営について、引き続き市町村の意見を十分聞きながら、具体的な調整を行うこと。また、以前、国において、医療費適正化インセンティブ機能を強化する方向性が示され、既往の普通調整交付金の役割や配分方法を見直す検討がされていたが、今後も見直すことなく必要な財政支援を行ったうえで、国民健康保険制度の財政基盤の強化を図ること。

あわせて、今後も引き続き国民健康保険制度のあり方について、地方との協議により見直しを行い、将来的には、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(2) 高齢者医療制度について

高齢者医療制度の見直しにあたっては、国民健康保険の負担とならないよう十分検討すると同時に、細部にわたる制度設計の検証及び周知広報、国民の合意を得るための期間や手法などについて、事前に市町村及び関係団体との協議を行うなど、くれぐれも拙速な制度移行とならないよう十分に配慮すること。

(3) 低所得者対策について

低所得者対策として保険料(税)の政令減額制度を抜本的に見直し、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。また、平成22年度から施行された非自発的失業者に係る保険料(税)の軽減措置については、県や市に負担を負わせるものであるため、全額、国において財政措置を講じるよう早期に見直しを行うこと。

2. 当面の措置及び制度運営について〔継続3回〕

(1) 新たな財政措置について

将来にわたり国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、とりわけコロナ禍での景気後退に伴う被保険者の所得減少など極めて厳しい状況にある国保財政に対し、都道府県化に伴う公費の確実な投入に加え、保険料軽減につながる新たな制度や財源などの財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、必要な財政措置を講じること。

また、制度改正に当たっては、電算システムの改修経費等について必要な財政措置を講じるとともに、政省令等について早期に情報提供すること。

(2) 減額措置の廃止について

未就学児に係る医療費助成（現物給付化）については、平成30年度から療養給付費等負担金及び普通調整交付金における減額調整措置が廃止されたが、小学生等を対象とした医療費助成や障害者医療等の各種医療費助成制度等市町村単独事業（現物給付化）の実施に伴う減額調整措置についても廃止すること。

（資料3-1参照）

(3) 国民健康保険税(料)における賦課・徴収制度について

現行の国民健康保険制度にあつては、保険税(料)は被保険者の住民基本台帳に記載された世帯主に賦課されることから、世帯主以外の被保険者に高額収入がある場合、世帯主の租税負担能力以上の賦課や高額滞納案件に繋がるケースが見受けられる。

税負担の公平性の観点から、収入・財産がある世帯主以外の被保険者に対する賦課・徴収ができるような制度改正を行うこと。

3. 特定健康診査・特定保健指導に係る助成額の見直しについて〔継続3回〕

特定健康診査・特定保健指導の実施に係る費用については、実態に応じた助成額に見直すよう事務費を含め適切な助成措置を講じること。

4. 保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準の見直しについて〔継続3回〕

コロナ禍という特殊事情が国民健康保険制度の運営に多大な影響を及ぼしている年度に限っては、保険者努力支援制度の評価指標（法定外繰入の解消等）の配点基準を見直し、ペナルティ措置的な対応とならないように配慮すること。

減額措置の状況

※ 福祉医療費助成制度(未就学児に係る助成分を除く)の現物給付における減額状況

	令和2年度の実績(人)		令和2年度に減額された金額(円)		
	対象	対象者数	療養給付費等負担金	国財政調整交付金(普調)	計
長崎市	小・中学生	3,984	5,734,902	3,364,943	9,099,845
	ひとり親等	1,866	8,641,772	4,929,977	13,571,749
	重度心身障	3,293	102,760,704	58,457,789	161,218,493
平戸市	小・中学生	436	335,817	101,997	437,814
対馬市	小・中学生	443	556,183	167,244	723,427

第4号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について〔継続4回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に離島や過疎地域などにおいては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じること。

(資料4-1 参照)

(2) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所は、地域における基幹的な公的医療機関として、地域に応じた医療はもとより救急や、民間医療機関による提供が困難な不採算部門の医療を提供していることから経営状況が悪化している。

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに地方交付税所要額を確保すること。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりをもたせる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置等を講じること。

(3) 救急医療対策等に対する地方交付税所要額等の確保について

自治体病院は救急医療を担っているが、財政的負担が大きいため、自治体病院事業に対する地方交付税所要額を確保すること。

また、病院群輪番制病院は、夜間・休日等の二次救急医療体制を担っており、総合周産期母子医療センターは、24時間体制で高度な周産期医療を提供するほか、地域の周産期医療機関との連携及び周産期医療を担う医師の人材育成などの重要な役割を担っているため、それらの医療提供体制整備等のために交付される「医療提供体制推進事業費補助金」について、所要額を確保すること。

さらに、病床の機能分化・連携の促進や在宅医療・介護サービスの充実などを行うための事業は、今後一層必要性が高まることから、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づき、県が実施する基金事業の財源となる医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金についても、その所要額を確保すること。

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R3.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	498,411	2,076	416.5	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	303,089	756	249.4	738	158	36	60	29	455
県中央医療圏	264,044	831	314.7	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	124,372	244	196.2	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	33,678	75	222.7	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	19,262	31	160.9	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	24,415	41	167.9	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	27,792	54	194.3	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,295,063	4,108	317.2	4,042	815	208	288	148	2,583
全 国		327,210	258.8						

※厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第5号議案

福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 保健福祉施策等の充実強化について〔継続3回〕

(1) 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、すべての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

(2) 幼稚園・保育所・認定こども園の所管省庁の一本化について

子ども・子育て支援新制度は、内閣府が中心的役割を担い、各省庁と連携を図りながら推進することとされているが、幼保一元化等の子育て支援施策を効率的かつ速やかに進めるために、幼稚園・保育所・認定こども園に係る所管省庁を一本化すること。

(3) 国民年金被保険者の相談等に対応するための体制整備について

国の責任において相談拠点を新設するとともに年金相談等の業務を行う市町村に必要な情報を提供する体制を継続・充実するなど、国の責務としての執行体制を十分に整備すること。

また、市町村が行う年金業務に変更がある場合は、国は市町村に対し事前に十分な情報提供・協議を緊密に行うこと。

(4) 生活保護制度の費用負担について

生活保護に係る費用負担については、憲法に基づき、国が保障する事項であることから、全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による負担増に対し、国庫負担率の引き上げを行うなどの財政措置を講ずること。

(5) 保育所等への看護師の配置について〔継続4回〕

保育所等における医療的ケア児の受入れ体制の整備に対する財政措置に加え、保育業務を兼務しない、看護業務専任の看護師を配置するための運営費の加算措置を講ずること。

(6) インボイス制度導入におけるシルバー人材センターへの適切な措置について

〔継続1回目〕

令和5年10月から導入される「適格請求書等保存方式」（いわゆるインボイス制度）により、消費税の仕入額控除の取扱いが変更となるが、このことが収支相償を原則とするシルバー人材センターの運営やこれまで課税売上高1千万円以下の個人事業主として納税義務免除とされてきたセンター会員の活動に大きな影響を及ぼすことが見込まれることから、その公共性・公益性を十分踏まえ、安定的な事業運営となるよう適切な措置を講ずること。

2. 障害者福祉施策の充実強化について〔継続5回〕

(1) 地域生活支援事業に係る財政支援の強化について

地域生活支援事業については、その実施を担保するため、所要額に対する補助率（国1／2）の確保とその配分を前提とした国庫補助の見直しを行うとともに、市町村それぞれの実情に応じた必要な取り組みが十分に実施できるよう、財政支援を強化すること。

また、個別給付である移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス及びストマ装具給付については、利用者数が多く全国一律に保障すべき事業であるため、現行の地域生活支援事業ではなく自立支援給付として実施すること。

（資料5-1 参照）

3. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について〔継続6回〕

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう強く要請する。

- (1) 放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童はもとより、低所得世帯、生活保護受給世帯や就学援助受給世帯の児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。（長崎市）

(説明)

・長崎県においても「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進していることを踏まえ、国・県として、ひとり親家庭等のみならず経済的困窮世帯を広く減免対象としてほしいという意図を明確にするため、文言の変更を行うもの（長崎市）

(2) 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

(3) 借家で運営している**既存クラブ**への賃借料の助成について、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度以降に新設した**クラブのみが補助対象**となっているが、新制度開始前から運営していた**既存クラブ**についても補助制度の対象とすること。（長崎市）

(説明)

・補助対象の範囲を明確に記載するもの（長崎市）

4. 民生委員・児童委員の担い手の確保について〔継続6回〕

近年の地域社会においては、急速な高齢化や単身世帯の増加、地域コミュニティの希薄化が進み、孤立死や児童虐待、引きこもりなどの問題が増加している。

このような中、生活困窮者自立支援制度をはじめ、高齢者等をターゲットにした悪質商法の被害防止への対応、避難行動要支援者への支援など、新たに担うべき役割は増加している。

一方で、委員自身の高齢化や活動の負担増、制度の重要性が十分に周知されていないことなどから、民生委員・児童委員の担い手は全国的にも確保が難しい状況にある。

これらのことから、民生委員・児童委員の担い手を確保するため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(1) 民生委員・児童委員に対する支援の強化

令和2年度から民生委員・児童委員活動費1人あたりの交付税措置が60,200円に増額されたが、各自治体においては、活動の実態を踏まえ、単独で財政支援を行っている。

民生委員・児童委員が担う活動等への期待がますます高まる中、活動の対象や範囲も拡大している状況にあり、担い手の確保が困難になっていることから、今後、民生委員・児童委員の負担を考慮し、現状に見合った活動費の抜本的な見直しを行うなど、必要な対策を講じること。

(2) 民生委員・児童委員活動の周知

民生委員・児童委員制度の理解を深めるため広報やテレビ番組等で、民生委員・児童委員の活動を更に国民・住民へ周知すること。

また、企業等に対して、労働者の委員就任など、積極的に協力できる環境づくりに配慮するため、民生委員・児童委員制度への理解と働きかけを講じること。

(3) 活動しやすい環境づくり

民生委員・児童委員の関わり方として、法律や通知には「連携や協力」と規定されているが、具体的な内容が記されていないため、現場の解釈により民生委員・児童委員が活動されている場合もあり、活動の基準を国において定めること。

また、民生委員・児童委員が個人情報を取扱う際の取扱基準を制定し、手順や指針を示すこと。

(資料 5-2 参照)

令和3年度 地域生活支援事業費(実績)

(単位:円)

市名	事業費負担内訳							負担超過額※	事業費の内、自立支援給付へ要望する事業				
	事業費	国費	負担割合(%)	県費	負担割合(%)	市費	負担割合(%)		市の負担率(事業費の1/4)との差額	計	移動支援事業	日中一時支援事業	訪問入浴サービス
長崎市	326,529,015	112,454,000	34.4%	56,226,000	17.2%	157,849,015	48.3%	76,216,761	231,421,595	118,005,529	2,004,270	13,191,840	98,219,956
佐世保市	122,820,025	42,102,000	34.3%	21,050,000	17.1%	59,668,025	48.6%	28,963,019	89,321,035	10,187,340	2,902,249	11,453,750	64,777,696
島原市	32,906,657	11,947,000	36.3%	5,973,000	18.2%	14,986,657	45.5%	6,759,993	20,073,888	2,871,245	1,238,441	5,551,800	10,412,402
諫早市	82,731,186	30,111,000	36.4%	15,055,000	18.2%	37,643,517	45.5%	16,960,720	50,606,873	9,117,126	13,749,820	906,400	26,833,527
大村市	79,924,246	28,113,000	35.2%	14,056,000	17.6%	37,755,246	47.2%	17,774,184	25,492,983	5,431,001	6,482,998	0	13,578,984
平戸市	36,055,190	11,603,000	32.2%	5,801,000	16.1%	18,651,190	51.7%	9,637,392	25,224,642	17,477,697	216,117	618,750	6,912,078
松浦市	20,359,598	9,034,000	44.4%	4,517,000	22.2%	6,808,598	33.4%	1,718,698	18,208,395	11,275,030	136,966	1,900,000	4,896,399
対馬市	48,730,393	15,818,000	32.5%	7,909,000	16.2%	25,003,393	51.3%	12,820,795	31,903,636	21,129,353	2,489,050	2,612,500	5,672,733
杵岐市	66,160,564	22,492,000	34.0%	11,246,000	17.0%	32,404,564	49.0%	15,864,423	62,162,589	23,736,040	31,971,144	1,100,000	5,355,405
五島市	37,051,874	13,019,000	35.1%	6,509,000	17.6%	17,523,874	47.3%	8,260,905	8,064,966	406,980	915,183	0	6,742,803
西海市	14,703,413	4,956,000	33.7%	2,478,000	16.9%	7,296,413	49.6%	3,620,560	8,839,927	161,170	2,802,499	0	5,876,258
雲仙市	32,063,898	11,861,000	37.0%	5,930,000	18.5%	14,272,898	44.5%	6,256,923	17,202,633	5,916,202	1,726,256	0	9,560,175
南島原市	35,684,907	13,402,000	37.6%	6,700,000	18.8%	15,582,907	43.7%	6,661,680	15,310,272	624,098	744,330	3,923,270	10,018,574
合計	935,720,966	326,912,000	34.9%	163,450,000	17.5%	445,446,297	47.6%	211,516,053	603,833,434	226,338,811	67,379,323	41,258,310	268,856,990

※地域生活支援事業の「負担超過額」は、国(50/100)、県(25/100)の補助を基準として算定。

民生委員・児童委員配置状況（R4.5.1現在）

市町名	定数			充足数			欠員数		
	計	一般	主任	計	一般	主任	計	一般	主任
長崎市	1,012	920	92	958	871	87	54	49	5
佐世保市	628	560	68	602	536	66	26	24	2
島原市	111	97	14	106	93	13	5	4	1
諫早市	322	290	32	313	281	32	9	9	0
大村市	191	179	12	174	162	12	17	17	0
平戸市	128	108	20	126	106	20	2	2	0
松浦市	94	82	12	92	80	12	2	2	0
対馬市	137	124	13	136	123	13	1	1	0
壱岐市	95	87	8	92	84	8	3	3	0
五島市	168	146	22	152	134	18	16	12	4
西海市	109	99	10	108	98	10	1	1	0
雲仙市	136	122	14	136	122	14	0	0	0
南島原市	161	145	16	159	143	16	2	2	0
市計	3,292	2,959	333	3,154	2,833	321	138	126	12

第6号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について積極的に検討を加えるよう要請する。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続3回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料6-1参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続3回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0 %
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0 %
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9 %
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9 %
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6 %
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6 %
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5 %
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0 %
平均	6,163	-	6,177	-	0.2 %

第7号議案

生活環境の保全・整備等の充実に関する提言

生活環境の保全・整備等の充実を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 九州大学大学院理学研究院附属地震火山観測研究センターにおける火山観測・研究体制の強化について〔継続2回〕

雲仙岳の継続的な火山観測・研究活動は、災害に強いまちづくりを推進する上で必要不可欠であることから、九州大学地震火山観測研究センターの存置により、雲仙岳における火山観測・研究体制のさらなる充実・強化を図るよう強く要請する。

第8号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、九州における一体的な経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート¹の着実な整備について〔継続4回〕

九州新幹線西九州ルート¹に関しては、次の事項について特段の配慮をすること。

(1) 令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和5年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。

(2) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、「全線フル規格(新鳥栖-武雄温泉間)」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。

~~(3) JR九州に対して西九州新幹線開業時の運行計画について早期に示すよう働きかけるとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないように調整を図ること。(長崎市)~~

(3-4) 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。

(4-5) 西九州新幹線(武雄温泉・長崎間)の開業に伴い、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。

(説明)

・JR九州により運行計画が公表されたことなど最近の動向等を反映させる必要があるため(長崎市)

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続4回〕

九州新幹線西九州ルート¹の整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため次の事項の実現に努めること。

（1）西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

- ① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間並びに長崎～博多間の新幹線及びリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないようにすること。
- ② 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。

（2）フル規格新幹線に関する要望について

- ① 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- ② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行うこと。

3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について〔継続4回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いており、特に車両検査については予算自体が配分されない状況となっている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、次の事項の実現に努めること。（佐世保市）

（1）国の要綱に定める補助率上限での補助交付

（2）地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ

（3）同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実

(説明)

- ・ 地域鉄道における国庫補助の現状に合わせて表現を改めるもの（佐世保市）

九州新幹線西九州ルート 概要図

(令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (現行「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

第9号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 道路整備の安定的財源確保について〔継続3回〕 (資料9-1参照)

中央と地方における公共交通機関などの移動格差を十分認識した上で、地方が真に必要なとする海路及び道路整備が推進できるように新たな財源を創出するなど必要な財源の充実強化を図ること。

地方創生に資する道路整備を重点的かつ計画的に推進するため、公共事業関係費を増額するとともに安定的かつ持続的な道路整備に必要な予算を確保すること。

2. 道路網の整備について〔継続4回〕 (資料9-2参照)

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦ICから佐々IC）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々ICから佐世保大塔IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔ICから武雄南IC）の4車線化の早期事業化

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早IC間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市小野町から長野町の調査検討区間の指定

~~オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用~~

(説明)

- ・エ 現在、国において調査区間の指定手続きは行われていないため
- ・オ R4年5月21日に供用開始となったため。(雲仙市)

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

(ア) 時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成

(イ) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進早期整備大串から時津町日並郷間の早期着手

(ウ) 西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

(説明)

- ・西彼杵道路の未着手区間（西海市西彼町大串郷～時津町日並郷）について、R4年3月に西海市西彼町平山郷から白似田郷間の延長6.6kmが新規事業化されたため変更するもの。(雲仙市)

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備事業化

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進早期整備

(イ) 長崎市滑石2丁目から時津町野田郷間の早期事業化着手

(説明)

- ・長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）については、R3年11月に都市計画決定がなされ、R4年3月には、長崎市茂里町～滑石2丁目の延長5.3kmが新規事業化されたため変更するもの。(雲仙市)

ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討早期事業化

(説明)

- ・R3年度の長崎県新広域道路交通計画において、本整備要望路線が、空白区間から候補路線へと位置付けられたこと、また、新規事業化という先のことではなく、次の段階である調査検討という要望内容に変更するもの。(雲仙市)

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

(有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動等に寄与するとともに交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 一般国道205号の早期整備
針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進
- ② 一般国道57号の早期整備
 - ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討
- ③ 一般国道34号の早期整備
 - ア 大村諫早拡幅の整備促進
 - イ 大村拡幅の早期完成
 - ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化
 - エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成
- ④ 一般国道382号の整備促進
- ⑤ 一般国道384号の整備促進
- ⑥ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

(3) 架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

(資料9-3 参照)

3. 道路事業における補助制度の拡充について〔継続2回〕

道路事業のうち、土地開発基金などにより先行取得した建物補償の買戻しについて、重要度の高い市街地部においては、より柔軟かつ円滑に交渉等の事務を進め、早期完成や計画的な進捗が図れるよう、街路事業と同様の補助の取扱いとすること。

4. 社会資本整備総合交付金事業（道路事業（舗装補修））の補助対象条件の緩和について〔継続1回〕

公共施設の計画的な管理を進める中で、道路等の社会基盤施設（インフラ）等の老朽化対策が全国的な課題となっており、インフラの長寿命化対策に向けた財政措置として、社会資本整備総合交付金や公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）等が講じられている。

このうち、社会資本整備総合交付金事業における道路事業（舗装補修）について、平成30年度より大型車交通量（大型車250台／日・1方向未満）の条件が設けられたが、このことにより、対象となる路線が極めて少数であるため、バス路線等、住民の生活に重要な役割を果たす道路について、補助対象となるよう、条件の緩和を行うこと。

5. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続1回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むこと。

6. 港湾の整備促進について〔継続4回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

7. 公共事業の用地買収に伴う所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料の免除制度の拡充について〔継続4回〕

公共事業の用地買収に伴い、必要となる所有権移転登記に係る印鑑登録証明書の交付手数料については、土地所有者の負担となっていることから、国の関係機関で調整の上、全国的に統一した免除制度として確立すること。

○道路整備の状況

(単位:%)

		一般国道	都道府県道	市町村道	一般道路計
長崎県	整備率	60.8	56.5	51.0	52.0
	改良率	91.6	62.9	51.0	54.3
全 国	整備率	67.7	58.4	59.5	59.8
	改良率	92.9	70.7	59.5	62.2

※道路統計年報より(平成31年4月1日現在)

○道路関係経費の状況

(千円)

市名	経 費		差	
	平成30年度 (A)	令和元年度 (B)	(B)- (A)	(B)/(A)
長崎市	14,030,886	17,086,923	3,056,037	121.8%
佐世保市	4,392,084	4,735,655	343,571	107.8%
島原市	1,051,310	796,379	△ 254,931	75.8%
諫早市	3,520,426	3,009,853	△ 510,573	85.5%
大村市	2,062,967	1,865,715	△ 197,252	90.4%
平戸市	2,231,559	2,233,786	2,227	100.1%
松浦市	1,155,492	1,376,384	220,892	119.1%
対馬市	2,247,626	2,218,602	△ 29,024	98.7%
壱岐市	3,033,112	1,704,661	△ 1,328,451	56.2%
五島市	1,926,833	1,673,872	△ 252,961	86.9%
西海市	1,045,785	851,384	△ 194,401	81.4%
雲仙市	1,216,815	1,337,858	121,043	109.9%
南島原市	3,546,212	2,746,344	△ 799,868	77.4%
合 計	41,461,107	41,637,416	176,309	100.4%

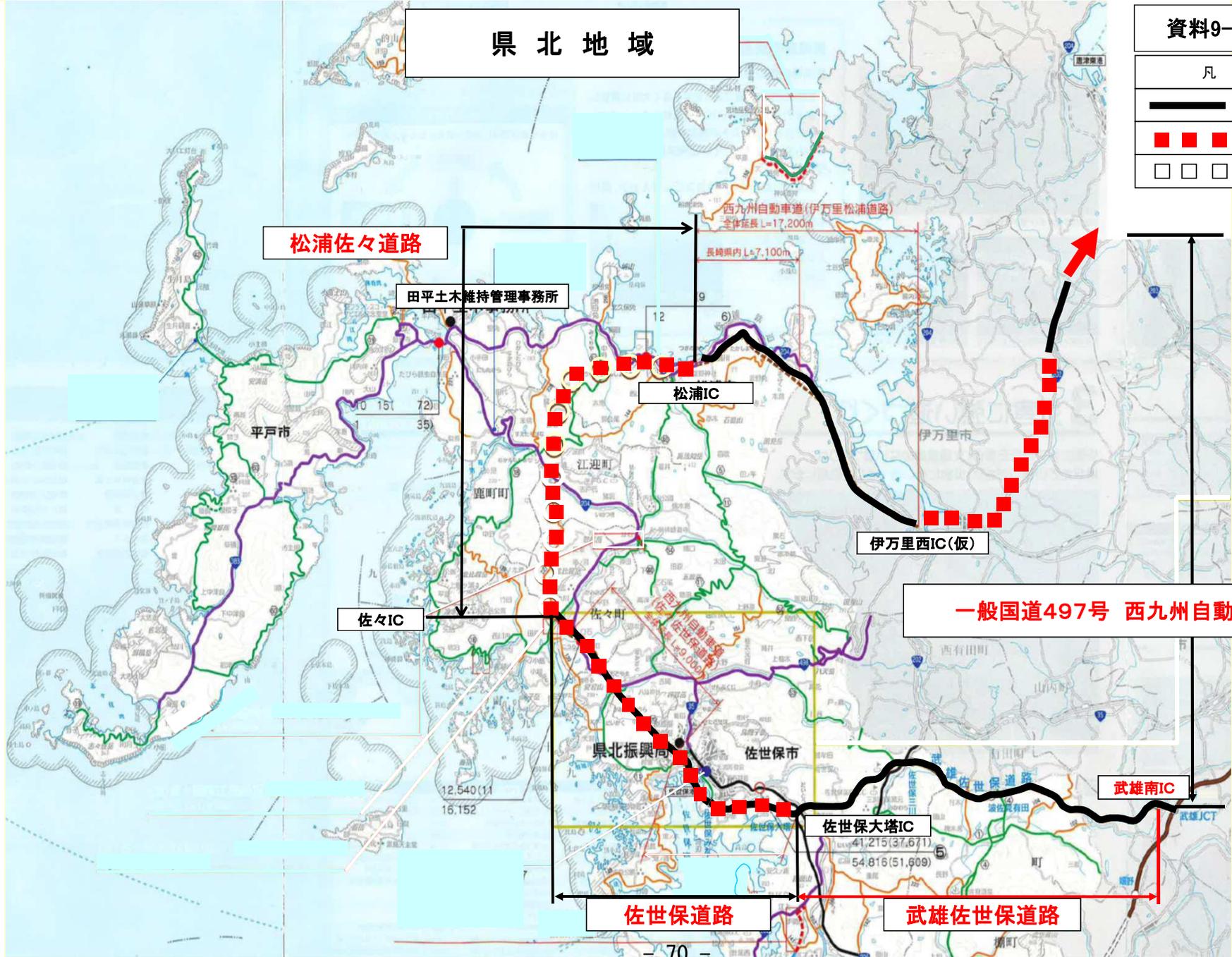
※平成30・31年度地方財政状況調査(表70)より

県北地域

資料9-2

凡 例

	供用中
	整備区間
	その他区間

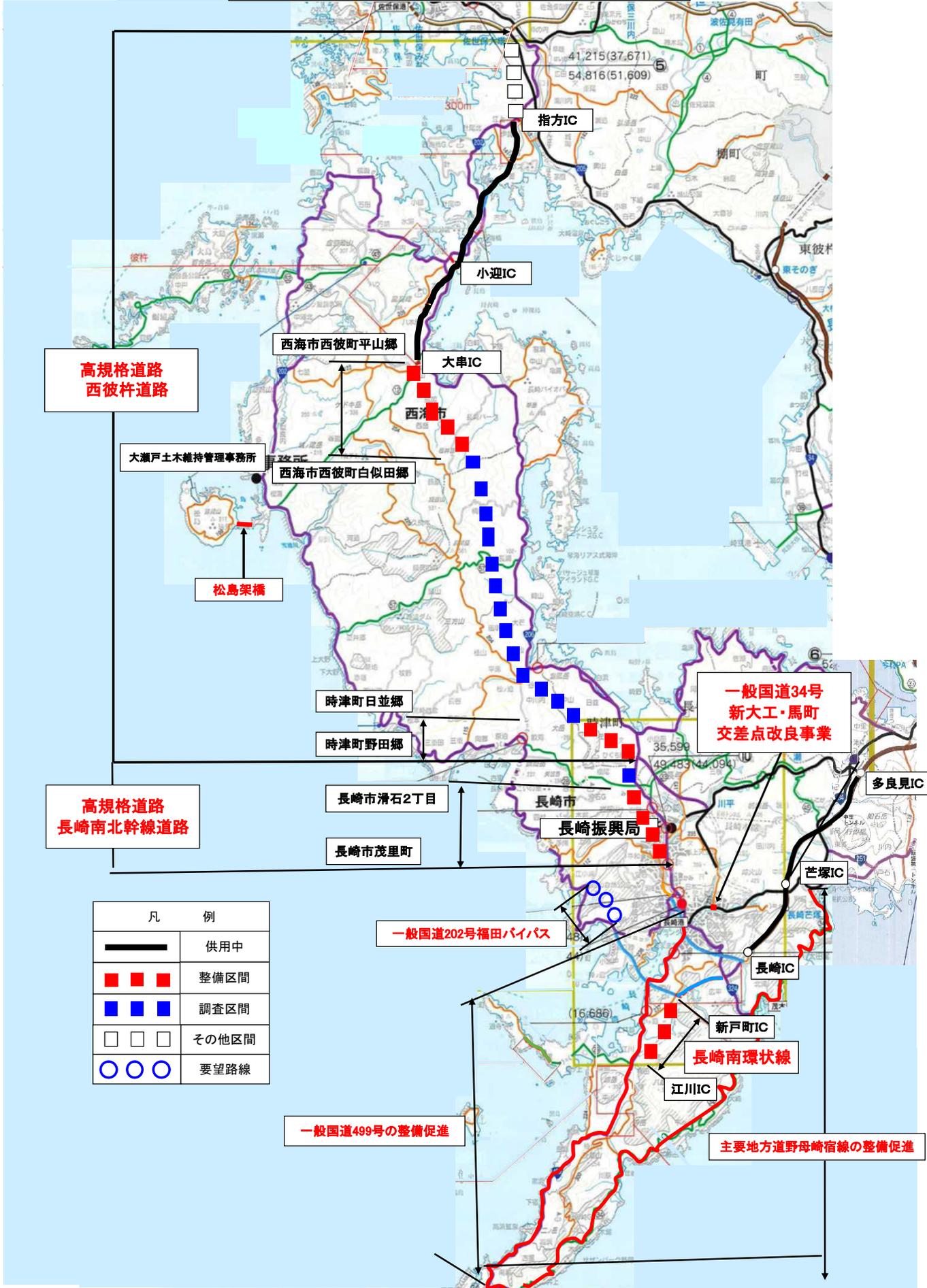


一般国道497号 西九州自動車道

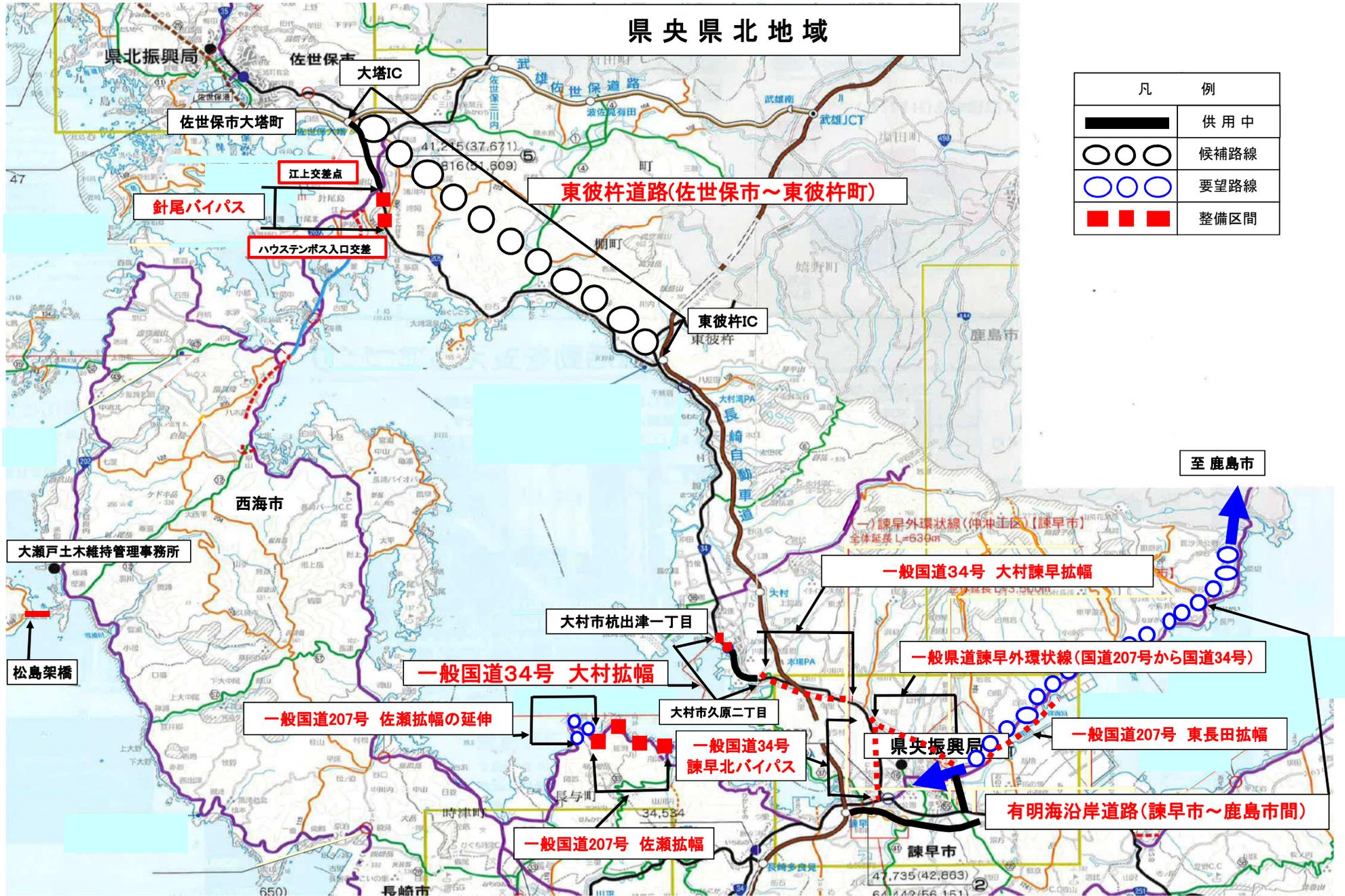
佐世保道路

武雄佐世保道路

長崎、西彼杵、佐世保地域



県央県北地域



凡 例	
	供用中
	候補路線
	要望路線
	整備区間

至 鹿 島 市

一般国道34号 大村諫早拡幅

一般県道諫早外環状線(国道207号から国道34号)

一般国道207号 東長田拡幅

有明海沿岸道路(諫早市～鹿島市間)

県央振興局

一般国道34号 諫早北バイパス

一般国道207号 佐瀬拡幅

一般国道34号 大村拡幅

一般国道207号 佐瀬拡幅の延伸

大村市杭出津一丁目

大村市久原二丁目

大瀬戸土木維持管理事務所

松島架橋

西海市

東彼杵IC

ハウステンボス入口交差

針尾バイパス

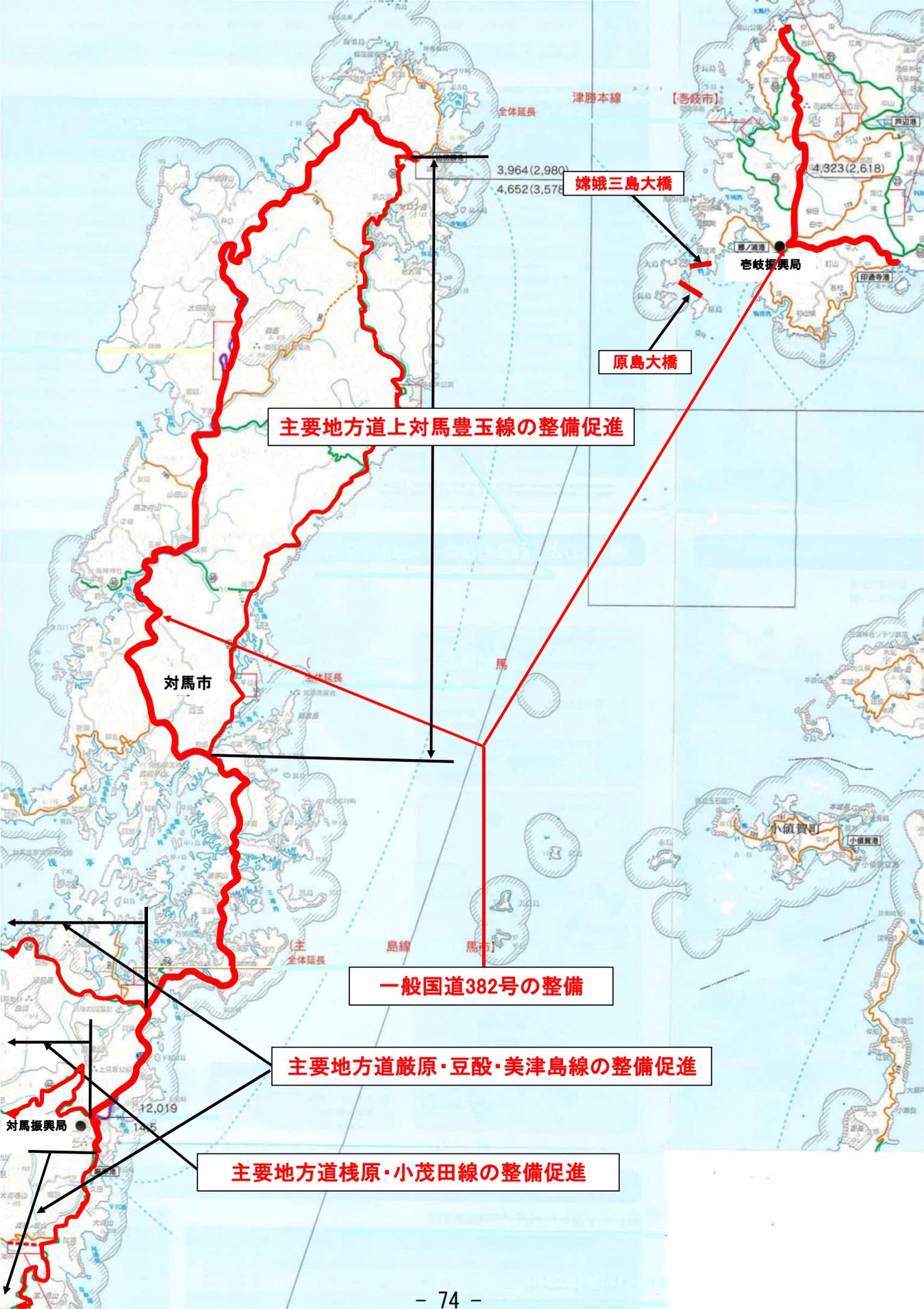
江上交差点

佐世保市大塔町

大塔IC

県北振興局

壱岐・対馬地域



主要地方道上対馬豊玉線の整備促進

一般国道382号の整備

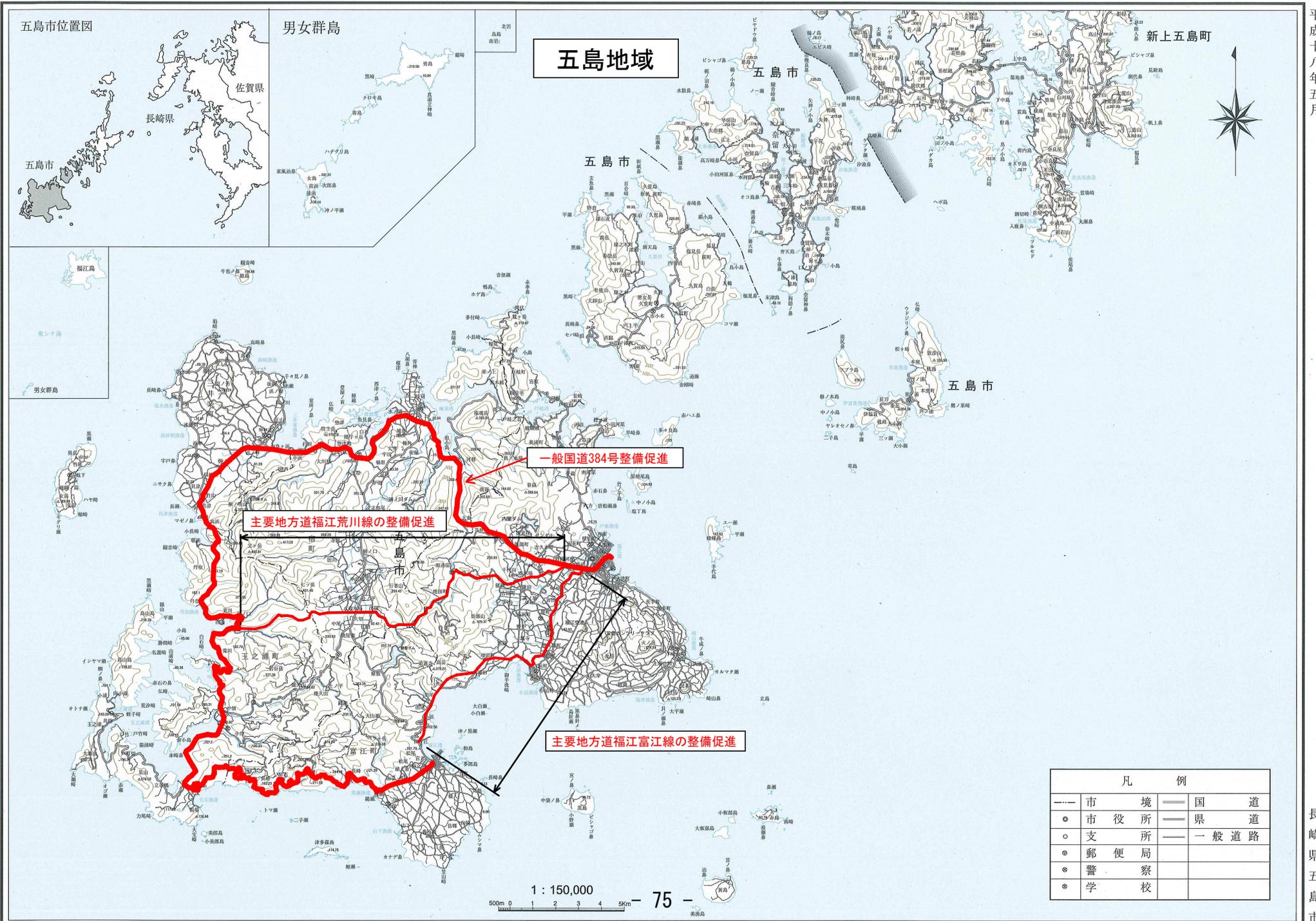
主要地方道厳原・豆碓・美津島線の整備促進

主要地方道棧原・小茂田線の整備促進

五島市全図

(国) 資料9-2 (県) 資料9-1

平成十八年五月



長崎県五島市

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18九複、第30号)」



第10号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続3回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

国においては、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図ること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

(3) 有害鳥獣被害対策の予算確保及び早期の予算執行について

長崎県内における有害鳥獣による農作物被害金額は、ピークであった平成16年度と比較すると令和2年度で約36%に減少したものの、イノシシによる被害は全被害額の約6割となる約1億9千万円と依然として深刻な状況にあり、また近年においては鳥害においても増加傾向にある。さらには、イノシシによる住宅地や通学路への出没や石垣の掘り起こし、家庭菜園を荒らす等の市街地周辺的生活環境被害も拡大している。

そのような中、各市は防護柵整備の拡充や新たに鳥害対策資材の補助、猟友会との連携による捕獲活動の強化等に取り組んできており、有害鳥獣被害対策支援の大きな柱となっている「鳥獣被害防止総合対策事業」は、継続的な取組みが不

可欠であることから、十分な予算の確保と制度の充実を図ること。

(資料 10-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後 10 年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

~~(5) 燃油等高騰対策の強化について~~

⇒第 10 号議案に、3. 燃油等高騰対策の強化についての項目を新たに設け提言（副市長会議）

(5-6) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図ること。

2. 水産業の振興対策について〔継続 3 回〕

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の加入促進について

新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や国内需要の低迷などにより、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地 PR など、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率を引き上げ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

- ③ 船舶購入時における登録制度の強化（係船許可証明、所有後の船舶売買の報告義務等）

（資料 10-2 参照）

（3）漁業就業者対策の充実について

経営体育成総合支援事業の長期研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくなっている状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を~~（5年以上）を定めた給付金（経営開始型）~~の支援する制度を創設すること。

（説明）

- ・農業における営農開始後の国の支援制度について、令和4年度に見直しが行われ、新たに設けられた新規就農者育成総合対策事業では支援期間が最長3年間へと変更が行われたことを踏まえ、要望内容を修正するもの（松浦市）

3. 燃油等高騰対策の強化について〔新規〕

現在、特例として措置されている農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置及び農林漁業用軽油引取税の免税措置については、農林漁業者の税負担軽減による経営の安定化を図るため、恒久的な制度とすること。併せて、漁業経営セーフティネット構築事業及び施設園芸セーフティネット構築事業の補てん金に係る国と生産者の負担割合については、一律3：1に見直したうえで、事業を継続すること。

また、燃油に限らず、ウクライナ情勢や円安など世界的な情勢の変化により飼料や肥料などの生産資材が高騰し、生産コストが上昇しているものの、農水産物の市場価格に十分反映されず、価格決定権を有しない農漁業者の経営を圧迫している状況にあることから、農業の肥料価格高騰対策については、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度の構築を図り、加えて、現行の農業・水産業の飼料高騰対策制度における生産者負担の軽減などのこれらについても積極的な支援を行うこと（五島市）

（説明）

- ・燃油、飼料、肥料などの生産経費の高騰により、農漁業者の負担が増大している。このため、積極的な支援として、農業の肥料価格高騰対策についても、施設園芸セーフティネット構築事業や配合飼料価格安定制度と同様の制度構築、加えて農業・水産業飼料高騰対策現行制度の生産者負担の軽減など、経営への影響をさらに緩和するための支援を求めるもの。
- ・農業、水産業に共通する要望であるため、第10号議案の直下に新たに項目を設けて要望を行うもの。（副市長会議）

【現況】費用高騰の状況

1 農業

- ①A 重油価格 89.6 円/ℓ (R3 年 4 月) ⇒ 111.3 円/ℓ (R4 年 3 月)
 市内生産者影響 重油使用量 7.7 kℓ × 単価変動 21.7 円 = 167 千円増
- ②配合飼料 平均輸入原料価格 29,669 円/トン (R2 年度第 4 四半期)
 ⇒ 42,665 円/トン (R3 年度第 4 四半期)
 市内肥育牛生産者影響 飼料量 683 t × 単価変動 12,996 円 = 8,876 千円増
- ③JA 全農肥料価格 R4 年度秋肥価格 平均 1.54 倍 (対春肥対比)
 市内いちご生産者影響 肥料費 229 千円 × 0.54 倍 = 124 千円増
 びわ 生産者影響 肥料費 343 千円 × 0.54 倍 = 185 千円増
 みかん生産者影響 肥料費 536 千円 × 0.54 倍 = 289 千円増
 きく 生産者影響 肥料費 466 千円 × 0.54 倍 = 252 千円増
 ※市内生産者影響は、いずれも、平均規模とし、セーフティネット等国制度補填を考慮していない。

2 水産業

- ①A 重油価格 75.4 円/ℓ (R3 年 4 月) ⇒ 97.9 円/ℓ (R4 年 3 月)
 ※資源エネルギー庁 石油価格商品調査
 市内漁業者影響 重油使用量 (沖合・遠洋を除く) 3,400kℓ (222 経営体)
 3,400kℓ × 22.5 円/ℓ = 76,500 千円 (1 経営体あたり 344 千円)
- ②配合飼料価格
 190,758 円/トン (R3.1~3 月) ⇒ 191,547 千円/トン (R4.1~3 月)
 市内漁業者影響 配合飼料使用量 2,800 トン (10 経営体)
 2,800 トン × 789 円/トン = 2,209 千円 (1 経営体あたり 221 千円)

令和2年度 イノシシによる農作物被害状況一覧

市町村名	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害量(kg)
長崎市	20,155	1,135	85,345
佐世保市	56,796	4,723	320,220
島原市	386	22	4,347
諫早市	12,649	966	60,839
大村市	5,227	377	26,807
平戸市	30,199	3,477	186,412
松浦市	11,756	1,042	94,418
対馬市	1,201	100	7,825
壱岐市	47	5	797
五島市	6,267	756	166,511
西海市	7,583	532	34,755
雲仙市	5,704	339	35,243
南島原市	6,299	382	40,465
長与町	4,471	160	28,011
時津町	860	40	3,910
東彼杵町	9,349	901	40,423
川棚町	2,938	281	12,697
波佐見町	4,562	637	19,734
小値賀町	398	112	10,420
佐々町	3,621	321	15,742
新上五島町	366	17	3,147
計	190,834	16,325	1,198,068

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R4.1現在調査）

長崎市	31隻
佐世保市	49隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	31隻
壱岐市	27隻
平戸市	154隻
松浦市	37隻
五島市	227隻
西海市	33隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	33隻
合計	662隻



第 1 1 号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続 4 回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加すること。

（資料 11-1 参照）

2. 国の直轄事業による砂防施設の「防災・減災」機能の継続について〔継続 2 回〕

雲仙砂防管理センターによる砂防施設の直轄管理を機動的に実施するための機能や体制の充実を図り、「防災・減災」機能を継続すること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

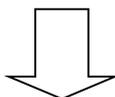
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第12号議案は欠番（国への提言がないため）

第13号議案

デジタル化の推進に関する提言

デジタル化の推進を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 自治体情報システムの標準化・共通化について〔継続1回〕

(1) 移行時期について

自治体情報システムの標準化・共通化にあたっては、全国の自治体が同時期にシステム移行を進めることから、標準準拠システムを提供する事業者の作業が同時期に重なることが想定される。

標準準拠システムの安全で確実な移行へ向け、自治体の作業負担や人材確保面も含めた対応能力を考慮し、令和7年度末までとした目標時期については、柔軟な対応を検討すること。

また、標準準拠システムへの対応や開発状況など、事業者の取組状況については、国において一元的に情報収集を行い、最新の情報を自治体へ提供する仕組みを構築すること。

(2) 整備費用に対する財政措置について

標準化に係る計画立案からシステム選定、移行に至るまでの整備費用については、標準化対象事務と密接に連携するシステムの移行に必要となる費用も含め財政支援措置を講じること。

また、各自治体からガバメントクラウドに接続する際に使用するネットワークについては、整備に係る費用及び運用経費など必要経費を国が全額負担すること。

2. 地域社会のデジタル化の推進について〔継続1回〕

地方財政対策において、「地域デジタル社会推進費」を令和3年度から令和4年度までを事業期間として計上されているが、地域社会のデジタル化を進めるためには十分な事業期間及び財政措置とは言い難いものであることから、デジタル化推進の動きを止めないよう、事業期間の延長と更なる財政措置を行うこと。

3. 社会保障・税番号制度の円滑な運用に係る支援等について〔継続1回〕

(1) マイナンバーカード（個人番号カード）の申請・交付事務について

マイナンバーカードの交付については、マイナポイント事業第2弾等により今後も申請件数の増加が見込まれるが、現状の交付事務処理手順では、地方公共団体情報システム機構で作成されたカードに、交付前に市町村側で設定処理を加える必要があり、市町村に送付されてすぐに対象者に交付できるものではないことから、迅速かつ円滑なカード交付を行えるよう、市町村における事務処理負担の軽減を図り、事務処理手順の簡素化等の見直しを早急に行うこと。

市町村が共同利用するシステムにおいては、安定稼働が円滑な事務処理につながることから、全国的に窓口の混雑が予想される連休明けの午前中であっても交付前設定等の操作可能時間の制限及び障害や窓口業務の遅延が発生しにくいシステムを構築し、安定した運用を図ること。

また、マイナンバーカードの申請・交付に係る経費について、令和4年度もマイナンバーカード交付事務費補助金予算が計上されているが、市町村負担が生じることのないような財源措置を今後とも引き続き講じるとともに、国が進めるマイナンバーカード交付円滑化計画に基づく交付体制において人員増は不可避であることから、普通交付税の算定項目のひとつである戸籍住民基本台帳費においても、市町村の実態に即した職員数を適切に反映させ、マイナンバーカードの普及促進に向けた取り組みを円滑に進めるための支援の充実を図ること。

(2) マイナンバー制度に係るシステム整備費補助について

地方自治体では、住民基本台帳システムを始めとするマイナンバー制度に係るシステムの改修を行ったが、全額国庫負担の対象とされていたにもかかわらず、国から示された所要事業費を大きく上回り、地方負担が発生した。

今後も、毎年度のデータ標準レイアウト変更や制度改正等によるシステム改修が予定され、新たな費用が生じる見込みであることから、地方自治体におけるシステム改修等の状況をさらに把握・分析した上で、必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体情報セキュリティ対策に係るシステム運営費等の財政支援について

地方自治体では、マイナンバー制度への対応にあたり、国の求める情報セキュリティ対策の抜本的強化を行っているが、自治体の情報セキュリティ対策を安定かつ適切に維持するためには、継続的な更新及び運用管理コストが必要であることから、大きな地方負担となる。

国においては、地方自治体の実情を把握・分析した上で、財政措置も含めた必要な各種措置を講じること。

4. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について〔継続4回〕

多くの地方自治体においては、国が掲げる「G I G Aスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること。さらに、情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。

第14号議案

地方自治体の円滑な行政運営に関する提言

地方自治体の円滑な行政運営と計画的な地域振興を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 「従うべき基準」を定めた省令の改正情報の事前周知等の徹底について 〔更新〕（長崎市、大村市、平戸市、対馬市、五島市）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、義務付け・枠付けの見直しが行われ、地方自治体自らの判断と責任において行政を実施することができるよう、条例制定権の範囲が拡大された。

このうち「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、当該基準を定めた省令が公布されれば、条例の改正を必ず行う必要がある。

しかしながら、この「従うべき基準」を定めた省令の公布時期が事前に周知されない、公布した省令に誤りがある、また、その誤りを正す対応時期が示されない場合などもあり、特に地方において、議会中に急遽省令の改正がなされるなどため、条例改正の追加議案を提出する事態となっている。

については、地方の議会の開会期間等を考慮し、省令改正について、改正内容や時期を、事前の周知のうえ、条文に誤りがないよう十分精査し、早期の公布を徹底すること。（長崎市）

（説明）

提言する。（長崎市、大村市、平戸市、対馬市、五島市）

- ・これまで省令改正において、そのような事例が多数生じているため、引き続き提言する必要があるもの

【具体的な事例の詳細】

事例1)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」について

令和3年1月25日公布、同年4月1日施行であり、令和3年2月市議会に提案するよう準備を進めていたが、同年1月29日に、厚生労働省から公布した省令に誤りがあった旨の連絡があり、官報正誤の発出又は改めての省令改正により対応する予定とのことであった。その後、官報正誤又は省令改正の日程等について何度も確認するも明確な回答はなかった。2月17日になって、一連の対応は2月15日付け官報正誤で対応した旨の連絡があった。当該官報正誤の内容を踏まえて、条例の改正について議会運営委員会で説明のうえ、令和3年2月議会に追加議案で提案した。

事例2)「住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正」について、平成31年2月28日公布・施行であったが、改正する旨の周知はあったものの、改正時期に係る連絡がなかった。HPで確認後、官報で再確認等を行い、火災予防条例の改正を追加議案で提案した。

事例3)「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正」について、平成31年2月15日公布、同年4月1日施行であったため、事前に議会運営委員会で説明し、児童福祉施設の設備及び運

営に関する基準を定める条例の改正を追加議案で提案した。改正の内容や概ねの時期については事前に連絡があったものの、省令の具体的公布時期が官報で確認するしかなかったため、追加議案の提案日を確定するのに調整を要した。※ほか事例多数あり（長崎市）

2. 自衛官等の募集事務に係る募集対象者情報の提供について〔継続4回〕

自衛隊から自衛官及び自衛官候補生の新規入隊募集事務で利用する目的で、自衛隊法及び同法施行令を根拠として、住民基本台帳の一部の写しの提供依頼があっている。

しかしながら、住民基本台帳法第11条第1項には「閲覧させることを請求することができる」としか記載されておらず、全市町が疑義なく当該写しの提供が可能となるよう、国において住民基本台帳法等の必要な法律改正を行うことを要望する。

県への提言

* * *

第1号議案

新型コロナウイルス感染症対策に関する提言

新型コロナウイルス感染症によって、国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

これまで、各市ではワクチン接種の実施や医療提供体制の強化など、住民の安全・安心の確保に全力で取り組んできているが、新たな変異株の出現などもあり、今後ますます県と各市が様々な分野で強力に結束し、対応を図ることが重要であるため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 医療提供体制の確保について〔継続4回〕

- (1) 医療機関が抗原定性検査キットや、防護服などの医療用物資や人工呼吸器等の医療用資機材を安定的に確保できるよう、引き続き必要な措置を講じること。~~安定的な供給体制を構築すること。~~

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた検査体制及び医療提供体制の整備、充実構築に向け、各自治体や医療機関において、より一層の連携が求められるため、引き続き長崎県の主導のもと、積極的な取り組みを進めること。(長崎市)

(説明)

- ・現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

- (2) 新型コロナウイルス感染症患者の受入医療機関においては、患者数の増加に備えた受入体制確保のために人的・物的資源を充当する必要があることから、一般患者の入院制限や手術制限などの対応が継続し生じている。また、他の医療機関においてははも、特に令和2年度において受診抑制などの影響を受けにより、本来確保できるはずの収益が得られない状況となったことや、未だ患者数がコロナ以前の状態に戻っていないことなどによる経営悪化が懸念されている。特に小児科など一部の診療科においては、患者数の大幅な減少が継続している。

今後地域の医療提供体制に深刻な影響が出ないように、引き続き医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。

~~さらに、県においては、これらの支援拡充について、十分な財政措置を講じるよう国に対して働きかけること。~~(長崎市)

(説明)

・現況に合わせ文言の修正を行うもの。(長崎市)

2. 検査体制等の強化について〔継続4回〕

感染が疑われる方等に対するPCR等の検査体制については、~~唾液による検査が保険適用となったことに加え、長崎県における国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用した検査機器の購入支援などにより~~、感染拡大に備えた~~検査体制~~の拡充が進んでいるが、検査体制等を更に強化するため、次の事項について特段の措置を講じるよう要請する。

- (1) 検査体制等の拡充に伴い、看護師や臨床検査技師などの専門人材を確保すること。
- (2) 陽性者の増加に備え、~~引き続き~~十分な宿泊療養施設を確保すること。
- (3) 検査実施人員が限られる離島については、人的・物的支援を行うこと。

(長崎市)

(説明)

・現況に合わせ文言の修正を行うもの。宿泊療養施設については、県においてR3年度に拡充されたが、今後も感染者数に応じて適切な数を確保できるよう求めるもの(長崎市)

3. 感染者発生状況公表の見直しについて〔新規〕〔大村市、島原市、諫早市、南島原市〕

長崎県において行う県内保健所管内における新型コロナウイルス感染症感染者の発生状況公表において、現在、「性別」・「検査経緯等」・「年代」の情報については市町別内訳が出されておらず、県内保健所設置市や他県が行うものと比較しても不足していることからこれらの公表を行うこと。

そのうち、少なくとも「年代」の情報については、各市において感染状況に適した対応策を講じるために非常に重要な情報ともなることから、感染拡大防止の観点から早急に公表すること。(大村市)

(説明)

・長崎県が行う県内保健所管内のコロナ感染者発生状況報告において、これまで陽性者の年代別等件数が市町別で公表されていたが、本年1月中旬頃から市町別でなく合計数のみの公表へと変更となった。このため市民からは、もっと詳細な情報は無いのかとの問い合わせが多く寄せられ、市として情報収集が足りないのではないのかとの指摘も受けている。九州でも佐賀県や大分県では、保健所設置市以外の市における年代別等の情報が公開されており、情報が分かれば、その内容に応じた対応策を講ずることができ、感染者数の抑制につながると推測されるため、要望しようとするもの(大村市)

4.3. 地方財源の確保について〔継続4回〕

(1) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大防止対策や社会経済対策をはじめ、原油価格・物価高騰等対策など、地方の実情に応じた様々な取り組みを今後も引き続き行っていく必要がある。令和3年12月及び令和4年4月に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加交付措置がなされたが、今後も各市が地域の実情に応じた反転攻勢をかけるための各種対策経済対策や感染拡大防止策を行っていくことができるよう、感染症の動向を注視し、必要に応じて追加の措置交付を行うなど、コロナ後の新しい社会経済をつくるための柔軟な支援を国に働きかけること。(長崎市、佐世保市、壱岐市)

(説明)

- ・R4.4に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合対策」(案)」が示されたことから、文言を追加するもの(長崎市)
- ・情勢及び交付金の措置状況を反映するもの(佐世保市)
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の時点修正を行うもの(長崎市、壱岐市)

(2) 令和5年度においても、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格・物価高騰等の影響に伴い、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、社会保障関係経費など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を引き続き確保するよう国に働きかけること。(長崎市)

(説明)

- ・R4.4に「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合対策」(案)」が示されたことから、文言を追加するもの(長崎市)

(3) 今回の新型コロナウイルス感染症による景気への影響が生じている間は、地方消費税をはじめとする令和2年度に追加された減収補てん債の対象税目について対象とするよう国に働きかけること。

第2号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続4回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

- ① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。
- ② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の引き上げ及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。
また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。
なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。
- ③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること。

(資料 2-1 参照)

- ④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

特に、令和4年度税制改正において講じられた商業地等における税額上昇幅を評価額の2.5%までとする措置については、臨時、異例のものであり、期限の到来をもって確実に終了し、令和5年度以降は既定規定の負担調整措置を確実に実施すること。(長崎市)

(説明)

・誤字を修正するもの(長崎市)

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和4年度の地方財政計画について、地域社会のデジタル化の推進、公共施設の脱炭素化の取組等の推進や消防・防災力の一層の強化のための事業費が確保されている。

地域デジタル社会形成に向けた様々な取組みをはじめ、引き続き、地方創生への積極的な取組や、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

- ② 地方財政における財源不足に対し、令和3年度補正予算において、地方交付税の増額により特例的に臨時財政対策債の償還財源の一部が措置されたところであるが、令和4年度の地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和4年度の地方財政計画においては約1.8兆円となっている。

恒常的に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正が行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備

を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。

- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について [継続6回]

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。

(資料 2-2 参照)

3. 公共下水道への財政措置の拡大について [継続3回]

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策を重点的に支援するとされており、

その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(資料 2-3 参照)

(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。

また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。

4. 廃棄物処理対策の強化について [継続 5 回]

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

(2) 家電リサイクル法について

- ① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品のリサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図るよう国に求めること。
- ② 家電リサイクル法で定められた対象品目（現家電4品目）を拡大し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とするなど制度の改善を図るよう国に求めること。
- ③ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体に財政負担が生じることのないよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築するよう国に求めること。

(3) 小型家電リサイクル法について

長崎県内の各市による小型家電リサイクル制度における認定事業者への引き渡しについて、地理的条件により逆有償となる割合が高く、財政負担が大きいことから、地域格差の無い継続的かつ安定的な再資源化の促進のため、国において新たな財政支援措置を講じるよう国に求めること。

(4) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みの構築を国に求めること。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。

（5）リチウムイオン電池等の適正処理について〔継続1回目〕

リチウムイオン電池等について、従来からプラスチック製容器包装などへの混入によるごみ収集車や処理施設での火災のリスクが問題視されているが、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行によるプラスチック一括回収に伴い、よりそのリスクが高まると考えられるため、製造・販売事業者に対し、自主回収の拡大や商品本体から電池等の取り外しが容易に行える製品構造設計を促すとともに、消費者への商品廃棄時における電池等取扱いに関する注意喚起を義務付けるなど適正処理の仕組みを整備するよう国に求めること。

（説明）

提言しない（長崎市）

- ・国において令和4年3月にリチウム蓄電池等処理困難物対策集が策定され、具体的な対策として「製品への表示」や「取り外しが容易な設計を行う」等が示されたことや、業界団体でも国の広域認定制度を活用した回収促進が進められている状況を踏まえたもの（長崎市）

5. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔継続3回〕

（1）財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とするよう、国に働きかけること

（資料 2-4 参照）

（2）支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

6. 治水事業に対する財政措置等について〔継続5回〕

(1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

(2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設した。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。

(資料 2-5 参照)

7. 地方バス路線維持対策について〔更新〕(雲仙市、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、南島原市)

(1) 補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

(2) 生活交通路線の維持・確保について

~~同一行政区域を運行する~~生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線の維持費用について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

~~（3）路線撤退後の輸送手段の確保について~~

~~路線撤退後の輸送手段の確保にあたり、路線の再編やコミュニティバスをはじめスクールバス、福祉バスとの統合など、市の工夫のもとに路線の維持が図られている場合は、集落の点在や交通弱者など地域の課題や運行の実態に即し、その維持費用について助成すること。~~

（3）交通不便地区におけるコミュニティバス等の運行に対する県の補助制度の創設について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスやコミュニティバス等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援の創設を行うこと。

~~（4）県営バス路線廃止の申し入れについて~~

~~県営バス路線廃止の申し入れに対しては、地域住民の生活交通路線の維持・確保を前提とすること。~~

~~（5）路線の維持費用の助成について~~

~~県民にとって必要不可欠な交通サービスを維持するため、主要施設等を経由する路線の維持・確保を図り、路線の維持費用について助成すること。~~

~~（6）地域内フィーダー系統路線への支援について~~

~~地域内フィーダー系統路線に対して運行費補助等の支援制度を設けること。~~

~~（資料 2-6 参照）~~

（4.7）バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法・国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様に J R 並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

（5）特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業費における補助要件の適用除外など、補助が受けられるよう特例措置の新設を国へ働きかけること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、給与・労働条件の待遇改善や大型二種免許の取得等運転手の確保、育成につながる支援制度を構築すること。(雲仙市)

(説明)

・人口減少社会において、路線バスの利用者についても減少が続いており、さらに新型コロナウイルス感染症の影響で大きく落ち込み、コロナ禍前までの回復が見込めない状況であるため、今後赤字路線のさらなる拡大が懸念される。

これまで路線バスが担ってきた運行区域も、バス運転士不足や需給バランスに対応した運行のさらなる効率化が求められる中、赤字路線の廃止や見直しに伴い、市民生活に必要な移動手段を確保するため、代替手段としてデマンド交通等への転換で対応せざるを得ない状況である。

路線バスを維持するため、平成23年度に国は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の補助要件が緩和されているが、県単独補助については未だに現状に即した見直しが行われておらず、基礎自治体である市の負担のみで欠損を担わざるを得ないことから市の負担が増大し、移動手段の確保自体が厳しくなっている。

このようなことから長崎県生活バス路線運行対策費補助金事業における補助要件の見直し、及び交通不便地区対策における県の支援がなされるよう要望を行うもの。

また、有人国境離島法において、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持は、国の領海等の保全等にとって極めて重要な意義を有し、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることが必要とされながらも、国の地域公共交通確保維持改善事業費の補助制度において要件を満たすことができず、基礎自治体の負担のみで島内バス路線を維持せざるを得ない状況であることから、当該地域については、赤字バス路線に係る補助要件の適用除外など、特例措置の新設を国へ要望していただくようお願いするもの。(雲仙市)

8. 自然災害等対策事業に対する財源確保について [継続5回]

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響ないよう、要望どおりの事業費

を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続した財源確保について、国へ働きかけること。

(資料 2-7 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

9. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について [継続 5回]

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

県においては、社会資本整備総合交付金を活用した離島地域等交流促進基盤強化事業の終了に伴い、これに代わる制度新設の検討を行うこと。

また、旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に規定されている県計画に盛り込み、引き続き財源を確保すること。

さらに、対象地域に限らず他の離島航路についても、順次 J R 等本土交通機関を比較基準に見直しを進めるなど、財政支援拡充を図るとともに本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

(2) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットfoilは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットfoilは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットfoilの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットfoilの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進さ

れるよう、財政投融资を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(3) 有事における離島航路の維持について

新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限がかけられた。これにより、離島における公共交通機関については、利用者が著しく減少し、航路事業者の経営状態が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも多大な影響を及ぼすことから、必要不可欠なものである。

以上のことから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 2-8 参照)

10. 離島航空路線の維持について [継続 2回]

~~(1) 機材の更新にかかる支援について~~

~~現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であるとともに、交流人口の拡大にも繋がっており、今後とも安定的な路線の維持・確保が必要であるが、近年、当該路線では機材の不具合による欠航が相次いでおり、運行する地方航空会社において機材更新が計画されている。~~

~~今後の機材更新には多大な費用が生じることから、航空路線の安定的な維持を図るため、航空機等購入費補助金について、現行では対象外となるリース方式での機材調達経費も対象に含めることや、現行45%である補助率を、国境離島地域に係る路線の場合には、沖縄路線に就航する場合と同等の75%を適用するよう国に働きかけ、地方公共団体の負担が必要な場合には県が負担すること。~~

~~また、今後、交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成30年10月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急を実施すること。~~

~~(2) 有事における離島航空路の維持について [(1) と (2) を一本化]~~

~~また、新型コロナウイルス感染症の全国規模の拡大により、国においては緊急事態宣言の発令により、国民に、経済活動や不要不急の移動自粛など様々な制限~~

がかけられた。これにより、離島における公共交通機関の利用者も著しく減少し、航空路事業者の経営環境が悪化したことから、減便が発生するなど、安定的な離島航空路の維持が懸念されたところである。

本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要な不可欠なものである。

今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。(彦根市)

(資料 2-9 参照)

(説明)

・運航する地方航空会社において、次期後継機としてATR機2機の導入を決定し、令和4年度から順次導入され、パイロットや整備士等の養成を行いながら、令和5年度後半から定期便として就航を開始し、令和7年度からATR2機体制での運航を目指すとの方針が示されているため、機材の更新にかかる支援について削除するもの。(彦根市)

11. 半島航路の維持・確保について〔継続5回〕

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 2-10 参照)

12. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について〔継続3回〕

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。

なお、県から令和3年10月に単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う事業において、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額（いわゆる真水部分）に対し県費補助を行う通知案が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増加し、市町に負担を転嫁することになることから、従来の支給方法による交付を継続すること。

その場合においても、単年度事業費で2億円を超える部分を県費補助の対象外としている取扱いを改めること。

また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができるよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。

さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。（平戸市）

説明)

・国指定等文化財に係る補助金について、単年度事業費で2億円を超える部分を県費補助の対象外としており、市町の負担が大きいことから、文言を追加するもの。（平戸市）

13. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続1回〕

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同

額とすること。

14. 空き家対策への支援について〔更新〕（佐世保市、長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市）

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第十五条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。（佐世保市）

説明

・国の予測では、空き家は増加傾向であり、慢性的な都市問題となっている。現在、国費メニューを活用することで、危険な空き家の除却促進に努めているが、法の規定も踏まえ、市町負担の半分以上を県に負担いただくことで、事業の拡大や継続など、各市町の実情にあった対応が可能となることから、県補助制度創設を引き続き要望するもの。（佐世保市）

15. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔継続5回〕

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

16. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続1回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備についても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

- (2) 学校施設の新増改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

- (3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

17. 石綿含有建材の事前調査及び除去に対する助成制度の創設等について 〔廃案〕

建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止を徹底するため、令和2年度に法改正が行われ、規制対象が全ての石綿含有建材に拡大されるとともに、一定規模以上の建築物等について、石綿含有建材の有無にかかわらず調査結果の報告義務が生じることとなった。

一方、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」(2014)によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で280万棟あり、その解体のピークが令和10年ごろに訪れると推計しており、件数の増加とともに、石綿含有調査や除去に係る費用の負担感から、適切な措置を講じない事例の増加が懸念される。

このことから、民間の建築物所有者等の費用負担軽減を図るため石綿含有建材の事前調査及び除去等に対する助成制度を新たに創設するよう国に要請すること。

説明)

提言しない(長崎市、大村市)

- ・大気汚染防止法の改正により、石綿について規制対象の拡大、罰則等が強化された背景も踏まえ、補助金ではなく、規制強化により事業者へ法令遵守を求める体制に転換を図るもの。(長崎市)

17. ふるさと納税に係る返礼品について [新規]

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

(説明)

- ・これまで国への提言において要望を行っていたが、新たに、県に対しても要望実現に向けた働きかけを要望するもの。(副市長会議)

18. 小中学校等における ICT 環境整備に係る財政支援について [継続4回]

多くの地方自治体においては、国が掲げる「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒1人1台の端末整備と高速大容量の通信ネットワークの整備等を進めたところであるが、整備に係る国の財政支援については、初期の整備費用に限ることなく、今後想定される端末の更新費用等についても十分な財政支援を講じること。

また、1人1台端末に係るLTE回線使用料についても財政支援の対象とするよう改めること、及び情報格差是正のため早急に大容量インターネットサービスが利用できるよう施策を講じること。これらについて、国に対して働きかけること。

(長崎市)

説明)

- ・要望が2段落に分かれるため、文末を両段落にまたがるよう修正するもの。(長崎市)

19. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について [継続3回]

避難所開設においては、全国的に新型コロナウイルス感染症が発生したことにより、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため、地区所有の自治公民館など民間施設を活用できるように、避難所として安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

20. 犯罪被害者等支援の充実について〔継続3回〕

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各市においては、犯罪被害者等支援条例の制定や犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められているが、その取組みには自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。

21. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続1回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

(1) 既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が500以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

(2) 地方財政計画において、各自治体を実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。

(3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われることとなっているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

県内各市のゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	令和2年度	令和3年度
長崎市	40,792	49,308
佐世保市	36,765	40,790
島原市	0	0
諫早市	33,740	43,204
大村市	19,814	21,177
平戸市	0	0
松浦市	0	0
対馬市	0	0
壱岐市	2,130	2,292
五島市	4,488	4,677
西海市	25,583	28,347
雲仙市	9,000	10,089
南島原市	6,887	7,456
県内13市の合計	179,199	207,340

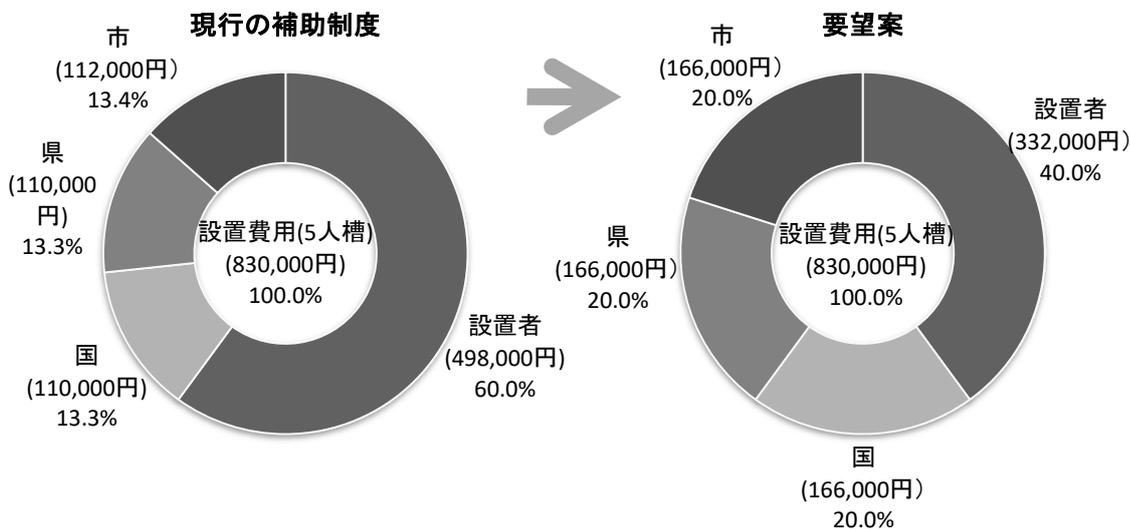
令和3年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

市名	浄化槽基数(R4.3.31現在)									令和3年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助基数	国庫補助対象経費(千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,771	2,437	334	459	306	153	3,230	2,743	487	23	8,836
佐世保市	13,168	9,866	3,302	1,986	1,041	945	15,154	10,907	4,247	255	111,995
島原市	6,353	5,557	796	1,148	924	224	7,501	6,481	1,020	155	57,824
諫早市	7,652	7,171	481	1,037	694	343	8,689	7,865	824	94	37,779
大村市	1,216	1,188	28	257	202	55	1,473	1,390	83	9	3,933
平戸市	3,592	2,950	642	653	396	257	4,245	3,346	899	91	40,093
松浦市	1,516	1,361	155	355	221	134	1,871	1,582	289	40	6,210
対馬市	1,971	1,774	197	317	100	217	2,288	1,874	414	41	25,497
壱岐市	2,497	2,362	135	346	265	81	2,843	2,627	216	79	50,307
五島市	8,588	7,031	1,557	955	429	526	9,543	7,460	2,083	272	111,922
西海市	2,387	2,304	83	750	610	140	3,137	2,914	223	34	13,644
雲仙市	3,367	3,075	292	544	387	157	3,911	3,462	449	114	21,864
南島原市	5,694	4,770	924	58	38	20	5,752	4,808	944	144	68,706
合計	60,772	51,846	8,926	8,865	5,613	3,252	69,637	57,459	12,178	1,351	558,610

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額 (40% → 60%)

補助率 (補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計	
			1年目	2年目以降	()は下水道使用料との差	
					1年目	2年目以降
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,433)	40,000 (19,433)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,333)	45,900 (25,333)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,933)	57,500 (36,933)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R2年度)・・・年間約21,523円 水道局営業課業務係確認

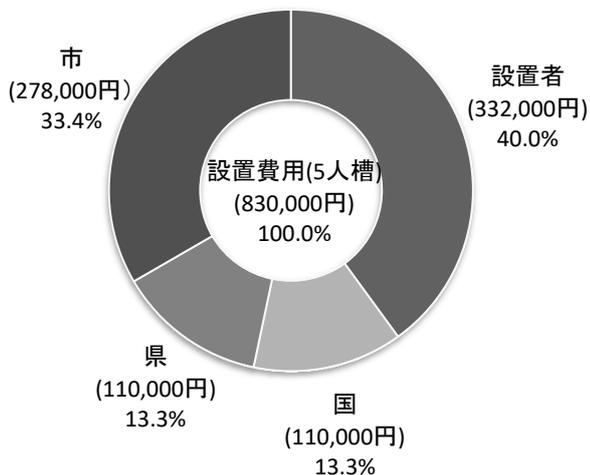
※維持管理費については、H22~R3年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5~10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6~7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8~10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6~7人槽	621	466	311	233
8~50人槽	822	617	411	309

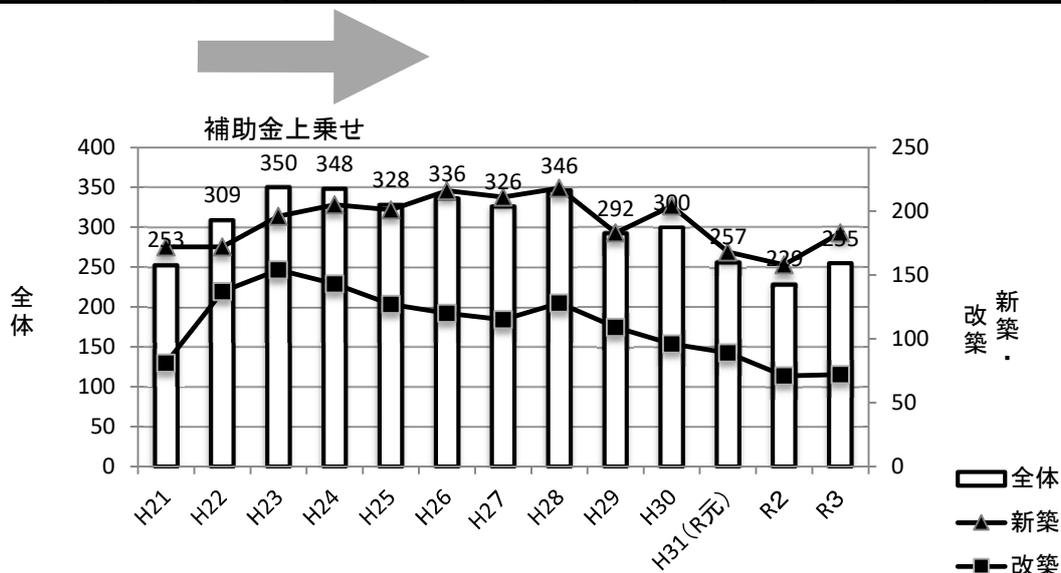
(単位:千円)

高度人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	550	426	275	213
6~7人槽	669	514	335	257
8~50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183



公共下水道事業概要(R3.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	409,158	243,997	43,924	135,556	97,296	30,082	21,922	29,089	25,626	35,809	26,825	42,951	44,003
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	385,972	146,318	未着手	89,301	87,634	未着手	5,130	未着手	3,408	未着手	3,271	14,148	5,805
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	375,380	134,590		75,261	85,674		3,681		1,917		2,196	9,064	3,693
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,423	2,641		424		188		154	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.3	60.0		65.9	90.1		23.4		13.3		12.2	32.9	13.2
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.0		84.3	97.8		71.8		56.3		67.1	64.1	63.6
(6) 総事業費(千円)(J)	343,783,665	130,591,570		100,722,253	78,847,742		8,374,063		6,600,832		8,330,227	22,038,368	13,732,532
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	112,870,615	49,934,000		32,885,579	28,543,172		3,469,108		2,917,550		3,766,548	9,473,496	5,875,383
イ 企業債(千円)	184,181,853	67,477,840		50,653,266	40,729,804		3,983,100		3,021,000		3,793,783	9,933,300	5,644,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,342,980	3,777,029		4,901,048	2,611,149		114,702		85,898		66,937	148,303	171,483
エ その他(千円)	42,388,217	9,402,701		12,282,360	6,963,617		807,153		576,384		702,959	2,483,269	2,041,266
同上のうち使途内訳													
ア 管きよ費(千円)	204,266,053	84,678,072		70,199,727	54,836,526		6,570,397		4,205,227		5,940,354	13,952,756	7,164,471
イ ポンプ場費(千円)	20,561,476	5,820,258		4,179,164	4,538,486		0		203,423		0	921,397	1,588,177
ウ 処理場費(千円)	104,866,016	38,744,340		20,433,202	18,887,469		1,770,801		2,192,182		2,389,873	6,735,614	3,906,134
エ 流域下水道建設費負担金(千円)	0	0		4,301,113	275,968		0		0		0	0	0
オ その他(千円)	14,090,120	1,348,900		1,609,047	309,293		32,865		0		0	428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	212,014,816	94,431,482		65,904,072	52,110,493		6,720,469		5,673,764		7,660,307	17,895,265	11,583,489
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	72.3		65.4	66.1		80.3		86.0		92.0	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	2,092	686		524	515		45		43		43	175	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力(m^3 /日)(L)	145,700	101,500		35,680	50,700		6,100		2,740		3,500	11,700	2,700

※算定根拠: 令和2年度決算統計(令和3年3月31日)

海岸漂着物対策の財政的支援措置に関する資料

市名	事業費（千円）			備考
	R元年度	R2年度	R3年度	
長崎市	事業なし		950	
佐世保市	13,824	13,152	15,013	
島原市	2,360	2,627	2,427	
諫早市	事業なし			
大村市	1,563	2,314	1,579	
平戸市	6,248	6,936	7,755	
松浦市	1,860	1,856	2,086	
対馬市	263,112	271,313	284,765	
壱岐市	59,872	61,090	50,707	
五島市	108,081	112,481	104,199	
西海市	事業なし			26年度まで実施
雲仙市	3,091	4,193	2,962	
南島原市	1,197	1,572	2,010	
合計	461,208	477,534	474,453	



◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
長崎市	3	2	4,451	1,397
佐世保市	9	6	16,029	32,573
島原市	0	0	0	0
諫早市	16	27	25,666	24,870
大村市	0	2	0	54,700
平戸市	1	3	54	2,599
松浦市	1	1	500	301
対馬市	74	38	24,299	10,670
壱岐市	1	4	2,469	11,319
五島市	2	7	2,639	27,551
西海市	0	3	0	9,483
雲仙市	5	1	1,432	2,288
南島原市	0	6	0	125,000
計	112	100	77,539	302,751

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の状況)



土砂が堆積した河川



浚渫が完了した河川

令和3年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	93,683,160
2	佐世保市	2	19,892,000	0	0	6	21,551,000
3	島原市	0	0	0	0	37	30,513,000
4	諫早市	11	68,147,000	0	0	65	275,029,000
5	大村市	2	9,745,000	0	0	12	100,374,000
6	平戸市	3	58,499,000	0	0	4	39,910,000
7	松浦市	2	22,782,000	0	0	11	83,318,000
8	対馬市	3	25,716,150	2	5,339,679	24	90,838,972
9	壱岐市	0	0	1	1,812,000	30	69,369,000
10	五島市	5	14,035,898	2	4,559,434	22	89,053,668
11	西海市	1	5,000	0	0	8	78,660,000
12	雲仙市	0	0	0	0	26	25,096,000
13	南島原市	0		0		33	56,044,000
合計			218,822,048		11,711,113		1,053,439,800

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	24	1,582,000
2	佐世保市	2	4,085,169
3	島原市	1	3,712,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	24,452,077
8	対馬市	7	3,789,263
9	壱岐市	0	0
10	五島市	3	7,961,645
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		44	45,582,154

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (3年5月調査)	令和2年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (4年5月現在)	令和3年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	296	30	県営	19	298	36	県営	25
				県費補助	11			県費補助	11
2	佐世保市	208	48	県営	28	210	53	県営	29
				県費補助	20			県費補助	24
3	諫早市	137	9	県営	0	140	5	県営	0
				県費補助	9			県費補助	5
4	大村市	20	1	県営	0	20	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
5	島原市	1	0	県営	0	1	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
6	松浦市	27	0	県営	0	27	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
7	対馬市	85	3	県営	3	85	3	県営	3
				県費補助	0			県費補助	0
8	壱岐市	66	1	県営	1	66	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
9	五島市	32	2	県営	2	32	2	県営	2
				県費補助	0			県費補助	0
10	平戸市	60	1	県営	0	60	1	県営	0
				県費補助	1			県費補助	1
11	南島原市	134	0	県営	0	134	0	県営	0
				県費補助	0			県費補助	0
12	雲仙市	40	1	県営	0	40	0	県営	0
				県費補助	1			県費補助	0
13	西海市	93	4	県営	2	93	3	県営	2
				県費補助	2			県費補助	1
合計		1199	100	県営	55	1206	105	県営	63
				県費補助	45			県費補助	42

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】



KJ01 929-117 つばさ
建造：1989年3月
運航：佐渡汽船



KJ02 929-117 S.I. 友
建造：1989年6月
運航：東海汽船



KJ03 929-117 ビートル三世
建造：1989年9月
運航：JR九州高速船



KJ04 929-117 べがさす
建造：1990年3月
運航：九州商船



KJ05 929-117 ビートル
建造：1990年4月
運航：JR九州高速船



KJ06 929-117 ロケット3
建造：1990年7月
運航：種子屋久高速船/コスモライン



KJ07 929-117 べがさす2
建造：1990年10月
運航：九州商船



KJ08 929-117 ビートル二世
建造：1991年2月
運航：JR九州高速船



KJ09 929-117 ヴィーナス
建造：1991年3月
運航：九州郵船



KJ10 929-117 すいせい
建造：1991年4月
運航：佐渡汽船



KJ11 929-117 レインボージェット
建造：1991年6月
保有：隠岐広域連合 運航：隠岐汽船



KJ12 929-117 トッピー2
建造：1992年4月
運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ13 929-117 トッピー3
建造：1995年3月
運航：種子屋久高速船/いわさき



KJ14 929-117 S.I. 大漁
建造：1994年6月
運航：東海汽船



KJ15 929-117 ロケット
建造：1994年6月
運航：種子屋久高速船/コスモライン



KJ16 929-117 S.I. 結
建造：2020年6月
運航：東海汽船

【ボーイング製】



BJ11 929-115 トッピー7
建造：1978年6月
運航：種子屋久高速船/いわさき



BJ15 929-115 ぎんが
建造：1979年11月
運航：佐渡汽船



BJ17 929-115 S.I. 愛
建造：1980年8月
運航：東海汽船



BJ19 929-115 S.I. 虹
建造：1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中



BJ23 929-115 ロケット2
建造：1984年6月
運航：種子屋久高速船/コスモ



BJ25 929-117 ヴィーナス2
建造：1985年4月
運航：九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

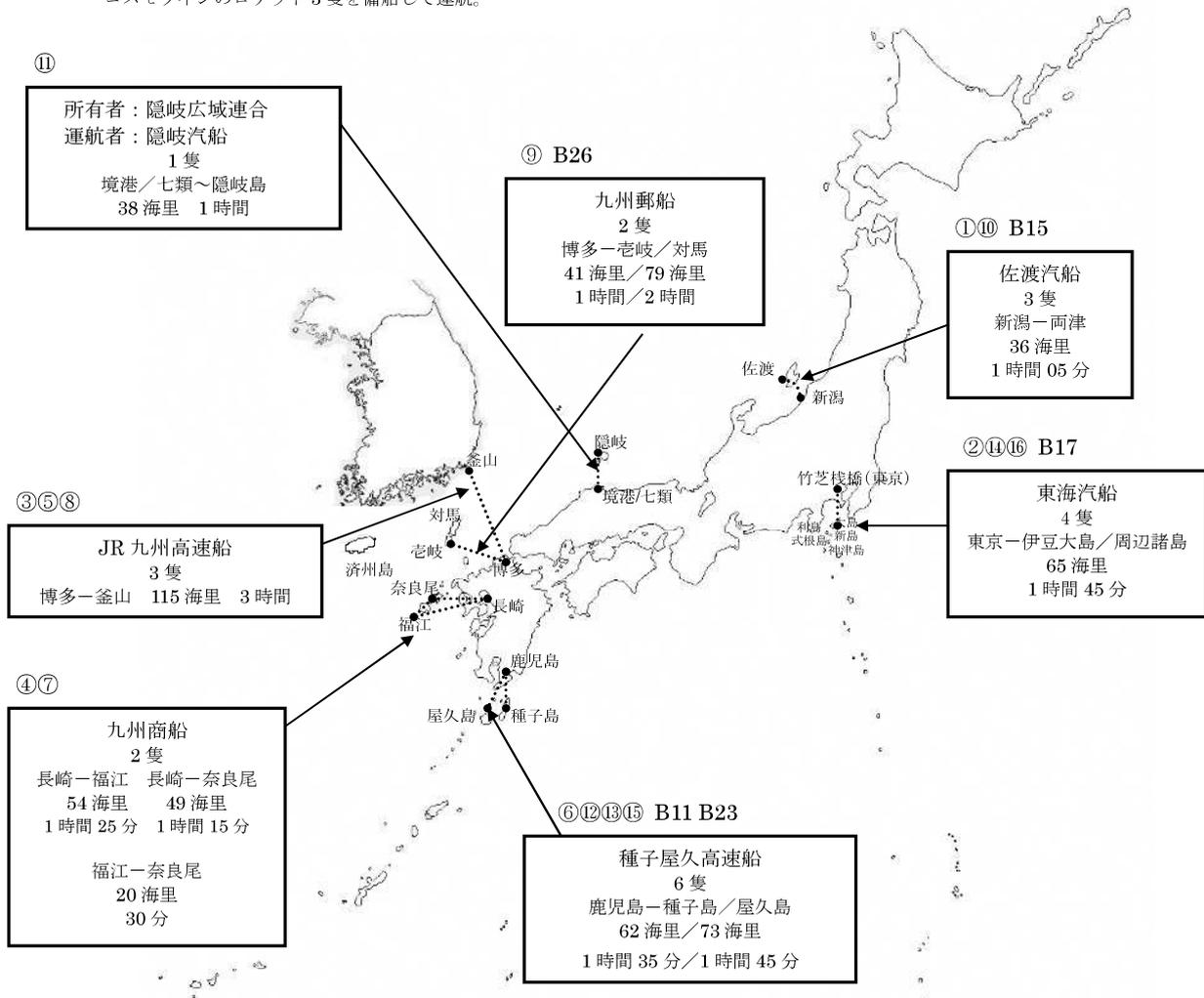
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989 / 04 / 26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013 / 03 / 14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001 / 03 / 21
④	九州商船	ベガさす	1990 / 03 / 06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998 / 04 / 02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006 / 04 / 18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997 / 02 / 01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991 / 03 / 25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991 / 04 / 14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991 / 04 / 28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014 / 01 / 07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992 / 04 / 29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995 / 04 / 29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014 / 12 / 25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004 / 10 / 15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020 / 06 / 30

ボーイング社建造ジェットフォイル

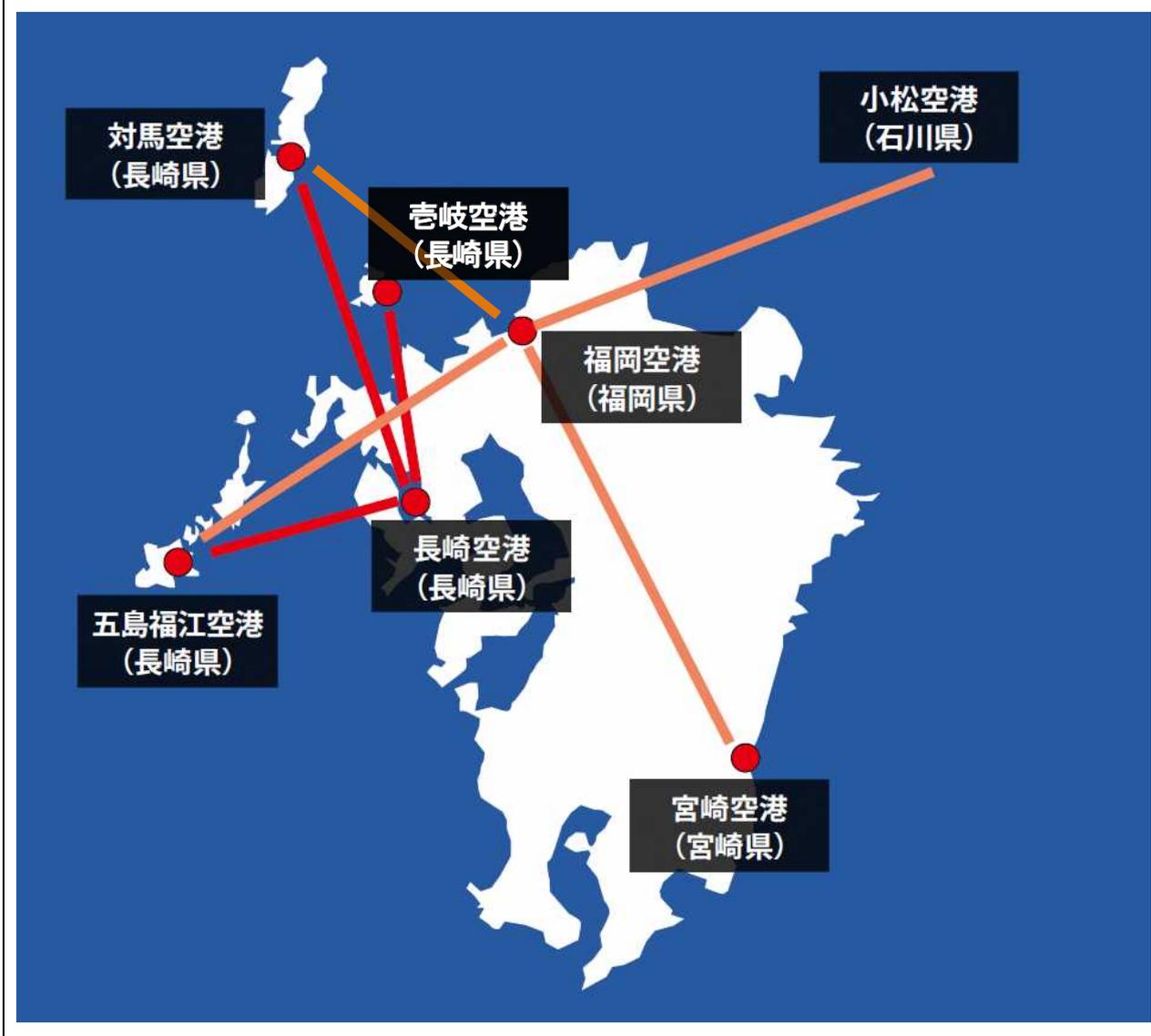
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003 / 12 月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986 / 01 月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002 / 04 月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020 / 08 月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005 / 04 月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000 / 12 月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を備船して運航。



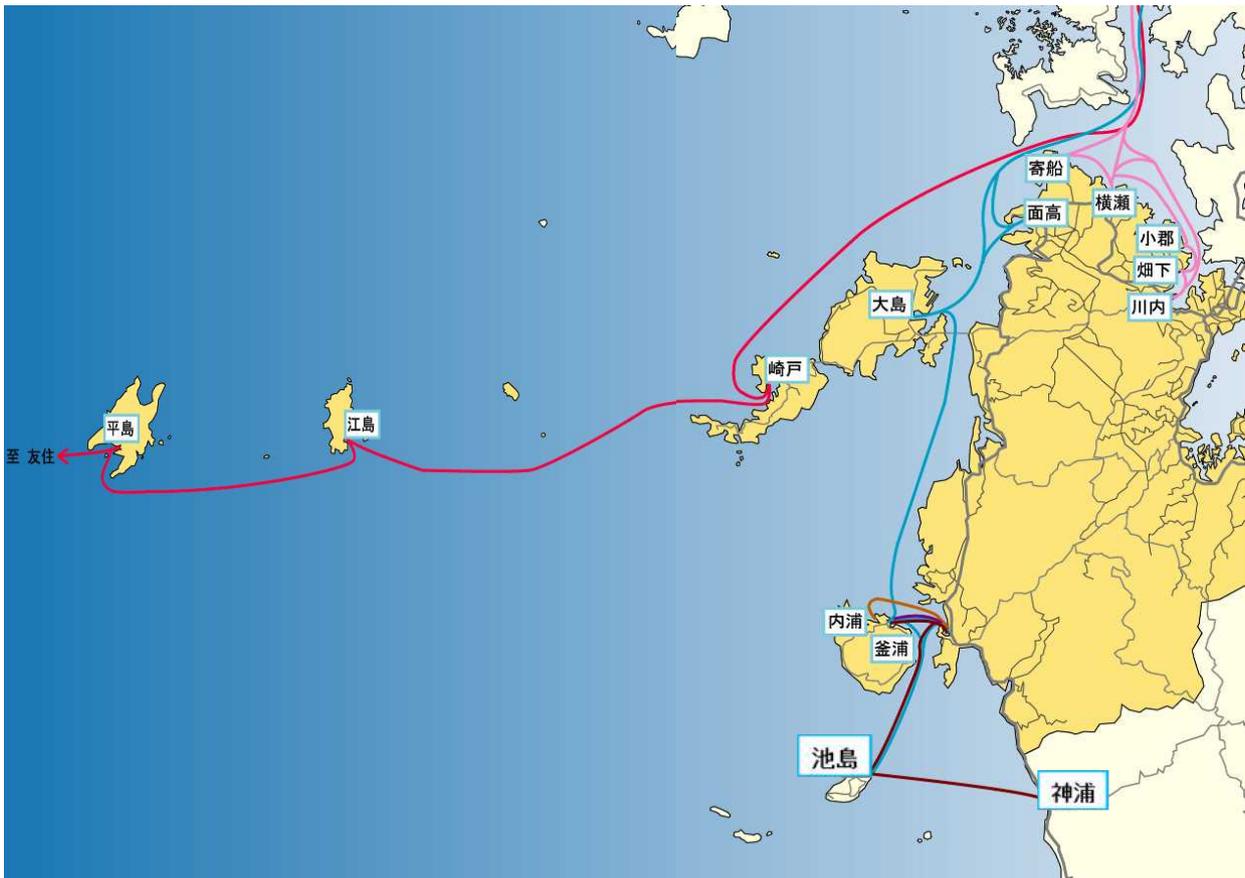
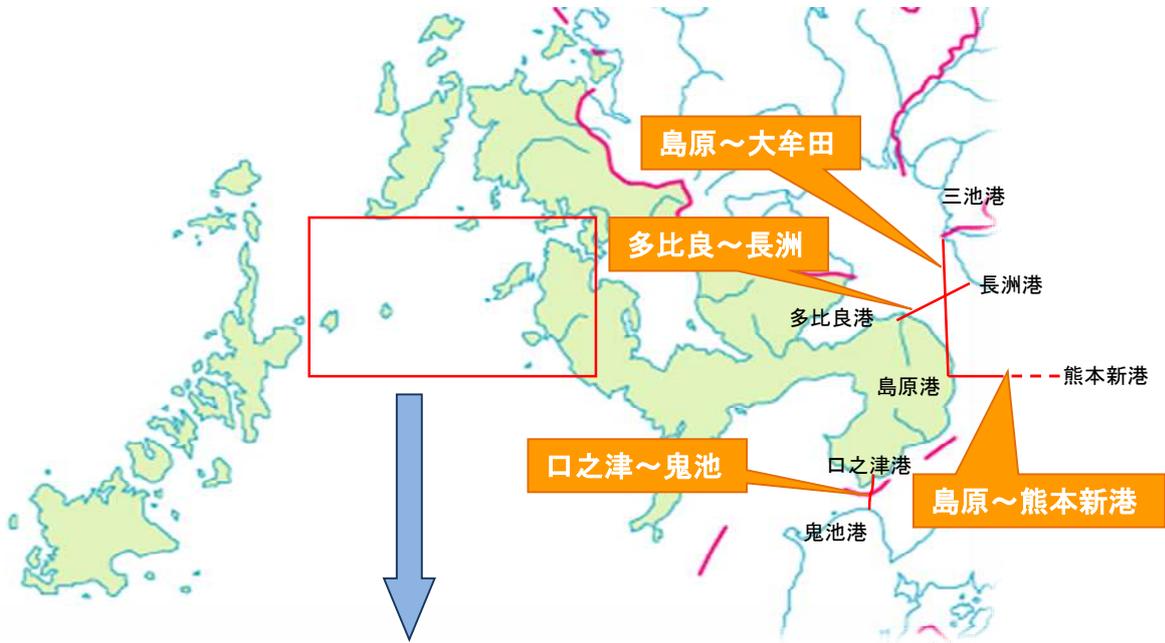
オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	13
H28	4	—	1	8	5	—	—	18
H29	11	—	7	12	2	2	—	34
H30	18	—	6	6	5	6	2	43
R1	16	—	7	10	4	2	2	41
R2	4	2	10	12	3	5	5	41
R3	6	1	10	13	1	3	2	36

半島航路の維持・確保について



第3号議案

国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について〔継続3回〕

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

2. 保険税の負担上昇抑制について〔継続1回〕

令和4年度の納付金算定においては、県の財政安定化基金等を活用し、被保険者の税負担上昇抑制を図るため年度間の財政調整を行う方針が示されたが、令和5年度以降についても、引き続き基金等を活用して、税負担上昇抑制に配慮した対応を講じること。

第4号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療における医師確保対策等について〔継続4回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料4-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

さらに、新型コロナウイルス感染症のように全国的に広がりを見せる感染症対策については、自治体病院等の負担が大きくなることから、国の主導のもと適切な対応を行うとともに、十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R3.12.1)	医師数(実数)	人口10万対率	うち医療施設 従事医師数	診療科目内訳				
					内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	498,411	2,076	416.5	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	303,089	756	249.4	738	158	36	60	29	455
県央医療圏	264,044	831	314.7	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	124,372	244	196.2	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	33,678	75	222.7	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	19,262	31	160.9	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	24,415	41	167.9	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	27,792	54	194.3	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,295,063	4,108	317.2	4,042	815	208	288	148	2,583
全 国		327,210	258.8						

※厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第5号議案

福祉施策の充実強化に関する提言

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども福祉医療費制度の創設について〔継続3回〕

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、全ての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、少なくとも中学生まで助成を行っていることから、子育て環境の充実のため、対象年齢を未就学児から中学生まで引き上げを図ること。

2. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について〔継続6回〕

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- (1) 放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童はもとより、**低所得世帯の、生活保護受給世帯や就学援助受給世帯の児童などの**経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。(長崎市)

(説明)

・長崎県においても「長崎県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進していることを踏まえ、国・県として、ひとり親家庭等のみならず経済的困窮世帯を広く減免対象としてほしいという意図を明確にするため、文言の変更を行うもの(長崎市)

- (2) 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

- (3) 借家で運営している**既存**クラブへの賃借料の助成について、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた**既存**クラブについても補助制度の対象とすること。(長崎市)

(説明)

・補助対象の範囲を明確に記載するもの(長崎市)

第6号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について〔継続3回〕

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料6-1 参照)

2. 介護従事者の人材確保について〔継続3回〕

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策を引き続き確実に実施すること。

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第7期 (H30～R2)	段階数	第8期 (R3～R5)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	10	0.0%
佐世保市	5,822	9	5,822	9	0.0%
諫早市	5,970	9	5,970	9	0.0%
大村市	5,800	9	5,800	9	0.0%
平戸市	6,175	9	5,875	9	△ 4.9%
松浦市	5,592	11	5,700	11	1.9%
対馬市	6,300	10	6,400	10	1.6%
壱岐市	6,145	9	6,490	9	5.6%
五島市	6,760	9	6,660	9	△ 1.5%
西海市	5,925	9	5,925	9	0.0%
島原地域広域市町村圏組合	6,500	10	6,500	10	0.0%
平均	6,163	-	6,177	-	0.2%

第7号議案は欠番（県への提言がないため）

第8号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート^{〔継続4回〕}の着実な整備について

九州新幹線西九州ルートに関しては、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和5年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。
- (2) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖－武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。
- ~~(3) JR九州に対して西九州新幹線開業時の運行計画について早期に示すよう働きかけるとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないように調整を図ること。(長崎市)~~
- (3-4) 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。
- (4-5) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業に伴い、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。

(説明)

・JR九州により運行計画が公表されたことなど最近の動向等を反映させる必要があるため（長崎市）

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続4回〕

九州新幹線西九州ルート¹の整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線(長崎ルート)等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

(1) 西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

- ① 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐世保～博多間の特急みどりの所要時間並びに長崎～博多間の新幹線及びリレー特急の計画所要時間に悪い影響を及ぼさないよう国へ働きかけること。
- ② 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。
- ③ 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

(2) フル規格新幹線に関する要望について

- ① 西九州ルートの全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- ② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の具現化を行うこと。

3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について〔継続4回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、近年、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況が続いており、特に車両検査については予算自体が配分されない状況となっている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保され、次の事項の実現について国へ働きかけること。(佐世保市)

(1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付

(2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ

(3) 同事業の地方負担に係る財源措置の拡充などの支援策の充実

(説明)

- ・ 地域鉄道における国庫補助の現状に合わせて表現を改めるもの（佐世保市）

九州新幹線西九州ルート

概要図

(令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速1時間20分(現行「特急かもめ」最速1時間50分より30分短縮)

【国土交通省試算】

第9号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 9-1 参照)

1. 道路網の整備について〔継続4回〕

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 I C から佐世保大塔 I C）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の4車線化の早期事業化

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市小野町から長野町の調査検討区間の指定

~~オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用~~

(説明)

- ・エ 現在、国において調査区間の指定手続きは行われていないため
- ・オ R4年5月21日に供用開始となったため。(雲仙市)

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎

県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

(ア) 時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成

(イ) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進早期整備大串から時津町日並郷間の早期着手

(ウ) 西海市西彼町白似田郷から時津町日並郷間の早期着手

(説明)

・西彼杵道路の未着手区間（西海市西彼町大串郷～時津町日並郷）について、R4年3月に西海市西彼町平山郷から白似田郷間の延長6.6kmが新規事業化されたため変更するもの。（雲仙市）

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期整備事業化

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石2丁目間の事業促進早期整備

(イ) 長崎市滑石2丁目から時津町野田郷間の早期事業化着手

(説明)

・長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）については、R3年11月に都市計画決定がなされ、R4年3月には、長崎市茂里町～滑石2丁目の延長5.3kmが新規事業化されたため変更するもの。（雲仙市）

ウ 都市計画道路滑石野田線（長崎市滑石町～時津町野田郷間）の早期事業化

⑤ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討早期事業化

(説明)

・R3年度の長崎県新広域道路交通計画において、本整備要望路線が、空白区間から候補路線へと位置付けられたこと、また、新規事業化という先のことではなく、次の段階である調査検討という要望内容に変更するもの。（雲仙市）

⑥ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

(2) 幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

- ② 長崎南外環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成
- ③ 一般国道５７号の早期整備
 - ア 一般国道５７号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備
 - イ 一般国道５７号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討
- ④ 一般国道３４号の早期整備
 - ア 大村諫早拡幅の整備促進
 - イ 大村拡幅の早期完成
 - ウ 諫早北バイパスの４車線化の早期事業化
 - エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成
- ⑤ 一般国道２０７号の早期整備
 - ア 佐瀬拡幅の早期整備
 - イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
 - ウ 長田バイパス（東長田拡幅）の早期整備
- ⑥ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷲崎線）の早期事業化整備
 - ア 一般国道２０７号長田バイパス交差部から一般国道３４号
- ⑦ 一般国道２０２号福田バイパスの早期事業化
- ⑧ 一般国道４９９号（栄上工区）の早期完成
- ⑨ 一般国道３８２号の整備促進
- ⑩ 一般国道３８４号の整備促進
- ⑪ 一般国道３８９号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進
- ⑫ 主要地方道佐世保日野松浦線・一般県道佐世保世知原線（板山トンネル）の整備促進（~~棕呂路〔仮称〕・板山トンネル~~）の整備促進
- ⑬ 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕棕呂路トンネル）の早期事業化
- ⑭ ⑬ 主要地方道野母崎宿線の早期整備
- ⑮ ⑭ 主要地方道厳原・豆碓・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- ⑯ ⑮ 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の整備促進

⑰ ⑱ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備

（説明）

〔仮称〕椋呂路トンネルは、現在、事業を行っていないため（雲仙市）

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 9-2 参照）

2. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続 1 回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、令和 2 年 12 月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に、電柱倒壊のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和 3 年 5 月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

3. 港湾の整備促進について〔継続 4 回〕

港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾

の整備が不可欠である。

このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

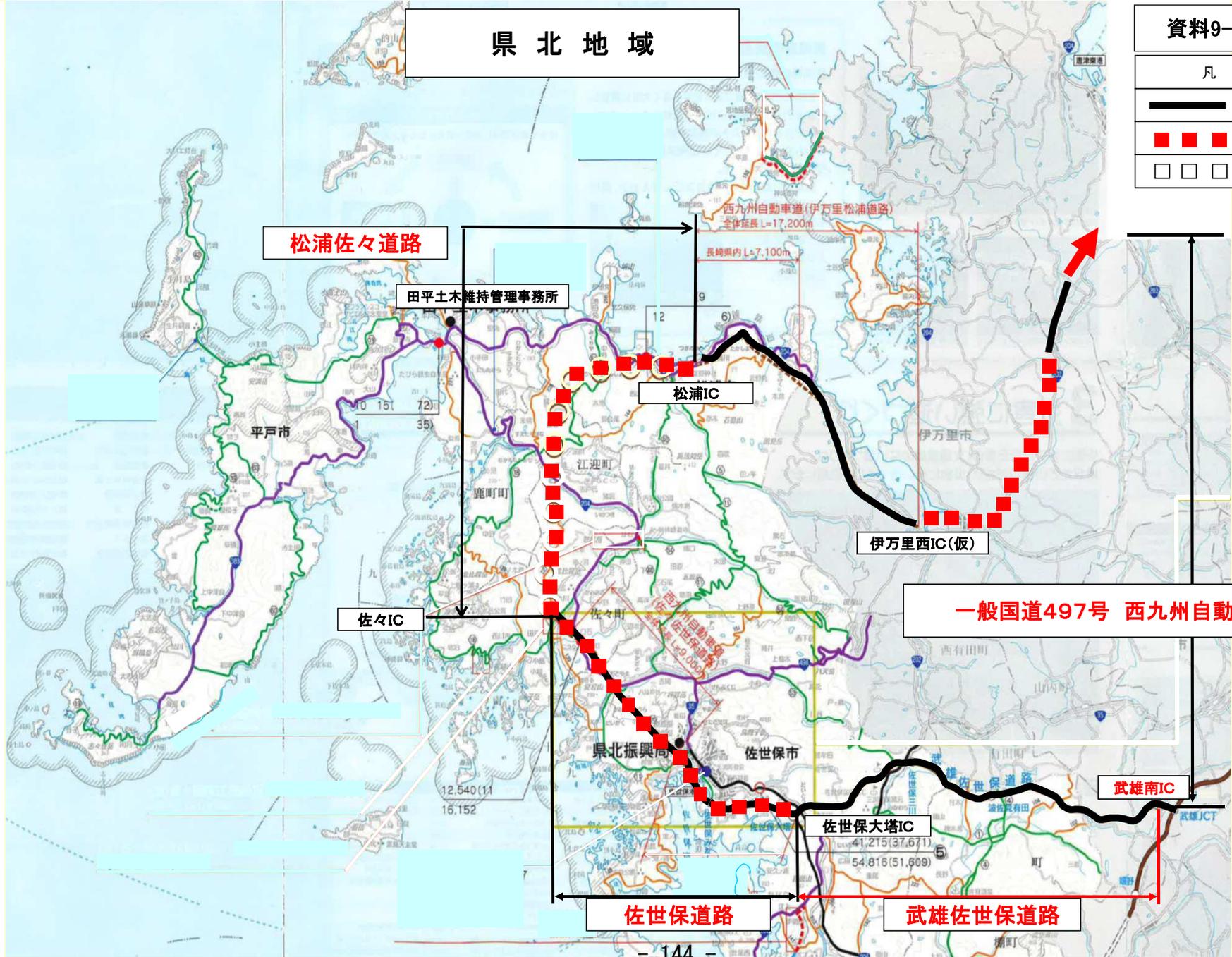
- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

県北地域

資料9-1

凡 例

	供用中
	整備区間
	その他区間



松浦佐々道路

田平土木維持管理事務所

松浦IC

平戸市

伊万里西IC(仮)

一般国道497号 西九州自動車道

佐々IC

県北振興局

佐世保市

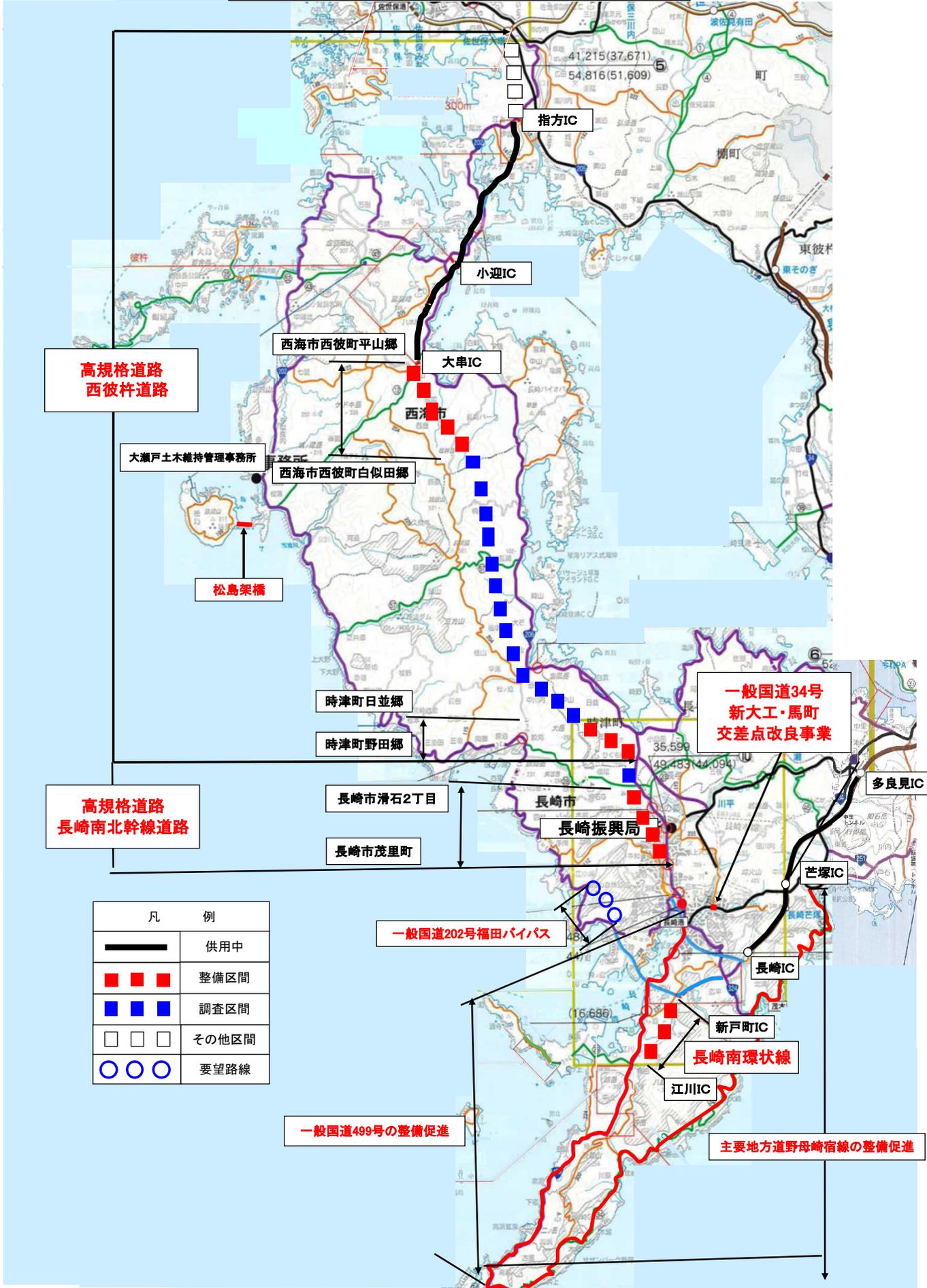
武雄南IC

佐世保大塔IC

佐世保道路

武雄佐世保道路

長崎、西彼杵、佐世保地域

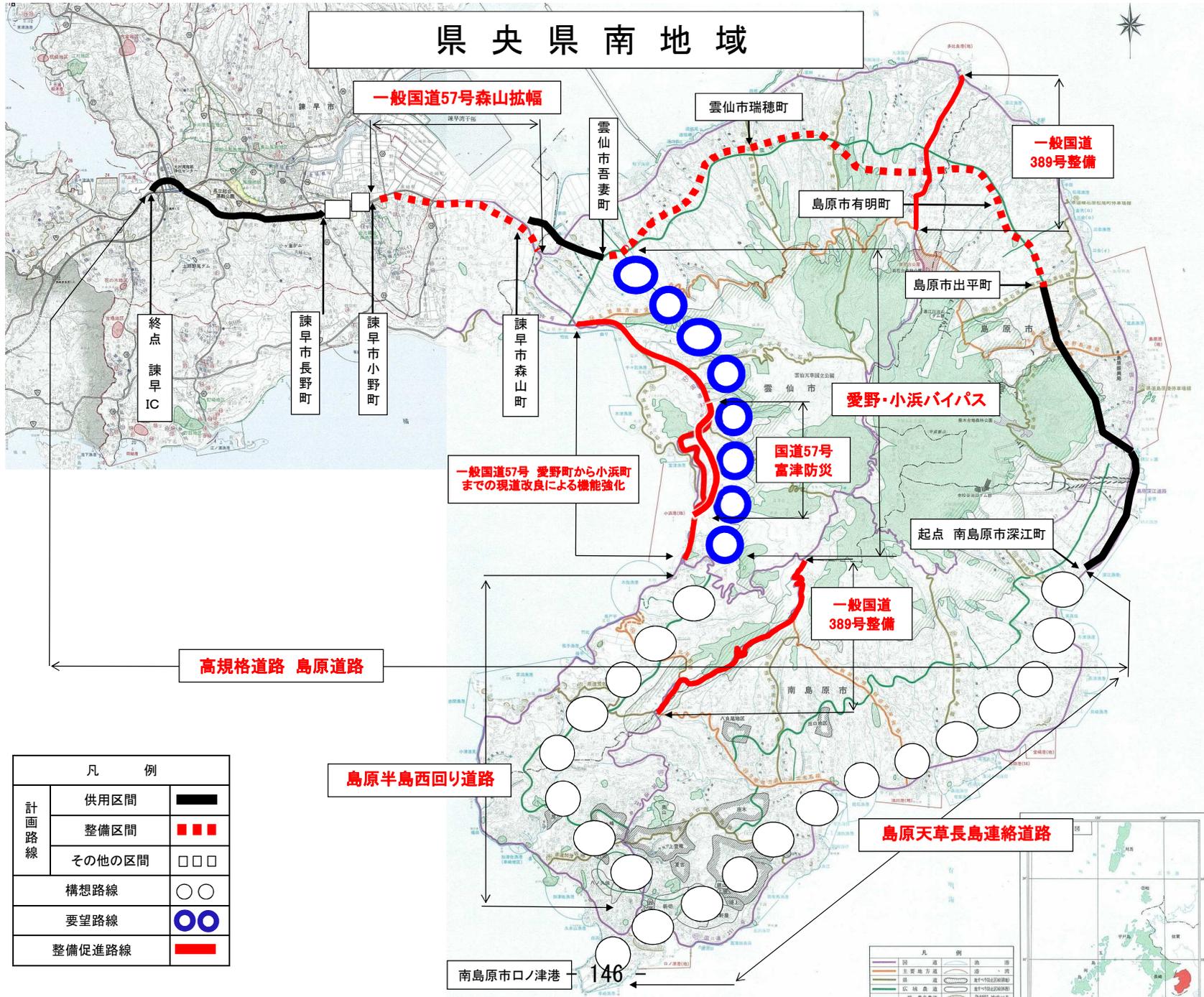


凡	例
—	供用中
■ ■ ■	整備区間
■ ■ ■	調査区間
□ □ □	その他区間
○ ○ ○	要望路線

一般国道499号の整備促進

主要地方道野母崎宿線の整備促進

県央県南地域

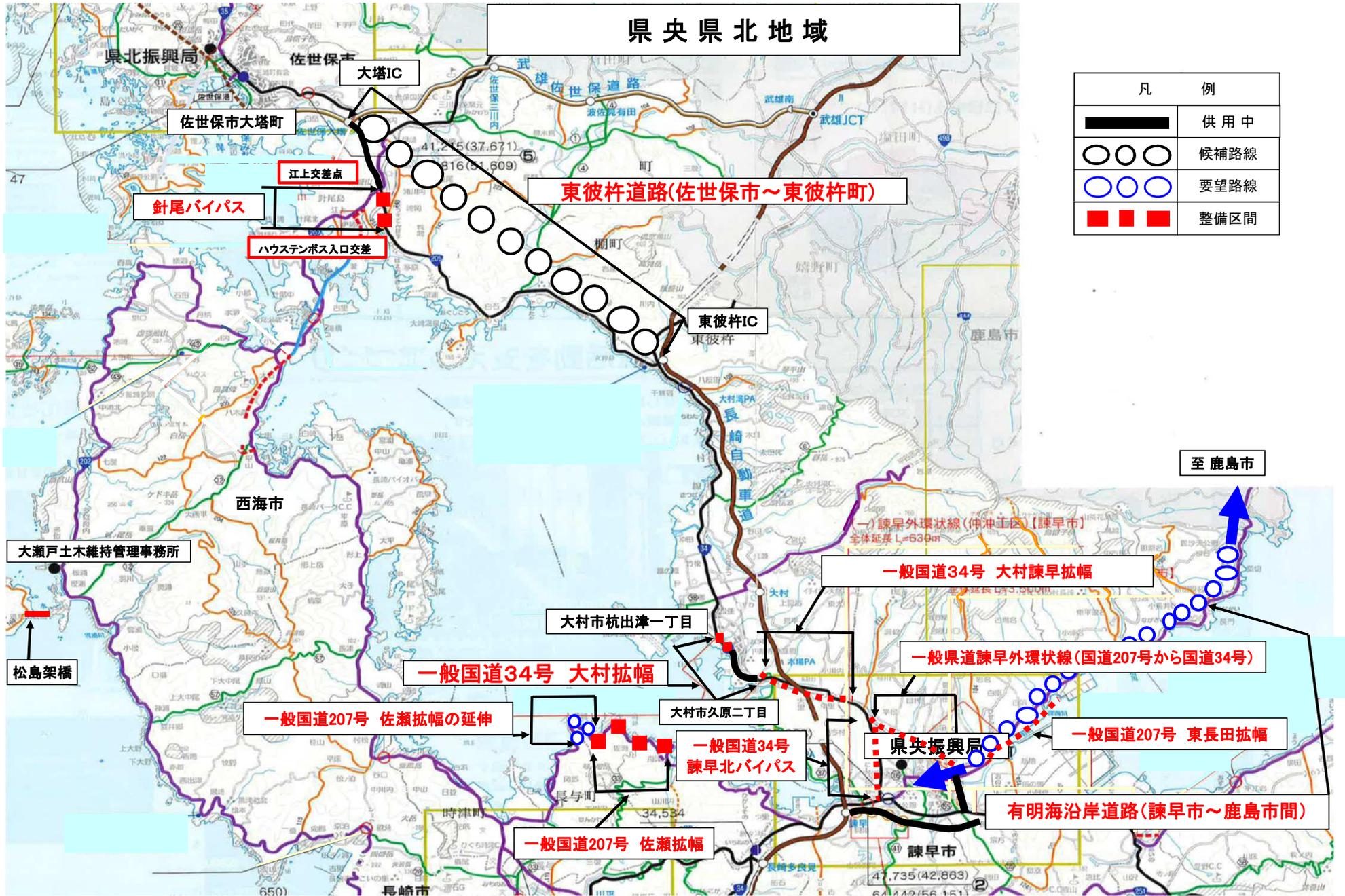


凡 例		
計画路線	供用区間	■
	整備区間	■■■
	その他の区間	□□□
	構想路線	○○
	要望路線	○○○
	整備促進路線	■■■

凡 例	
国 道	—
支 線 道	—
市 道	—
町 道	—
村 道	—
河 川	—
鉄 道	—
境界線	—



県央県北地域



凡 例	
	供用中
	候補路線
	要望路線
	整備区間

至 鹿 島 市

一般国道34号 大村諫早拡幅

一般県道諫早外環状線(国道207号から国道34号)

一般国道207号 東長田拡幅

有明海沿岸道路(諫早市～鹿島市間)

県央振興局

一般国道34号 諫早北バイパス

一般国道207号 佐瀬拡幅

一般国道34号 大村拡幅

一般国道207号 佐瀬拡幅の延伸

大村市杭出津一丁目

大村市久原二丁目

西海市

針尾バイパス

ハウステンボス入口交差

江上交差点

佐世保市大塔町

大塔IC

東彼杵IC

東彼杵

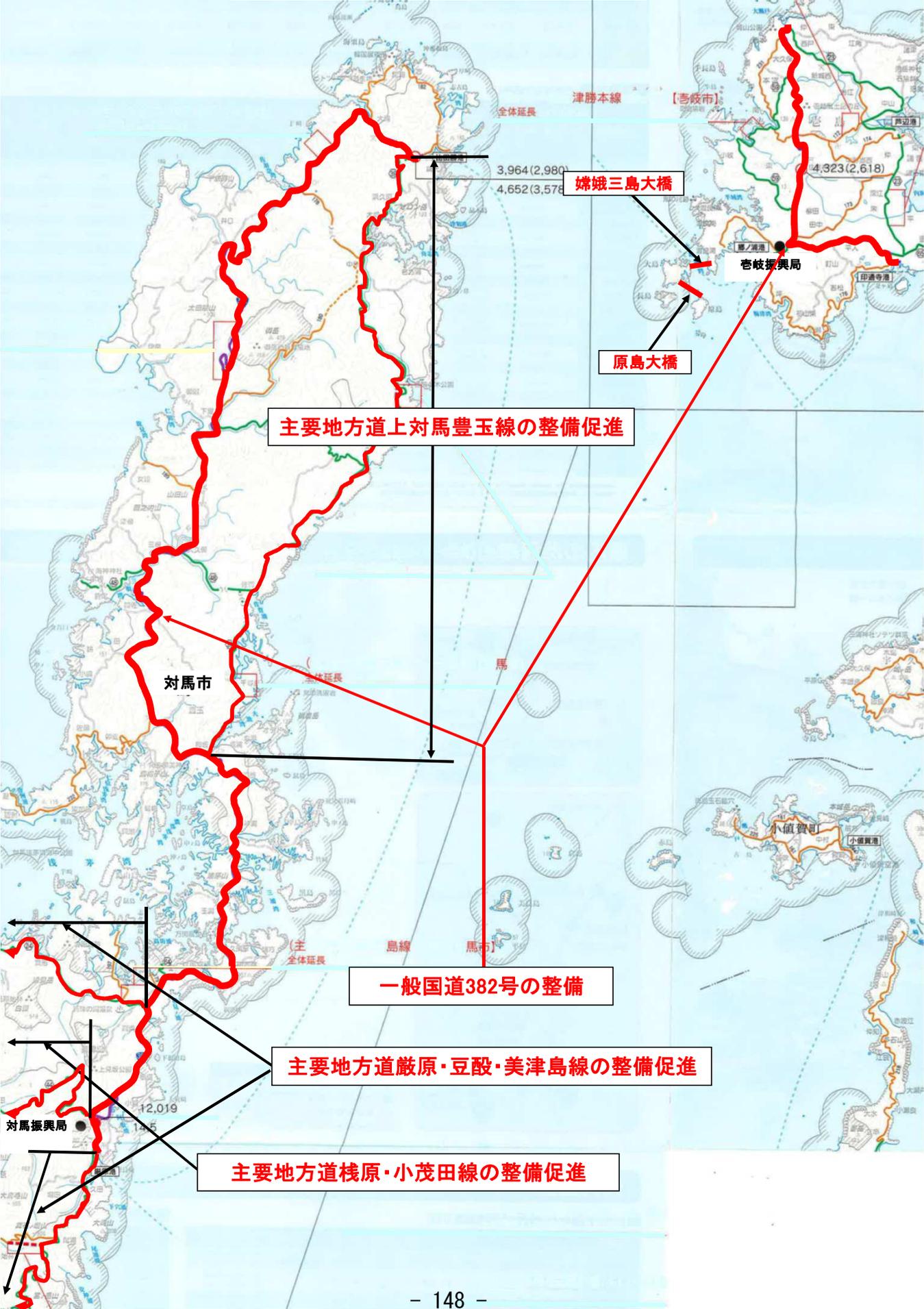
東彼杵道路(佐世保市～東彼杵町)

県北振興局

大瀬戸土木維持管理事務所

松島架橋

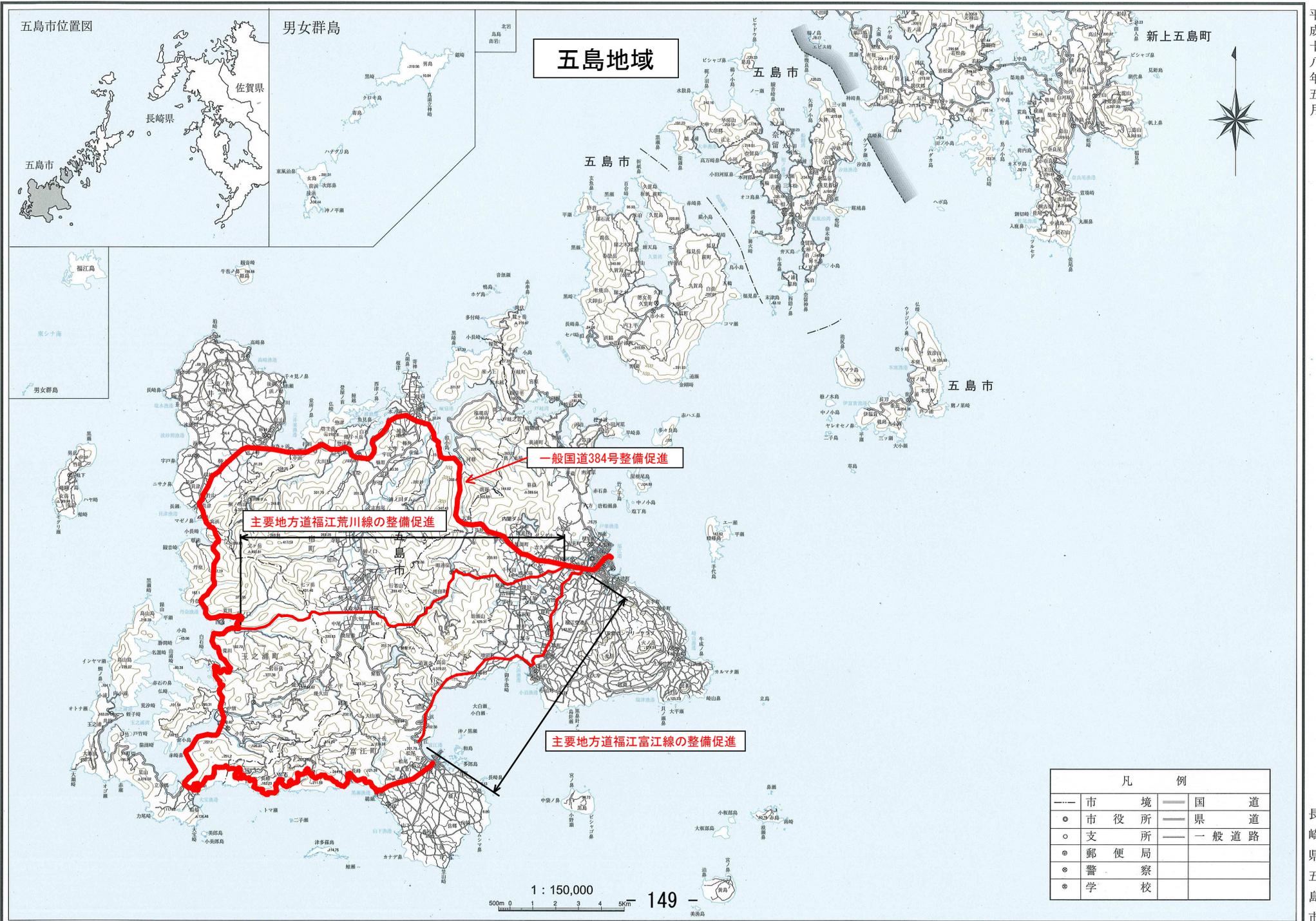
壱岐・対馬地域



五島市全図

(国) 資料9-2 (県) 資料9-1

平成十八年五月



長崎県五島市

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18九複、第30号)」



第10号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について〔継続3回〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、近年アナグマ、カラス等による農作物被害も急増していることから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

(資料 10-1 参照)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

2. 水産業の振興対策について [継続3回]

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の加入促進について

新型コロナウイルス感染症の影響による水産物消費の減少や国内需要の低迷などにより、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。

一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。

こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げを国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。

(2) 放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。

このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

(資料 10-2 参照)

(3) 漁業就業者対策の充実について

- ① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。
- ② ひとが創る持続可能な漁村推進事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船や漁具の取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して~~経営確立を~~期限(5年以上)を定めた給付金(経営開始型)の支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

(説明)

・農業における営農開始後の国の支援制度について、令和4年度に見直しが行われ、新たに設けられた新規就農者育成総合対策事業では支援期間が最長3年間へと変更が行われたことを踏まえ、要望内容を修正するもの(松浦市)

令和2年度 イノシシによる農作物被害状況一覧

市町村名	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害量(kg)
長崎市	20,155	1,135	85,345
佐世保市	56,796	4,723	320,220
島原市	386	22	4,347
諫早市	12,649	966	60,839
大村市	5,227	377	26,807
平戸市	30,199	3,477	186,412
松浦市	11,756	1,042	94,418
対馬市	1,201	100	7,825
壱岐市	47	5	797
五島市	6,267	756	166,511
西海市	7,583	532	34,755
雲仙市	5,704	339	35,243
南島原市	6,299	382	40,465
長与町	4,471	160	28,011
時津町	860	40	3,910
東彼杵町	9,349	901	40,423
川棚町	2,938	281	12,697
波佐見町	4,562	637	19,734
小値賀町	398	112	10,420
佐々町	3,621	321	15,742
新上五島町	366	17	3,147
計	190,834	16,325	1,198,068

放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況（漁港区域内）（R4.1現在調査）

長崎市	31隻
佐世保市	49隻
諫早市	0隻
大村市	0隻
対馬市	31隻
壱岐市	27隻
平戸市	154隻
松浦市	37隻
五島市	227隻
西海市	33隻
島原市	0隻
南島原市	40隻
雲仙市	33隻
合計	662隻



第 1 1 号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続4回〕

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料 11-1 参照）

2. 工業団地の整備について〔更新〕（島原市、平戸市、西海市、雲仙市）

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。（島原市）

（説明）

提言する（島原市、平戸市、西海市、雲仙市）

従前、大規模な工業団地については、県が主体として取り組むよう提言してきたが、県はあくまでも市町主体事業を支援するという立場である。今後、工業団地造成を計画していく際、県の補助がなくなった場合の財源確保が困難になるとともに、適用にあたっての条件緩和及び対象の拡充等のよりきめ細かい補助制度の必要性が高いことから継続要望するもの。

とりわけ、計画承認段階における分譲面積等の条件緩和及び工業団地整備の規模を問わない補助率の拡充など、更なる財政支援をお願いしたい。特に、工業団地整備完了後における高速通信網の整備や水資源の確保など、企業ニーズに沿ったインフラ整備に対しても補助対象としていただきたい（島原市）

3. V・ファーレン長崎への支援について〔継続3回〕

全県をホームタウンとするV・ファーレン長崎について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

（1）県内全市町で構成する「V・ファーレン長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。

（2）V・ファーレン長崎と自治体が連携し、V・ファーレン長崎の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口としてV・ファーレン長崎との連携を図ること。

- (3) 県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、ウェイサポーターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前で県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取組みを図ること。
- (4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

(資料 11-2 参照)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資

・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和

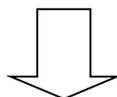
・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

自治体支援の状況

1 V・ファーレン長崎自治体連携会議

県下市町において自治体支援会議を設立し、集客支援等について協議を行ってきたところであるが、新型コロナウイルス感染拡大の影響が大きかった2020シーズンを除いて観客動員数は増加傾向にあること、財務基盤も改善されてきていること、また、V・ファーレン長崎が積極的に地域貢献活動に取り組んでおり、今後も更なる連携の強化が求められていることを考慮し、各自治体からクラブへの支援という形から、双方が連携して地域課題の解決を目指す段階に進んでいると判断し、各自治体とクラブとの合意により、会議名を自治体連携会議と改称することとした。今後は、自治体の各施策とクラブの地域貢献活動との連携を軸に協議を行い、具体的な取り組みに繋げていく。

【構成】 県及び県内全市町で構成

【令和3年度開催状況】

回数	期日	内容
連携会議 第1回	R3.6.14(月)	V・ファーレン長崎からの報告 V・ファーレン長崎と各市町の連携状況について
連携会議 第2回	R310.6(水)	V・ファーレン長崎からの報告 各市町のV・ファーレン長崎関連事業について
連携会議 第3回	R4.2.9(火)	V・ファーレン長崎からの報告 各市町のV・ファーレン長崎関連事業について

2 V・ファーレン長崎練習場の状況

諫早市サッカー場、トランスコスモススタジアム長崎

3 V・ファーレン長崎選手の長崎県出身者

- ・江川 湧清 選手 南島原市出身 鎮西学院高校 (2019シーズン加入)
- ・楯先 祐弥 選手 長崎市出身 東福岡高校→早稲田大学 (2021シーズン加入)
- ・五月田 星矢 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (2021シーズン加入)
- ・安部 大晴 選手 長崎市出身 鎮西学院高校 (V長崎 U-18 兼 2022シーズン加入)

第12号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔継続3回〕

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和7年度までに段階的に35人に引き下げられるが、小学1、2年生を30人学級とするとともに、中学校においても35人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔継続3回〕

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

3. 派遣指導主事の配置について〔継続3回〕

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に

応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。ついては、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど人的な支援措置を講じること。

(資料 12-1 参照)

4. 養護教諭の配置について [継続 3回]

分校及び3学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

5. 学校事務職員の配置について [継続 3回]

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び4学級未満（中学校においては3学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について [継続 3回]

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 12-2 参照)

7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔継続3回〕

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について〔継続3回〕

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

（資料12-3参照）

9. ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための支援について〔継続3回〕

各自治体において学校のICT教育環境整備を推進しているところであるが、ICTを効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。

そこで、県においては、引き続き教職員のICT教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT教育支援を全県的に取り組むため、熱意のあるICT支援員を育成し、その配置のための財政支援を国へ働きかけるなどにより、学校におけるICT教育環境の充実を図ること。

（資料12-4参照）

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について〔継続3回〕

(1)長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長

崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 12-5 参照)

- (2)長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 12-6 参照)

1 1. 特別支援学級編制基準の弾力化について〔継続 2 回〕

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員 1 人で行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在 8 人で 1 学級となっている特別支援学級の編制基準を、6 人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

1 2. 統合型校務支援システムの導入について〔継続 2 回〕

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して財政支援措置を講じるとともに、国にも財政支援措置を講じるよう働きかけること。

1 3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について〔継続 6 回〕

文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある指針に格上げされ、超過勤務の上限の目安時間として 1 か月で 4 5 時間、1 年間で 3 6 0 時間を超えないように示された。

長崎県内 2 1 市町においても、超過勤務の縮減に向け取り組んでいるところがあるが、教頭の超過勤務が課題となっている。

については、超過勤務の改善及び教育全体の質の向上を図るため、教頭の配置を教科別現員数の定数外とすること。

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和4年5月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人)計	指導主事数(人)
	小学校	中学校			
長崎市	小学校	68	18,165	26,597	34
	中学校	37	8,432		
佐世保市	小学校	44	12,896	19,132	33
	中学校	24	6,189		
	義務教育学校	2	47		
島原市	小学校	9	2,312	3,439	6
	中学校	5	1,127		
諫早市	小学校	28	7,410	10,847	12
	中学校	14	3,437		
大村市	小学校	15	6,342	9,336	11
	中学校	6	2,994		
平戸市	小学校	15	1,409	2,123	6
	中学校	8	714		
松浦市	小学校	9	1,144	1,716	5
	中学校	7	572		
対馬市	小学校	17	1,307	2,022	7
	中学校	11	715		
壱岐市	小学校	18	1,340	2,067	6
	中学校	4	727		
五島市	小学校	14	1,486	2,271	8
	中学校	11	785		
西海市	小学校	11	1,182	1,781	6
	中学校	6	599		
雲仙市	小学校	17	2,073	3,109	7
	中学校	7	1,036		
南島原市	小学校	15	1,953	2,977	7
	中学校	8	1,024		
計	小学校	280	59,019	87,417	148
	中学校	148	28,351		
	義務教育学校	2	47		

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和4年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	0 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	20	1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15 国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02～04 中20校
	学校サポーター	非常勤職員	小64校188人 中18校25人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H28 小58校 H22 小38校 H29 小58校 H23 小38校 H30 小61校 H24 小48校 R01 小64校 H25 小63校 R02 小50校、中4校 H26 小62校 R03 小61校、中18校 H27 小60校 R04 小64校、中18校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	8(0)	1日6時間、週5日勤務、教育研究所に8人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	平成27年度から長崎市雇用が8人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	1(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に1人配置。(適応指導教室において小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(30)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03～04 小44校 中34校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	22	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム 会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23～H27 2名 R3～R4 7名 H28～H29 3名 H30～R1 4名
	教育相談員	非常勤職員	159回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム 会計年度任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指導教室担当	フルタイム 会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室担当	パートタイム 会計年度任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	13	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
スクールカウンセラー	県配置会計年度任用職員	0(19)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9		
島原市	心の教室相談員	会計年度任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H10	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(7)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全中学校・関係小学校に配置。全中学校に1日5～6時間の35週。2つの小学校に1日3時間の35週	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。1日6時間の35週	H27	
	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和4年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
諫早市	心のケア相談員	パートタイム 会計年度任用職員	13	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
	心の教室相談員	パートタイム 会計年度任用職員	7	週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度任用職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員2名は不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他3名は訪問相談等の地域巡回を行っている。
	スクールカウンセラー	県非常勤職員	0(12)	4小学校、12中学校に配置し、教育相談、カウンセリング等を行う。	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソーシャルワーカー	県非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務 諫早少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。	H23	県配置
大村市	心の教室相談員	会計年度任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員 及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(9)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	適応指導教室長	会計年度任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	適応指導教室補助指導員	会計年度任用職員	3	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	適応指導教室補助指導員	会計年度任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)	R2	
小・中学生サポートルーム	会計年度任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設	
平戸市	適応指導教室指導員	会計年度任用職員(パート)	2	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
	スクールソーシャルワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学校訪問を行う。	H24	
	スクールカウンセラー	県配置 非常勤職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
松浦市	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員(県配置職員)	0(1)	週2日(1日7時間)の勤務。市内を3地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市スクールカウンセラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度任用職員	4	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に配置)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	会計年度任用職員	58	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校17校、中学校8校に配置)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援センター指導員	会計年度任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	1日6時間、週3日年間35週を基本。 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働き掛け、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校6校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和4年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
沓崎市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	2(0)	1日5時間、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	1	週4日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1~2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	1(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校7校、中学校10校に配置。	H13	小1校、中1校は高校のエリア校配置 小1校は、中学校のエリア校配置 小3校、中2校は単独配置 小2校、中6校はグループ配置
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22~H23 中6校 H24 中5校 H25~ 中4校
	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	1	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21~H24県配置 H25.5~H26 1名雇用 H27~県配置 H30~ 市雇用1名
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小・中学校8校に配置。(内2校はエリア校)	H18	
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	27	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	会計年度任用職員	1	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	12	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。小学校5人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校8校、小学校7校配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和4年5月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	会計年度任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24～26…36人 H27～30…43人 R01～04…43人
佐世保市	学校司書	パートタイム会計年度任用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	
島原市	学校司書	会計年度任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	パートタイム会計年度任用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	会計年度任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館支援員	会計年度任用職員(パート)	5	週29時間勤務、5校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	会計年度任用職員	3	年間227日間(1日7時間)、各学校を週1回巡回して勤務	H26年7月～	
対馬市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	14	市内小・中学校27校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム会計年度任用職員	4	1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5～6校)	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～4人
五島市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館司書 学校図書館運営補助員	会計年度任用職員	9	司書(4人)は1日6時間、週5日勤務、中学校4校に配置 図書補助員(5人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校9校に配置(内4人は2校担当)	H21学校図書館司書 H23学校図書館運営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度任用職員(スクールサポーター)	27	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

長崎県内のICT教育環境整備状況

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生徒用タブレット及び授業支援ソフト	デジタル教科書
長崎市 (小68、中37)	理科室に小中全部 特別支援学級を有する学校に1台 通級指導教室に1台 大型提示装置は普通学級に各1台 ※R4年度中に小中の普通学級に電子黒板導入予定	小中学校への1人1台学習用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト:小1~小3は「ロイノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の 道徳、書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道徳)
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	全小・中・義務教育学校に2台整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生徒用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。	小:国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または 必要に応じて学校予算で対応 ・R4文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語、国語、書写、地図、地理、歴史、公民のデジタル教科書を希望校に導入
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台	小・中学校への1人1台学習用端末(Chromebook)※3、093台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台 整備 Google Workspace for Educationを活用 問題データベースタブレットドリル(東京書籍)を導入	指導者用デジタル教科書 小:1年生~6年生(算数)※各学年1つ 中:1年生~3年生(英語、理科)※各学年1つずつ
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台 ※校内LANに無線接続	【児童生徒用タブレット】 市立小中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和4年4月~) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)	小学校 各学校に指導者用(国語、算数、社会、理科、外国語)を導入 中学校 各学校に指導者用(国語、社会、数学、理科、英語)を導入
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:287台 中:132台	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education, eライブラリアドバンス	小:国語、算数、英語(全学年、指導者用) 中:国語、数学、英語(全学年、指導者用)
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全台導入。	・令和2年度中に、市内全児童生徒(小1483台、中742台)に1人1台導入 【授業支援ソフト】 「Win Bird」を全校に導入 協働学習型教材を小中のモデル校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入	小:算数(1~6年生)、理(3~6年生)、社(5~6年生) 中:国語、数学、理科、英語、社会 ※指導者用
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用	全て指導者用 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語
対馬市 (小17、中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)	小:英語(指導者用)導入済
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせ、4~6台 中:普通教室全てに導入	ChromeBook(wi-fi)を導入済 小:1,624台(教師用含む) 中:836台(教師用含む) Workspace for Education, eライブラリアドバンスを活用	未定
五島市 (小14、中11)	市内小中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・Ipad 小学校:147台、中学校:77台 ・GiGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) 小 児童用:1,574台、教師用:101台 中 生徒用:844台、教師用:51台 ・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを5月末までに導入。(InterCLASS Cloud)	小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み 中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入している。
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備 ・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。 ・AIドリル「ドリルパーク(小3~小6)」「すららドリル(中1~中3)」「キュピナ(中1~中3)」	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会、数学、理科、英語
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設 全181台	Chromebook(wi-fi)を導入済 ・小:2,312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は「eライブラリアドバンス」、授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用	指導者用デジタル教科書 小:国語、社会、算数、理科、英語(令和2年度整備済) 中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】、数学、理科、英語(令和3年度整備済)
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】普通教室・特別教室 小:113台(普通教室1台程度) 中:45台(各校5台程度) 【大型モニター】普通教室・特別教室 小:31台 中:34台 ※R4~R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。	R2:小(1,114台・小4~小6、教師用) R2:中(1,146台・中1~中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1~小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針	指導者用デジタル教科書 R2:小(算数・全学年) R3:中(英語・全学年) 指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R2:小(書写・生活・外国語・道徳) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道徳) 学習者用デジタル教科書 R4:小(英語・算数・理科) R4:中(英語・数学・理科) ※学びの保証・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用

市名	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	ICT支援員6名を業務委託にて配置 ※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運営支援員として6名配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	令和3年～令和6年までの4カ年事業 ・令和4～6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員)※再度募集をかける予定	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与予定(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	未配置	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担 (就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費を扶助)
大村市 (小15、中6)	R4年:1人 時給1155円×6時間(市雇用)	家庭負担
平戸市 (小15、中8)	1社と業務委託 管理台数の増加に伴い、予算増の予定	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルータを貸与。
松浦市 (小9、中7)	各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担(5G/月)
対馬市 (小17、中11)	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
宍岐市 (小18、中4)	R4雇用予定(会計年度任用職員 2名)	未定
五島市 (小14、中11)	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名)	R3は特別な場合を除き、持ち帰りなし。(持ち帰りの場合は家庭の回線に接続) R4は基本的に各家庭の回線に接続する。就学援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭)
西海市 (小13、中6)	令和3年度は、GIGAスクールサポーター4人(統括1名、学校訪問3名)を市内全校に合計425回(各校25回)訪問で業務委託。 令和4年度については、現在調整中。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額10000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	業務委託による配置を予定(R4.9月～R5.3月)	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与予定(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	H29～R3:ICT支援員(2～4名)を市で雇用 R4～:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	-	9,900
62	2,700	1,200	5,400	-	9,300
63	2,700	1,200	5,400	-	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	-	9,400
2	2,700	1,300	5,400	-	9,400
3	2,700	1,300	5,400	-	9,400
4	2,700	1,300	5,400	-	9,400
5	2,700	1,300	6,880	-	10,880
6	2,700	1,300	6,880	-	10,880
7	2,700	1,300	6,880	-	10,880
8	2,700	1,300	6,880	-	10,880
9	2,700	1,300	6,880	-	10,880
10	2,700	1,300	6,880	-	10,880
11	2,700	1,300	6,880	-	10,880
12	2,700	1,300	6,880	-	10,880
13	2,700	1,300	6,880	-	10,880
14	2,700	1,300	6,880	-	10,880
15	2,700	1,300	6,880	-	10,880
16	2,200	1,100	6,880	-	10,180
17	2,200	1,100	6,880	-	10,180
18	2,200	1,100	6,880	-	10,180
19	2,200	1,100	6,880	-	10,180
20	1,980	990	6,192	-	9,162
21	1,980	990	6,192	-	9,162
22	1,980	1,100	6,192	-	9,272
23	1,980	1,100	6,192	-	9,272
24	2,280	1,100	6,192	-	9,572
25	2,280	1,100	6,192	-	9,572
26	2,280	1,100	6,192	-	9,572
27	2,052	990	6,192	-	9,234
28	2,052	990	6,192	-	9,234
29	2,052	990	6,192	-	9,234
30	2,052	990	6,192	-	9,234
R元	2,052	990	6,192	-	9,234
2	2,052	990	6,192	-	9,234
3	2,052	990	6,192	-	9,234
4	1,952	990	6,192	-	9,134

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補 助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
全国中学校総合文化祭長 崎大会開催事業補助金												4,332				
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057

(3) 令和3年度長崎県市長会収支決算書(案)

令和3年度長崎県市長会収支決算書(案)

収入額	19,897,012 円
支出額	14,028,734 円
差引残額	5,868,278 円(翌年度繰越額)

(収入の部)

(単位:円)

項目	予算額 ①	収入済額 ②	差引額 ②-①	摘要
負担金	12,325,000	12,325,000	0	
(内訳) 各市負担金	12,325,000	12,325,000	0	1 各市負担金 長崎市 1,454,000 12,325,000 佐世保市 1,166,000 島原市 858,000 諫早市 1,043,000 大村市 940,000 平戸市 858,000 松浦市 858,000 対馬市 858,000 壱岐市 858,000 五島市 858,000 西海市 858,000 雲仙市 858,000 南島原市 858,000
交付金等	7,035,000	3,130,030	△ 3,904,970	1 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 1,820,000 団体助成金(地域活性化センター) 2 (公財)長崎県市町村振興協会助成金 287,970 3 全国市長会交付金 770,000 4 共済事業説明会開催補助金 252,060
諸収入	1,000	138	△ 862	1 預金利息(一般・管理費) 138
繰越金	4,549,000	4,441,844	△ 107,156	1 前年度繰越金 4,441,844
合計	23,910,000	19,897,012	△ 4,012,988	

(支出の部)

(単位:円)

項目	予算額 ①	支出済額 ②	差引額 ①-②	摘要
事務費	13,166,000	11,359,484	1,806,516	1 事務費 10,733,391 2 会議費 626,093
事業費	6,899,000	2,669,250	4,229,750	1 国への要請活動費 0 2 国・県への要望費 557,700 3 研究・研修費 290,670 4 補助費(地域活性化センター) 1,820,880
予備費	3,845,000	0	3,845,000	
合計	23,910,000	14,028,734	9,881,266	

監 査 報 告

長崎県市長会会則第5条第7項の規定に基づき、令和3年度会務報告及び決算報告の監査を関係書類、帳簿及び預金残高証明を基に実施しましたところ、収入・支出とも適正に処理されていると認めます。

令和4年6月24日

長崎県市長会監事

壱岐市長

白川博一  印

3 報告事項

* * *

(1) 副市長会からの報告について

長崎県副市長会 正副会長の選任について

長崎県副市長会の正副会長の任期満了に伴い、正副会長選任の協議を行った結果、次のとおり、選任された。

会 長 長崎市 武田 敏明 副市長

副会長 佐世保市 山口 智久 副市長

(任期：令和4年8月3日～1年)